

安全センター情報2018年3月号 通巻第457号
2018年2月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2018

3

安全センター情報



特集● アジア・世界のアスベスト禁止 2017

写真：インド・アスベスト禁止ネットワーク(I-BAN)結成

2017
釜山国際映画祭
最優秀ドキュメンタリー賞 受賞

2017
山形国際ドキュメンタリー映画祭
市民賞 受賞

2017
東京フィルメックス
観客賞 受賞

ニッポン国から棄てられた民が国に問いたです

ウチらの命、なんぼなん？

ニッポン国 VS いしわた 泉南石綿村

監督：原一男 『ゆきゆきて、神軍』『全身小説家』

製作：小林佐智子

撮影：原一男 | 構成：小林佐智子 | 編集：栗岳志 | 監音：小川武 | 音楽：柳下美恵

制作：島野千尋 | イラストレーション：南奈央子

助成：大阪芸術大学芸術研究所 JSPS科研費

製作・配給：疾走プロダクション | 配給協力：太秦 | 宣伝協力：スリーピン
2017年/215分/DCP/16:9/日本/ドキュメンタリー ©疾走プロダクション

docudocu.jp/ishiwata

SENNAN ASBESTOS DISASTER

国全国で公開劇場が続々決定中！ 3.10～ 東京・神奈川、3.31～ 大阪、4.14～ 埼玉…

<http://docudocu.jp/ishiwata/theaters.php>

特集／アジア・世界のアスベスト禁止 2017

ブラジル最高裁が禁止を命令 ロシアは経済的脅迫で妨害

新たに3か国でBANネットワーク結成

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 … 2

カナダ環境・気候変動省「アスベスト」	31
カナダ：アスベスト禁止規制アプローチの提案	32
カナダ：禁止規則案「規制影響分析報告」	41
太平洋諸島諸国がアスベスト禁止を決定	53
太平洋地域環境計画事務局(SPREP)資料	54
スリランカへのロシアの脅迫に抗議する声明	56
各国政府に対する共同書簡への賛同要請	58

各地の便り

兵庫●職場のいじめパワハラほっとラインを実施	62
佐賀●バス運転手のアスベスト曝露による中皮腫	63
新潟●患者と家族の会21番目の新潟支部設立	64
神奈川●水道局職員の石綿肺・肺がん公務外	65
中皮腫サポートキャラバン隊●前向いていくで!	66
集会案内●職場のハラスメント防止の法制化を!	68

ブラジル最高裁が禁止を命令 ロシアは経済的脅迫で妨害 新たに3か国でBANネットワーク結成

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

生産・輸出ロシア・カザクのみに

米連邦地質調査所 (USGS) によると、世界のアスベスト生産は、1978年に479万トン強でピークに達し、2001年の208万トンまで減少した後、200万トン強でプラトーな状態が続いていたが、2016年は未公表の暫定値で154万トンと大幅減少した。

1900～2016年の世界生産合計が2億819万トンで、①ロシア・カザフスタン (旧ソ連) 8,648万トン (41.5%)、②カナダ6,243万トン (30.0%)、③中国1,431万トン (6.9%)、④南アフリカ994万トン (4.8%)、⑤ジンバブエ958万トン (4.6%)、⑥ブラジル889万トン (4.3%)、⑦その他1,656万トン (8.0%) という内訳である。そのおよそ半分が輸出されてきた。

ロシアとカザフスタンを別に数えて7か国で全体の92.0%を占めていたわけだが、このうち、南アフリカは2003年、ジンバブエは事実上2010年 (2011年30トン、2012年377トンの記録はあるものの)、カナダは2011年を最後にアスベストの生産を中止している。その他としては、最近では2011～16年に毎年インドが200～359トン記録しているだけである。

ブラジルは、年30万トン前後のアスベスト生産を

維持している。しかし、輸出は、2012年の15万トンから2015年10.7万トンへ連続して減少し、2016年は8.3万トンにとどまった。輸出が減った分、国内消費が増加している状況である。後述するように、そのブラジルで2017年11月29日に、連邦政府がアスベストを禁止していないことを憲法違反だとする連邦最高裁判所の判決が下された。2016年末のカナダ連邦政府の全面禁止方針発表の翌年にブラジルの禁止という、歴史的な事態が続いたわけである。

中国は、年40万トン前後のアスベスト生産を維持しているものの、輸出は2012年の6.9万トンをピークに、2016年には2.2万トンへと連続して減少していて、輸出国としての存在感はまだない。

こうしていまや、アジアと世界にアスベストを供給しているのは、ロシアとカザフスタンだけという構図が鮮明になった。

ロシアのアスベスト生産は、1900年代末以降ほぼ一貫して増大するとともに、国内消費が減少して、輸出が増大するという傾向を示してきた。2013～15年の3年間については、輸出が減少した分を国内で消費したかたちだが、2016年は対前年比で、生産が110万トンから64.5万トンへ激減したなか、消費は57.3万トンから5.4万トンへとそれを上回

図1 カナダのアスベスト状況(1950～2016年)

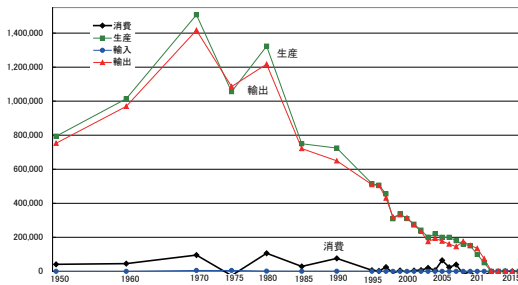


図3 ロシアのアスベスト状況(1950～2016年)

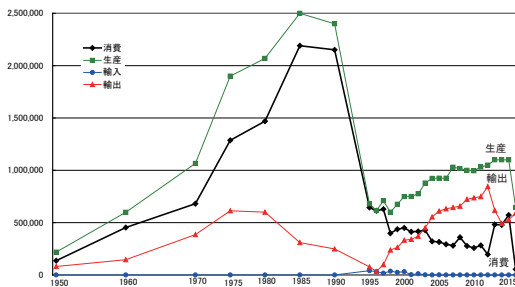


図5 中国のアスベスト状況(1950～2016年)

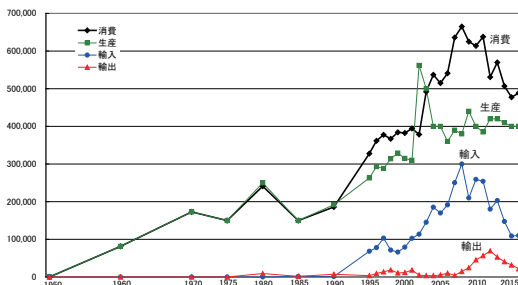


図2 ブラジルのアスベスト状況(1950～2016年)

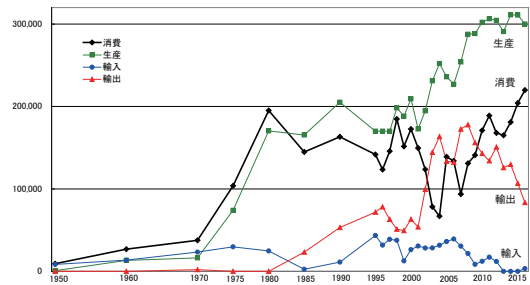


図4 カザフスタンのアスベスト状況(1995～2016年)

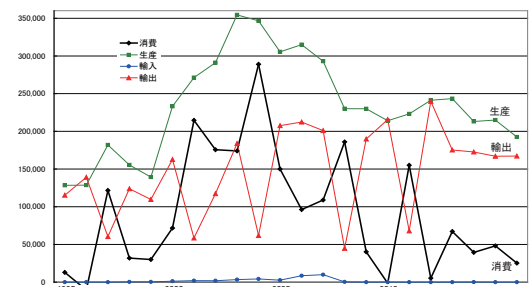
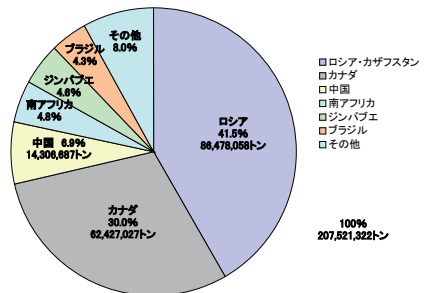


図6 世界のアスベスト生産(1900～2016年)



る減少を示した一方で、輸出は52.7万トンから59万トンへ増加させている。自国内では消費せず、輸出するためにのみ生産するという、かつてのカナダと同じ「死の商人」化しつつあると言える。

カザフスタンは、国内消費と輸出にぶれがあるものの、近年は大部分が輸出にまわされている。2016年には、19.2万トンの生産のうち、2.5万トンを国内消費しただけで、16.7万トン进行輸出している。

同国唯一のアスベスト鉱山がある北部のコスタナイ、といまやウラル・アスベストを追い抜いてロシア最大の生産を誇るアスベスト鉱山のある同国南部のオレンブルグとの間は直線距離で600kmに満た

ない至近距離にある。両鉱山は事実上一体的に管理されているのではないかと想像している。

とりわけ2016年についてのUSGS暫定データは、今後見直される可能性もあり得る。また、ロシアのデータは実態を下回っていると指摘する向きもある。しかし、以上にみたことは、現在の傾向をおおむね反映しているのではないだろうか。

ジンバブエで生産再開の動き

ひとつ気がかりなニュースは、ジンバブエにおけるアスベスト生産の再開をめぐる動き。ミッドランズ

図7 世界のアスベスト消費（1950～2016年）

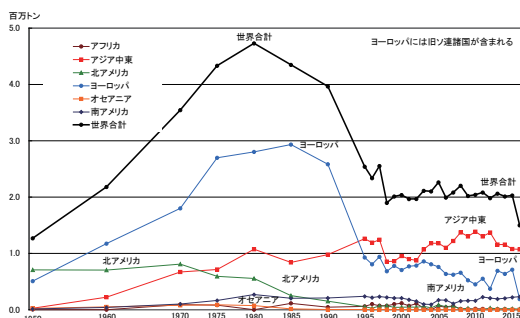
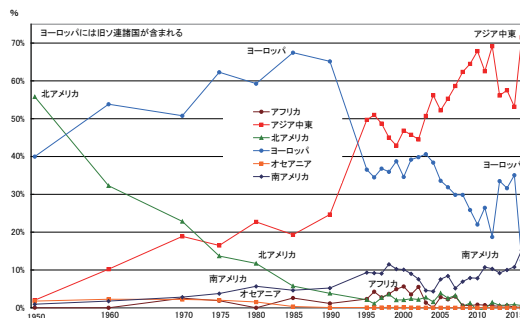


図8 世界のアスベスト消費（1950～2016年）



州にあるシャバイン[Shabanie]鉱山、マスビンゴ州にあるマシャバ[Mashava]鉱山はともに、需要減少のために2004年に閉山した。しかし、その後も操業再開を求める動きはあり、2017年に現実味をおびはじめ、年末にできたポスト・ムガベ政権のもとで、今年に入ってからアスベスト生産再開のための作業がすでにはじまったかのように報じられた。しかし、2018年1月10日に議会で鉱山工業開発大臣が、政府はまだ鉱山の再生に資金協力しようという投資家を確保できていないと述べた。また、現在水抜き作業が行われているが、それに12月までかかる予定だとも言っている。他方、1月14日付けの別の報道では、マシャバ鉱山は、3月末までにはアスベスト生産を再開する予定とも伝えられている。

ジンバブエは、生産中止後アスベストをブラジルとロシアから輸入しているという。しかし、生産再開は国内需要のためだけでなく、輸出が目的とされている。2010年にカナダ・ケベックの休止鉱山の再開が計画されたときには、タイやインドから資金が調達され、まさにそれら諸国への輸出が計画されていた。ジンバブエの鉱山は、イギリスのターナー&ニューオール(Turnall社)関連であるが、この間、中国からの投資が噂されてきた。そうだとしたら、中国の需要を満たすためだけなのか、他の諸国への輸出も目論まれているのか。気になる動きではある。

消費も少数諸国に集中

生産されたアスベストは、どこで消費されているのだろう。図7及び図8は、USGSデータにより大陸

別世界のアスベスト消費を示したものである。「ヨーロッパ」には旧ソ連諸国が含まれている。2013～15年の3年間だけは、ヨーロッパの消費が増加しているが、これは輸出減少を国内消費にまわしたロシアの状況が反映されたものである。この3年間を除くと、ヨーロッパの割合が減少し続けているのに対して、アジア中東の割合は増加し続けて、2016年には世界消費71.5%を占めるに至っている。

世界のアスベスト産業は、「アスベストを禁止しているのは少数派で、大多数の国(80%)はいまなおアスベストを使用し続けている」と主張している。

世界保健機関(WHO)欧州地域事務所が2017年に、「アスベスト：禁止及び生産・消費減少の経済的評価」という報告書を発表した。図9及び図10は、同書に掲載されているものである。

図9は、「ある年に1,000トン超のアスベストを使用した国の数の推移」で、「消費は比較的少数の国に集中」しているとともに、その数が減少してきたことを示している。

図11は、USGSデータを筆者が集計したもので、2000～2016年の世界のアスベスト消費上位12か国を示している。同期間の世界のアスベスト消費量合計3,441.8万トンのうち、上位から、①中国899.2万トン(26.1%)、②ロシア587.6万トン(17.1%)、③インド468.2万トン(13.6%)、④ブラジル252.8万トン(7.3%)、⑤カザフスタン184.5万トン(5.4%)、以上上位5か国で全体の69.5%を占めている。

さらに、⑥タイ158.0万トン(4.6%)、⑦インドネシア136.7万トン(4.0%)、⑧ウクライナ130.0万トン(3.8%)、⑨ベトナム97.3万トン(2.8%)、⑩ウズベ

図9 アスベスト消費国の数(1950～2013年)

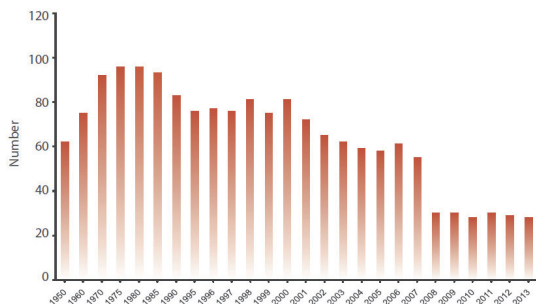
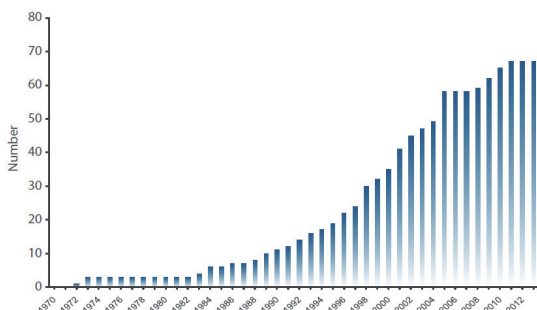


図10 アスベスト部分・全面禁止国の数(1970～2013年)



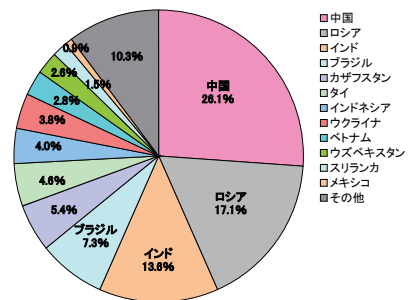
キスタン88.3万トン(2.6%)、⑪スリランカ52.4万トン(1.5%)、⑫メキシコ41.6万トン(0.9%)、以上合わせた上位12か国で全体の89.7%を占め、その他が360.1万トン(10.3%)という状況である。

2016年の暫定データについてみるなら、世界で78か国が合計149.8万トン消費している。

しかし、その内訳は、①中国48.8万トン(32.6%)、②インド30.8万トン(20.6%)、③ブラジル30.0万トン(14.7%)、④インドネシア11.4万トン(7.6%)、以上上位4か国で全体の75.5%。続いて、⑤ウズベキスタン、⑥ベトナム、⑦ロシア、⑧スリランカ、⑨タイ、⑩カザフスタン、⑪ウクライナ、⑫バングラデシュまでは10万トン未満(7.1～1.2万トン)で合計で31.9万トン(21.3%)、上位12か国合計では96.8%になる。

13～24位は1万トン未満(6,796～1,429トン)で12か国合計で4.3万トン(2.9%—フィリピン、パキスタン、マレーシアが含まれる)。25～38位は1,000トン未満(690～128トン)で14か国合計で0.5万トン(0.3%)。39～61位は100トン未満(70～1トン)で23か国合計で442トン。62～78位は1トン未満で17か国合計で

図11 世界のアスベスト消費(2000～2016年)



2.4トンにすぎないという状況である。

ただし、これは「原料アスベスト」に限ったものであることに留意しておきたい。「原料アスベスト」を使って「アスベスト含有製品」を製造しているのは本当に一握りの国に限られているということである(40%未満)。世界の多数派などでは決してない。しかし、自国で製造していない「アスベスト含有製品」を輸入＝使用し続けている国は多い。

ロシアは、「原料アスベスト」の消費を減らしているので、「アスベスト含有製品」の製造・使用も減らしていると考えてよい。他の国に「原料アスベスト」を押し付けて「アスベスト含有製品」を製造させ、それをその国で、また、さらに別の国にも使用させ続けようとしているという構図である。筆者は最近このような構図を説明して、「なぜあなたの国で、そのようなアスベスト含有製品を使い続けなければならないのか」と問いかけている。

アスベスト禁止国は確実に増加

図10は、「部分的または全面アスベスト禁止国」であり、2013年までに67か国数えている。同書も参考にしている、アスベスト禁止国際書記局(IBAS)のウェブサイトは、2018年1月2日時点で62か国を掲げている。ほとんどの国が段階的に禁止するアプローチを採用しているので、どの時点をもって「すでに禁止している」国とするかによって数え方に差が出てくる。後者に含まれるアジアの国は日本と韓国、イラクだけであるが、筆者は、シンガポール、香港、ネパール、台湾も加えてよいと考えている。

いずれにせよ、アスベスト禁止を導入する国の数は着実に増えてきている、と言うことができる。

ちなみにWHO欧州事務所報告書のメッセージは明瞭で、以下のように要約されている。「各国がますますアスベストを禁止及びアスベスト依存から脱却するにつれて、世界のアスベスト産業は縮小している。本報告書は、アスベストの生産消費の減少及びアスベスト使用禁止の経済的影響を評価している。国レベルのデータによれば、否定的な経済影響はみられなかった。現在生産/消費している国の経済に対するアスベストの重要性は、すでにその使用を禁止している国に対するものと同じであるから、この分析は、現在アスベストを生産/消費している国が禁止またはアスベスト生産/消費の減少によって国内総生産に目に見える影響を経験することはないであろうことを示唆している。加えて、アスベストの継続使用は、健康、改善対策及び訴訟に関連した大きな費用をもたらしている」。

また、すでに詳しく紹介しているように、世界疾病負担 (GBD) 調査による、各国別のアスベスト関連疾患による負担推計も入手でき、かつ、更新されるようになった (2017年12月号特集記事の表12及び表13)。中皮腫については、GBD以外の各国別推計も利用可能である (同前表14)。

さらに、WHO・ILOが「アスベスト関連疾患根絶国家計画 (NPEARD)」の一環として促進している「ナショナル・アスベスト・プロファイル (NAP)」も、様々なかたちで策定されるようになって (後述)、アスベスト禁止に向けた議論を前進させる基礎材料は、かつてなく整えられてきつつある。

2014年以降毎年新たな禁止国

2004年日本、2007年韓国を含め、2011年までは毎年新たに禁止導入に踏み切る国が続いた。2013年にイランが禁止導入という未確認情報はあものの、2012～13年は新たな禁止国がなかった。

筆者などは強い危機感を持ったのだが、本誌で詳しく紹介してきたように、2014年に香港が禁止に踏み切り、2015年にネパールが続いた。

2016年にはイラクが禁止を導入した。筆者らが

これを知ったのは、インド・デリーのイラク大使館が2016年5月5日付けでインド外務省湾岸部に当てた通知 (No. Iraq/Pol/13/16/84) を、インド商工省商業局が同年10月5日付けで関係部署に知らせた文書入手したことによってだった。イラク大使館の通知は、「イラクが、アスベストまたはアスベスト使用のための手引きで言及されたその有害な要素 [ingredients] に関して輸入または協力せず、他の代替物質に置き換えることを決定したことをお知らせする榮譽を得た。大使館は、尊敬される貴省が関係インド当局にこの情報を送付していただければ、大変ありがたく思う」と述べている。また、インド商業局の文書では、「イラク政府は、その有害な影響のゆえに、アスベストを輸入も、また、アスベストに関するいかなる協力ももたないことを決定したと述べている」としている。

2016年にはまた、ニュージーランドが輸出入 (アスベスト含有物質) 禁止令を公布して、10月1日から全面禁止に踏み切っている。ニュージーランドはすでに1996年に原料アスベストを禁止していたが、アスベスト含有物質の輸入は禁止されていなかった (2017年3月号参照)。

カナダの禁止規則策定作業

2016年12月15日にはついにカナダ連邦政府が、政府全体のアプローチとしてアスベストの包括的禁止の意向を発表した (次頁左写真は記者会見での科学大臣)。2010年末にケベックの休止アスベスト鉱山再開の動きを阻止すべくアジアから7人の代表団を派遣し (次頁右写真) それを実現した私たちにとっては、とりわけ感慨深い出来事だった。

発表された包括的アプローチには、①カナダ環境保護法 (CEPA) のもとでアスベストの製造、使用、輸入及び輸出を禁止する新たな規則の策定 (環境気候変動省)、②仕事でアスベストに接触することになる人々のリスクを徹底的に制限するための労働安全衛生規則の改訂 (雇用社会開発省)、③カナダ政府が所有または貸与しているアスベストを含有する建物の登録制度 (オンラインリスト) の拡張 (関係各部署)、④カナダ全土で新築・改



修プロジェクトにおけるアスベスト使用を禁止する国、州及び地域の建築基準の改訂（国立研究機関）、⑤ロッテルダム条約に対するカナダの立場の見直し（環境気候変動省）、⑥アスベストの健康影響に関する注意の喚起（保健省）が含まれる。

⑤については、2017年4～5月に開催されたロッテルダム条約第8回締約国会議（COP8）において、カナダは、事前の情報提供に基づく同意（PIC）手続の対象物質リストにクリソタイル・アスベストを搭載することに賛成する立場に転換した。

③については、2016年9月23日に公共事業調達省関係の建物のリストが公開されていたが、2017年9月以降、他の政府部署関係建物のリストも順次公表されてきているようである。

①については、2016年12月17日に「規制策定の計画通知（NOI）」が示されて、30日間のパブリックコンサルテーションを実施。2017年4月20日には「規制アプローチの提案」が示されて（32頁参照）45日間のパブリックコンサルテーションが実施された。そして2018年1月6日に、①アスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則及びそれに伴う輸出管理リスト上物質輸出規則（ESECLR）等の改正、②輸出管理リスト（CEPA表3）を改正する命令、③アスベスト製品規則を廃止する規則の「提案」が示されて75日間のパブリックコンサルテーションが実施されているところであり、2018年中に公布されて、2019年の施行が予定されている。①について41頁に紹介する（一部省略）。

提案されている禁止からの除外は、以下のとおりである。

- ① 鉱滓（偶然的含有を含めアスベスト含有製品製造目的、及び、州の許可を受けない建設・造園目的を除く）
- ② 害虫防除製品法のもとで規制される害虫防除製品（該当製品なし）
- ③ 施行日前に構造物または社会基盤のなかに組み込まれたアスベストまたはアスベスト含有製品
- ④ 博物館での展示を目的としたアスベストまたはアスベスト含有製品
- ⑤ 科学的研究における、資料評価のためまたは分析標本としての、研究室で使用されるアスベストまたはアスベスト含有製品
- ⑥ 2025年12月31日までの期限付きで塩素アルカリ施設で使用される隔膜中の加工されたアスベスト繊維

①及び⑥の除外については、もちろん反対する声もあるものの、鉱滓の利用を求めるケベック州（①）、及び、国内で唯一該当するケベック州内の1企業（⑥）に配慮した結果である。

なお、「規制アプローチの提案」及び提案の説明部分には、「採掘」活動及び「自然生成アスベスト」の適用除外に関する言及があるが、提案されている「規制文書」案（省略）に該当箇所が見当たらない。しかし、「採掘」活動は別の法律のもとで規制されているものとして、禁止の適用対象にはなら



ず、また、「自然生成アスベスト」も除外されるとのこと。「アスベスト含有製品」の含有率基準が示されていないが、「意図的含有」ではない「自然生成アスベスト」が対象にならないEUと同じく、含有率の如何にかかわらず「意図的にアスベストが追加されたもの」を規制の対象にするアプローチである。

なお、労働安全衛生規則等の改正案等は、今後示されるものと思われる。連邦政府の文書では、アスベストは現在でも様々な連邦及び（準）州の法令によって規制されていると言うが、ケベック州立公衆衛生研究所は2018年2月に、現行のそれらの法令は、アスベストをきちんと有害物質と位置付けておらず不十分とする報告書を発表している。

カナダは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第9位である（5,911人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第10位（10.27）。2018年1月17日にはケベック・アスベスト被害者協会（AVAQ）が再建されたというニュースも伝わっている。

台湾が全面禁止時期前倒し

2017年5月10日、台湾環境保護署は、毒性化学物質管理法に基づくアスベストの全面使用禁止を2018年1月1日に前倒しさせる公告を公布した。

台湾は韓国とともに、日本のクボタ・ショックを引き金にして、段階的禁止を推進してきた。環境保護署が全面禁止に向けたタイムテーブルを最初に公表したのは2010年7月26日で、その時点での禁止

実施の予定は以下のとおりだった。

- ・2015年7月1日－建設シーリング材（填縫帯）
 - ・2020年7月1日－屋根タイル（瓦）、ブレーキライニング（刹車來令片）、押出成形セメント複合材中空板
- 2011年5月27日には、以下のように改訂された。
- ・2012年7月1日－押出成形セメント複合材中空板、建設シーリング材（填縫帯）
 - ・2018年7月1日－屋根タイル（瓦）、ブレーキライニング（刹車來令片）

さらに2012年2月2日には、同年7月1日から押出セメント複合中空板、建設シーリング材（填縫帯）へのアスベスト禁止が予定どおり実行されることを確認するとともに、以下のように改訂されていたのだったが、さらに半年前倒しされたわけである。

- ・2013年2月1日－屋根タイル（瓦）
 - ・2018年7月1日－ブレーキライニング（刹車來令片）
- ただし、屋根タイル（瓦）及びブレーキ・ライニング（刹車來令片）については、各々広告修正前に登記または許可書を得ている者は、有効期限が切れるまでは禁止から除外するとされている。

台湾は、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第35位（766人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第56位（2.40）。

在野の取り組みもひろがりつつある。2016年10月に台北で「台日公害訴訟と疫学因果関係ワークショップ」が開催された機会に、「石綿の早期全面禁止と石綿関連疾患被害者に対する正義の実現－台湾・日本・世界共通の課題」と題した共同声明を発表（2017年3月号）。同年12月2日に台湾職業



の種類のアスベスト及びアスベスト含有製品の製造及び使用を禁止することを発表し、6か月のフェイズアウト期間経過後に発効するとした(写真)。

同年3月29日付け同省の「アスベスト及びアスベスト含有製品の有害な影響に対する安全及び労働者の保

安全健康連線 (OSH-Link) が「石綿曝露職業病研究計画成果発表記者会見」を開催して(左写真)、ドキュメンタリー・フィルム「見えていない石綿危機」の完成版を公表。12月30日には「石綿職業病ガイドブック(宣導手冊)」を発行した。

2017年7月19日には台湾大学公衆衛生学院研究成果(最前線)発表として、OSH-Linkが出版した新たな本『致命粉塵』が発表された(前頁右写真)。この本では、17人の石綿関連疾患患者の事例が紹介されている。中皮腫11人、肺がん4人、石綿肺1人、肺がんと他のがんの合併1人で、全員に職業曝露歴が確認されるものの、労災申請をしたのは4人、認定されたのは2人だけ。この2人は、発症時に労災保険に加入、雇用関係に変更なし、生物試料上曝露が明らかだった。却下された2人のうち、1人は居住環境を含め多数の曝露源が認められた、もう1人は何年も前に退職していたことが理由だという。改善しなければならない課題がたくさんある。OSH-Linkは2017年8月17日には、そのウェブサイト「石綿曝露Q&A」も掲載している。2017年末にアジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)が呼びかけたアジア各国政府に対する公開書簡(後述)への署名の呼びかけにも台湾の研究者らは積極的に協力してくれている。

<http://oshlink.org.tw/about/issue/asbestos>

ウクライナの禁止発表と撤回

2017年6月26日にウクライナの保健省は、すべて

の種類のアスベスト及びアスベスト含有製品の製造及び使用を禁止することを発表し、6か月のフェイズアウト期間経過後に発効するとした(写真)。

同年3月29日付け同省の「アスベスト及びアスベスト含有製品の有害な影響に対する安全及び労働者の保護に関する国の衛生基準及び規則を承認する命令」が6月9日に司法省によって登録されたことを受けたものだった。

ウクライナでは、ロッテルダム条約のCOPsにとともに取り組んでいるWECF(未来を共有する女性たち)やIPEN(国際POPs廃絶ネットワーク)と関係のあるMAMA-86という団体などがアスベスト禁止を促進するキャンペーンを行っていた。

一方、前出のとおり、ウクライナは2006～16年合計で世界第8位のアスベスト消費国であり、ロシアとカザフスタンから輸入した原料アスベストを加工する企業が7社あって、4,000人を雇用しているという。内外のアスベスト産業は保健省の決定に反発。7月には鉄鋼開発センターが、禁止が実施されれば建設費用が高騰すると警告したり、ウクライナ・クリソタイル協会が9月に、大型トラックや鉄道車両用のブレーキパッドには代替品がないと記者発表するなどの動きが続いた後、10月17日に保健省の命令が司法省によって国の登録から抹消されて、禁止は公式に取り消されてしまった。

ウクライナは、GBDIによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第25位(1,364人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第73位(1.85)。

太平洋諸島諸国は禁止に進む

2017年9月22日に太平洋地域開発計画事務局(SPREP)は、「先週アピア(サモア)で歴史がつく



られた。太平洋諸島諸国におけるアスベストを含む製品及び廃棄物の輸入、再利用及び再販売を禁止または制限するイニシアティブが承認されたのである」と報じた(53頁参照)。9月19～21日にサモア・アピアに、21の太平洋諸島諸国及び5のメトロポリタン・メンバーの代表らが集まって、第28回SPREP担当者会議が開催され、議題13.1として「太平洋規模でのアスベスト禁止の必要性」が承認されたものである(左写真-トンガ代表)。

2011年の第22回SPREP担当者会議において、SPREPとWHOの共同提案による「アスベストのない太平洋-地域戦略・行動計画」が採択された。続いて欧州連合(EU)の資金援助を受けて実施された太平洋有害廃棄物管理(PacWaste)プロジェクトによって、「地域アスベスト・ベースライン調査」が可能になった。この結果、太平洋諸島諸国の公共・民間建物にアスベストが広く使用されており、この除去及び代替に多額の資金を必要とすること等が確認された。

2016年の第27回SPREP担当者会議で太平洋規模のアスベスト禁止が議論され、強い支持があったものの、禁止の実施を調達する方法について懸念が示された。この懸念は、Pacific 2025やPacWaste Plusプロジェクトによって一定の目途がついたようである。加えてこの間に、①前出ニュージーランドの全面禁止実施、②ロッテルダム条約COP8での関係締約国(クック諸島、トンガ、サモア、マーシャル諸島共和国)のクリソタイルのPICリスト搭載支持と6度目の採択失敗、③ナウル、トンガ、ソロモン諸島



等による太平洋規模の禁止支持の立場表明、④いくつかの諸国でアスベスト問題がメディアで取り上げられ社会問題化したこと、⑤禁止によって世界貿易機関(WTO)加盟国としての立場に影響がないことが明らかにされたこと等を踏まえて、冒頭のイニシアティブ承認という結果になったものである。今後、具体的に「太平洋規模の禁止の開発及び実施」が進められていくことになる。

2017年12月18日にはフィジーで初めてのアスベスト・シンポジウムが開催され、海外ゲストとしてシドニー大学アスベスト疾患研究所(ADRI)所長の高橋謙教授らが参加、その報告を受けて雇用労使関係大臣はフィジーがアスベストを禁止する可能性を示唆したと報じられた(右写真)。フィジーでは、6月に首都スバの市民センター建物のアスベスト含有が「パニック」を引き起こしており、同大臣は安全な除去についても話した。

余談ではあるが、WHOの韓国人専門家スタッフであるキム・ロッコ氏が、WHOのフィジー代表を務めた後、最近WHO西太平洋事務所(WPRO)の前任のアスベスト担当者と入れ替わりでフィリピン・マニラに移っている。筆者とは長年の友人でもあり、フィジーに移る前は近年世界的に大いに貢献しているWHO欧州事務所でアスベスト問題を担当していて、2012年8月にロシア・ボルゴグラードで開催されたアスベスト・ワークショップには2人の海外ゲストとして共に参加している。フィジーと太平洋諸国でも活躍して、WHO-WPROではさらに協力し合える機会が増えるだろうと期待している。



ブラジル最高裁「管理使用は違憲」

ブラジルでは、2010年に最初の世界アスベスト会議（GAC2000—左写真上）がオザスコ市で開催された後、サンパウロ州等がアスベストを禁止する法律を導入した（GAC2000には日本から筆者らも参加し、2004年に2回目の世界アスベスト会議が東京で開催されることになった）。しかし、アスベスト鉱山を有するゴイアス州知事がこれを訴え、2003年に連邦最高裁は、貿易（及び/または州間通商）に関する事項等を規制する権限は州政府には与えられておらず連邦政府の専管であるという理由で、州法は憲法違反であるとする判決を下した。

これを受けてサンパウロ州は、あらためて2007年に、貿易等以外を禁止する新たな法律を導入した。これも法廷に持ち込まれ、2008年6月4日に連邦最高裁は、暫定的措置として新たな州法の有効性の一時停止は命じないことを決めた。これは、直後の6月8～11日にサンパウロで開催された「国際中皮腫会議」で、「最高裁が州政府による禁止を合憲とした」と報告された（この会議には、日本から筆者と患者と家族の会から古川和子、吉崎和美さんが参加—2008年10月号参照、左写真下）。その後、わずか1か月あまりのうちに、リオデジャネイロ州、ベルナンブーコ州、リオ・グランデ・ド・スル州も同様の法律を導入したとも伝えられた。

2012年8月になって連邦最高裁は、アスベストの



性質及びそれらの医学的、社会的、経済的、環境的影響に関する専門的データを収集するために、科学者、専門家や地方当局、労働組合、NGO等の代表による大規模な公聴会を2回開催した。

同年10月31日に裁判官が集まりをもったものの決定は下されなかったというニュースの後、まったく音沙汰がなかったのだが、2017年8月になって事態が再び動き出してからが早かった。8月24日に連邦最高裁は、全国工業労働者連盟がサンパウロ州の禁止法に対して起こした事件及び全国労働弁護士協会と全国労働裁判官協会が連邦法に対して起こした事件について判断を下した。連邦最高裁は、健康の憲法的価値等を支持して、サンパウロ州の禁止法を合憲とするとともに、連邦政府のアスベスト政策に関する憲法判断についても投票を行った。違憲を宣告するには最低6票必要と憲法で定められているところ、この時点での投票では、11人の裁判官のうち2人が利害の対立のために投票できないなか、5対4で違憲とする者が多数であったものの、必要な6票に達するには1票足りなかった。

この時点までに、マトグロッソ、サンタカタリーナ、パラ、マラニョン、アマゾンの各州も同様の禁止法を導入している（合計10州、他にサンパウロ等いくつかの市も導入していて、リオデジャネイロ、リオ・グランデ・ド・スル、ベルナンブーコの各州及びサンパウロ市の件も係争中）と伝えられた。

また、この間、10月にはバイーア州ビクトリアダコンキスタ、11月にはリオデジャネイロ地方労働裁判所



が、アスベスト被害労働者に対する巨額の損害賠償を認める判決を下したというニュースが続いた。

そうした状況のなか、11月28日にエターニトは、2019年以降はいかなる製品の製造にももはやアスベストを使用しない、繊維セメント板の製造には合成原料ポリプロピレンに代替すると発表した。

そして、翌29日に連邦最高裁は、全国工業労働者連盟がリオデジャネイロ州の禁止法を訴えた事件に関する判断として、今回は必要な6票を上回る7対2の多数で、「アスベストの管理使用」を許している1995年連邦法の違憲状態を宣告した（前頁右写真－ABREAメンバーや弁護士ら）。これは、リオデジャネイロ州との関連だけでなく、すべての管轄権（州・地域）及び連邦に対して効力を有する（*erga omnes effects*）。この判断は、集团的基本権との関わりで国際条約等に連邦最高裁が重きを置いた初めてのケースと評価されているという。

12月5日にエターニトは、あらためて株主に対して、連邦最高裁の決定を受けて、その子会社SAMA及びPrecon Goias（アスベスト・セメント板製造）の活動を中止すると発表した。セメント板の製造は、マナウスの工場で生産される合成原料ポリプロピレンで代替して継続するとしている（以上、1・2月号も参照されたい）。

同じ12月5日、バイーア州議会は、ダウケミカル・ブラジルを含めた同州内の塩素アルカリ産業に対して、塩水の電気分解及び塩素の生産用隔膜へのアスベストの使用継続を2026年まで認める法改正を承認した。これは、はじめから「ダウ改正」と呼ばれていたという。しかし、これは12月28日にバイーア州知事によって拒否権を行使された。



このように、伝えられる情報の限りでは、連邦最高裁のアスベストを禁止していないのは違憲という判断は確定的なものようである。

ブラジルでは、ブラジル・アスベスト曝露者協会（ABREA）をはじめ各地で被害者団体が活動し、2008年の「国際中皮腫会議」は各地の団体が初めて一堂に会する機会でもあった。ABREA創設者の一人で、連邦保健省の労働監督官としても長年活躍したフェルナンダ・ジアナーシは監督官引退後、様々な裁判事件のアドバイザーもしているようだ。

ブラジルは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第15位（3,528人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第66位（2.06）。

モルドヴァが2019年禁止を決定

2017年11月27日の記者会見で、モルドヴァ共和国の廃棄物化学物質管理局長は、同国が2019年にまでにクリソタイル含有物質及びクリソタイル繊維の販売及び輸入を禁止する予定であると発表した。報道機関Infotagによると、すでに農業地域開発環境大臣が、アスベスト禁止の条件と時期を規定した法令を公布したという（左写真はこれを報道した記事に添えられた写真）。

2016年7月にWHO欧州事務所が開催した会議でモルドヴァの代表は、同国は2020年までに段階的に禁止する意向であると報告していた。

モルドヴァは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第134位（22人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第187位（0.45）。



スリランカに対するロシアの恫喝

既報のとおりスリランカでは、2015年8月に大統領が2018年までにアスベストを禁止する意向を公表。内外のアスベスト産業が反対のキャンペーンを繰り広げたものの、2016年9月8日に閣議で「2018年1月から相対的に有益な代替品を採用することによってアスベストの使用及び輸入を管理するとともに、2024年までにアスベスト関連製品を禁止するための実行計画を策定する」と決定した。

内外のアスベスト産業による反対が継続しているなかで、筆者らはなんとか国内で草の根から禁止を支持・促進する動きをつくりだしたいと努力した。結果的に、国際建設林業労連 (BWI) の支援を受けて全国労働組合連盟 (NTUF) が取り組みを開始し、2016年11月28日にコロンボで初めての「アスベスト製品使用の危険性を促進する全国キャンペーン」と銘打ったワークショップが開催された (前頁左写真)。BWI南アジア事務所 (インド・デリー) のアヌブと筆者が海外ゲストとして参加。ILOスリランカ事務所、国立労働安全衛生研究所 (NIOSH) 所長、労働省の労働衛生担当者らも参加。NTUFによると、現大統領を誕生させた2015年1月の大統領選挙は初めて諸労働組合と様々な市民団体等が共闘する経験を生み出したということで、他の労働組合やNGOにも参加が呼びかけられた。

一方、スリランカに4社あるアスベスト製品製造企業と彼らでつくる繊維セメント製品製造協会 (FCPMA) もこのワークショップに乗り込んできて、比較的紳士的な態度ではあったものの、あくまで禁



止反対を主張した。この場では、「われわれには対話の姿勢がある」ことをアピールしようとしたものと思われた。

その後、後述する2017年9月にネパール・カトマンズで開催された南アジア地域アスベスト会議にもスリランカからNTUF代表が参加して大いに刺激を受け、また、アジアモニターリソースセンター (AMRC) の支援を受けてナショナル・アスベスト・プロファイル (NAP) 策定作業に取りかかることも決まった。2018年には南アジア地域アスベスト会議をスリランカで開催して、禁止支持を促進しようと計画されていた (現在もお計画中)。

2017年6月29日には不動産市場コンサルタント会社Research Intelligence Unit (RIU) なるものが記者会見を開き、提案されている禁止措置はアスベスト産業の損失と高価な新たな屋根材と資金投資を必要とし、スリランカ経済に対する影響は破壊的だと「証明」した報告書を発表。

11月16日には建設業協会 (CCI) とクリソタイル情報センター (CIC) が、全国建設研究機関 (NBRO) とモラトゥワ大学によって行われたというクリソタイル屋根材に関する2つの調査結果を発表 (左写真)。製造現場、建設現場、家屋解体現場の測定結果はいずれも0.1繊維/cm³を大きく下回り、また、ノン・アスベスト繊維セメント屋根板は2倍近く脆く代替品たり得ないとしたものだった。翌週Mirror Businessは、この場で科学技術研究大臣が、政府はクリソタイル繊維とその人体影響に関する情報収集のために専門家チームをロシアに送る予定と発言したと報じた。2016年10月に同紙は、駐スリランカ・ロシア大使が、ロシアはクリソタイルの安全な使

用について人々を教育するために、専門家グループを派遣する用意があると語ったと報じていた。

その後突然、12月15日にロイターが、ロシア連邦動植物監視局 (Rosselkhoz nadzor) が前日、輸入紅茶からヒメアカカツオツブシムシという害虫がみつかったことから、12月18日からスリランカからの紅茶を含むすべての農業製品の輸入の一時制限を実施することを決めたと報じた。これはスリランカに大混乱をもたらしたが、現地メディアは当初から、害虫が真の理由なのではなく、2018年1月から開始されるアスベスト輸入・使用制限に対する「辛辣な対応」であるとしてえられていた。

12月17日には、紅茶禁止を解除してもらうためにブランテーション大臣と商工大臣、また、それとは別にアスベスト問題について話し合うために科学技術研究大臣がモスクワに飛ぶと報じられ、12月20日には、アスベスト問題を議論するためにスリランカから12人の代表団が24日にロシアを訪問すると報じられた(結局15人の代表団で視察した模様)。

結果的に、早くも12月19日に閣議で、アスベストの禁止を緩和、一時停止、撤回(各々報道で使用されている用語)することが決定された。大統領府のウェブサイトには関連記事が掲載されていないが、「大統領は無期限 (indefinite period) の禁止保留を指示」(Daily Mirror)、「今年前半に2024年までにアスベスト関連製品を禁止する行動計画を策定する」(Lankaweb)、「製造過程で使用される輸入アスベストの基準を分析する委員会を設置」(News 1st)等とも報じられている。

上述の決定をしたうえで、12月20日には駐ロシア・スリランカ大使館が、ロシア大統領府にスリランカ大統領の書簡を手交(前頁右写真)。12月25日にモスクワで持たれた両国の会合で、ロシア側は紅茶輸入禁止の撤回を決定した、12月30日から再開される、と伝えたとのことである。

12月31日付けLankawebは、駐スリランカ・ロシア大使の話を受けている。大使は、紅茶とアスベストのバーターは行われておらず、メディアの報道は間違っていると指摘した。また、ロシア産のクリソタイルは人体に有害でないと強調した。2018年1月には強力な貿易代表団のモスクワ派遣も要請してい



る。2015年にロシアはスリランカ紅茶の最大の購入国(2016年は第2位)で、2016年のスリランカの対ロシア輸出の74%が紅茶であったという。一方、スリランカは、インド、インドネシア、中国に次ぐロシアのアスベストの購入国だが、ロシア側は紅茶輸入もアスベスト輸出も増加することを希望しているとのこと。

こうした動きに対してNTUFは、12月29日に「アスベストに関するスリランカ政府の決定の即時逆転を求める」声明を発表(58頁)。これも受けて、2018年1月3日にはA-BAN、IBAS、APHEDAにBWIや国労債労働組合総連合(ITUC)も加わったメディア・リリース「スリランカのアスベスト禁止決定に対するロシアの経済的脅迫を世界の労働組合や健康ネットワークが非難」を公表した(56頁)。いまやアスベスト禁止のための闘いは、このようななりふりかまわぬ攻撃との闘いであるということを肝に銘じる必要がある。あるロシアでの報道(12月29日付け)は、使用を禁止しているラクトパミンが検出されたことから12月1日からブラジル産牛豚肉の輸入をロシアが禁止している動機は、ブラジル連邦最高裁の決定ではないかと推測しているという(小麦輸開始の取引材料にしたい思惑ありとの報道もある)。

スリランカは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第62位(202人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第121位(0.98)。

ベトナム首相が2023年禁止指示

年が明けて2018年1月16日に、ベトナム首相が建設省に対して、初めて建設部門におけるアスベスト



使用中止のデッドラインを示し、このスピーチは全国テレビでも放映された(前頁写真)。

「建設省は、白アスベストの使用を中止するためのロードマップを策定する必要がある。国会で科学者でもあるBui Thi An女史が何度もこの問題を取り上げ、建設省はいつも妨害していたことを覚えている。私はHong Ha建設大臣とこれについて話し、彼は、白アスベストを禁止するには、建設省がロードマップを策定する必要があると言った。建設産業における白アスベストの使用は、遅くとも2023年までに中止されなければならない」。

これは歴史的な事態であり、これによって2018年は、台湾の禁止とともに幸先のよいスタートを切ることができた。くわしくは後ほどあらためてふれたい。

ここまでは、2017年中の禁止を直接左右する出来事にしほって時系列にしたがって紹介してきた。ここで時間も巻き戻して、2017年のアジアにおける取り組みを以下に紹介していきたい。

応援団間の戦略調整を重視

2017年は、アジア各国の取り組みにとって応援団役のA-BAN(アジア・アスベスト禁止ネットワーク)、APHEDA(オーストラリア労働組合国際協力機関)、AMRC(アジア・モニター・リソースセンター)、Solidar Suisse(スイスの国際連帯支援機関)、BWI(国際建設林業労連)、IBAS(アスベスト禁止国際書記局)等の間の戦略調整の機会をできるだけ設けるよう努めた。

最初は、2017年1月17～18日にシンガポールでITUC-AP/TUSSO/GUF(国際労働組合連合ア

ジア太平洋地域組織/労働組合国際連帯支援組織/国際産業別労働組合組織)調整会議が開かれる機会をとらえて、1月19日にシンガポールで戦略調整会議を開催。関心をもつTUSSO/GUFにも声をかけたところ、SASK(フィンランド労働組合連帯センター)、FNV(オランダ労働組合連盟)、LO(スウェーデン労働総同盟)、IndustriALL(金属、化学エネルギー鉱山、皮革労働者等)、PSI(国際公務労連)、UNI(サービス産業労働者)、BWI(国際建設林業労連)の代表らも参加した。

2回目は、7月15日に東京で、石綿対策全国連絡会議(BANJAN)結成30周年を記念する国際会議が開催された機会をとらえて協議。

3回目は、ネパール・カトマンズで、9月19日南アジア地域アスベスト会議、20～22日ANROEV(労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク)会議が開催された機会に、18日に戦略調整会議を開催した(写真)。

4回目は12月15～16日のインド・デリーでのイベントの機会をとらえて、関係団体間の調整を進めた。

A-BANを代表して筆者、AMRCからオマーナ、Solidar Suisseからサンジ、APHEDAからはケート(シドニー)またはフィリップ(ハノイ)、BWIからはウラン(アジア太平洋事務所)またはアスヌブ(南アジア事務所)が毎回参加し、IBASのローリーが東京、韓国石綿追放運動ネットワーク(BANKO)のエヨンが東京とカトマンズに参加した。情報交換や調整をスムーズにするためのメーリングリストやスカイプ(最近はむしろZoomやWhatsAppというアプリケーションを利用)会議も併用している。これまでのところ、比較的うまく機能しているように感じている。

RC-COP8に代表団派遣

また、2017年4月24日～5月4日にジュネーブで開催されたロッテルダム条約(RC)第8回締約国会議(COP8)に、インドネシアから女性石綿肺労災被害者シティ・クリスチーナとインドネシア・アスベスト禁止ネットワーク(InA-BAN)のウィラ、インドから家族・環境曝露の男性石綿肺被害者ラジェンダラ・ペバッカーと民衆訓練研究センター(PTRC)のジャグデ



シュ、ベトナムからベトナム・アスベスト禁止ネットワーク(VN-BAN)の中心メンバーで前国會議員、前出の1月19日の首相発言にも登場しているアン女史とAPHEDAハノイ事務所のハン、AMRCからオマーナ、Solidar SuisseからサンジをA-BAN代表として派遣した。

オーストラリアの労働組合は、前回COP7に向けて立ち上げた世界アスベスト行動連合(GAAA)として、イギリスやカナダの労働組合代表からも誘って多数参加。APHEDAからフィリップも参加した。

現地ではCOPsの常連のIPENやWECF関係者ら他のNGOメンバーとも連携したが、2人の被害者の参加がインパクトを与えたことは間違いない。

事前に、「ラジェンドラを支持しよう!」と銘打って、クリソタイルのPICリスト搭載とそれを実現するための投票システムの改正を求める署名キャンペーンを展開した(2017年5月号54頁参照)。ラジェンドラと彼の母親は、WHO南アジア事務所(SEARO)が「スパイ」に委託して製作されたビデオ「クリソタイル・アスベスト:東南アジアからの声」のなかでも証言している(<https://www.youtube.com/watch?v=OTiF3xGXFTI>)。集まった7千人分の署名は、5月2日午前中に開催した記者会見に、COP8議長のフランツ・ペレッツが出席して、ラジェンドラとシティから直接手渡された。(ラジェンドラは、あるインド政府代表から脅迫めいた言葉をなげかけられて、ひどく傷ついたと聞かされた。)

5月8日COP8全体会議では、シティがNGOを代表して発言。「私は、友人たち、インドネシアと世界のア

スベスト被害者を代表してここにいます。これ以上、アスベストに苦しむ人が出てほしくありません。この会議ですべての代表が、ロッテルダム条約第22条[投票システム]の改正を支持することによって、付録Ⅲへのクリソタイル・アスベストのリスト搭載を支持することを希望します」(2017年7月号、写真)。

NGO主催のサイドイベントでもアジアからの代表らは活躍した。国際労働組合組織連合「クリソタイル」も同じ時間帯に別のサイドイベントを開催したが、主催者以外の参加はなかったという。

前述のとおり、カナダが初めて支持にまわり、太平洋諸島諸国等も支持を明らかにしたものの、結果的に6度目のリスト搭載失敗に終わった。A-BANとしては、COP6に筆者、COP7への代表団派遣に続いている取り組みだった。すでに、次回-2年後2019年のCOP9に向けた議論がはじまっている。

インドネシアの2人がビザの発行を拒否されたため、Solidar Suisseを通じてスイス政府に働きかけて発行されたり、また、ジュネーブ滞在中にアジアからの代表団がスイスの労災保険機関SUV Aを訪問して交流の機会を設定してもらうなどもあった。

カナダの経験を東南アジアに

COP8の取り組みと並行してAPHEDAから、2016年末についてカナダが包括的禁止導入を発表したことを受けて、世界のアスベスト生産の中心での苦闘の経験を東南アジア諸国の関係者に伝えるというアイデアが出され、これも前記応援団の



共同の取り組みとなった。RightOnCanadaのキャスリーン・ラフとも相談して、ケベックシティーにあるラバル大学のイブ・ボニー・ビジェ [Yv Bonnier-Viger] 教授が、以下のようになったハードな長期訪問を引き受けてくれた。彼は、2010年末に休止アスベスト鉱山再開発計画の撤回を求めてアジアから7人の代表がケベックを訪問したときに、ラバル大学で市民集会を開催してくれた人でもある（左写真、右写真はラオス・ワークショップでのイブ教授）。

- 7月9日－カンボジア・シェムレアップ到着
- 7月10～15日－シェムレアップ：トレーニング等
- 7月16日－ラオス・ビエンチャンに移動
- 7月17～18日－ビエンチャン：1日ワークショップ等
- 7月18日－夜ベトナム・ハノイに移動
- 7月19～22日－ハノイ：1日ワークショップ等
- 7月23日－タイ・バンコクに移動
- 7月24日－バンコク：ワークショップ
- 7月25日－インドネシア・ジャカルタへ移動
- 7月26～28日－ジャカルタ：ロードショー
- 7月29日－ベトナム・ハノイ経由でカナダへ

APHEDAのフィリップが全日程を同行するとともに、7月9～22日にはオーストラリア・アスベスト安全根絶機関 (AESA) のピーター・タイCEOとニック・ミラーが合流。筆者も7月15日にBANJAN30周年行事を終えた後、17日夜ラオス・ビエンチャンから21日午前のベトナム・ハノイまで合流することになった。

東南アジアでは、2016年11月2～3日にインドネシア・ジャカルタで初めての東南アジア地域アスベスト禁止ネットワーク会議を開催して、各国の取り組み



と地域の連携・交流促進の大きな刺激になったが、2017年には上記のイベントが地域会議の代わりのようになった感じである。

カンボジアCamBAN結成

カンボジアでは、労働職業訓練省 (MOLVT) が、NAP (ナショナル・アスベスト・プロファイル) 策定を、同国でのアスベスト問題に対する取り組みの契機にしようという意欲をもっている。

2015年8月19日にプノンペンでMOLVTとAPHEDAにより「アスベスト関連疾患に関するシンポジウム」が、労働職業訓練大臣も出席して開催された。当時産業医科大学の高橋謙教授と筆者がゲストとして招かれ、筆者は「ナショナル・アスベスト・プロファイル (NAP) とアスベスト関連疾患根絶国家計画 (NPEAD)」についてレクチャーを行った。ラオスとベトナムのNAP策定の経験も紹介された。

2016年8月9日にMOLVTは、「カンボジアのナショナル・アスベスト・プロファイルを策定するワーキンググループの設置」に関する省令 (Prakas) を公布した。ワーキンググループは、関係する13省及び労使団体代表等で構成されている。

2017年2月23日にプノンペンでMOLVTとAPHEDAにより、「カンボジアのナショナル・アスベスト・プロファイルを策定するワーキンググループの発足：第1回会合－その構成と任務分担」が、今回も労働職業訓練大臣も出席して開催された (次頁左写真)。筆者も再び招かれて、「アジアにおけるNAP策定



の経験」についてレクチャー。APHEDAカンボジア事務所からもアスベスト問題に関するレクチャーがあり、また、省令の内容が紹介されて、各代表の役割が確認された。省令には、国際機関や国際・国内のNGOその他市民団体からも「ボランティア参加による助言・支援を受けるものとする」と明記されているが、ワーキンググループのメンバーが他国の経験を学ぶトレーニングを行う予定であることも話された。BWTUC/CLC（カンボジア建設林業労働組合連合/カンボジア労働組合総連合）、CCU（カンボジア労働組合連合）、FBWW/CCTU（建設森林労働者連合/カンボジア労働組合連合）の3つの労働組合が構成組織として掲げられているが、当日参加したのはBWTUCからこの直後に委員長になったソッキンだけだったかと思う。

会議参加のほかに、MOLVT次官とつっこんだ情報・意見交換をしたほか、APHEDA事務所にソッキンほかいくつかの労働組合・NGOの代表が集まって、カンボジアでアスベスト禁止ネットワークを結成していく展望について話し合いをもった。

会議はテレビや新聞で報道され、プノンペン・ポストは、「MOLVTは2015年にすでに調査報告書をまとめているものの、リソースが限られた小規模なものだった」「将来われわれは労働者の安全のために（アスベストを禁止）しなければならないだろう」という労働安全衛生局長の発言を紹介している。

カナダからイブ教授らを招いてシムレアップで行われたトレーニングは、ワーキンググループの50人が参加して、5日間にわたる充実したものだった。①アスベスト及びアスベスト含有製品の証拠に基づいた理解、②その健康影響の背後にある科学と



証拠、③生産、使用及び貿易に関連した諸問題、④アスベストの危険有害性と曝露経路、⑤アスベスト関連疾患－労働者と家族の健康に対する影響、⑥アスベスト関連疾患の発見と診断、⑦環境に対するアスベストの影響、⑧WHO/ILOのNAP及びNPEAD策定の勧告、⑨カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国（WHO-SEAROのキム・ロッコ、ILOバンコク事務所のチェ・ジュンホがスカイプで参加）等の経験等のテーマ取り上げられ、グループワークやパネルディスカッションも行われて、ワーキンググループの作業課題と任務分担に関する理解と認識が深められたようである（右写真）。

終了後の記者発表ではMOLVT次官の以下の発言を紹介している。「このワークショップには、アスベストの危険性に関する様々なことについてわれわれが理解するのを手助けしてもらうために国際的専門家を招いた。トレーニングの主な成果は、われわれがいまや今後1年以内のナショナル・アスベスト・プロフィールの起草に向けて迅速に動けるようになったことである。われわれは、この問題をめぐって労働者、市民、政策決定者の理解を構築するための、トレーナー・グループを養成するだろう。また、もっともリスクのある人々に安全情報を提供し、ここにいるすべての者の一致した目標であるアスベストのないカンボジアを実現するための行動計画の設計及び実施に向けた取り組みを開始する」、「この問題は遅らせるにはあまりにも深刻である。速やかに対処しなければならない。しかし、国全体の取り組みが必要である。すべての関係者の間に理解を創り出すための時間をかけることも必須である」。

前出2月の筆者も参加した打ち合わせから準備



が具体化して、2017年10月16日には、2つの労働組合（BWTUCとCFSWF（カンボジア食品サービス労働組合連合））、3つのNGO（CWDA（カンボジア女性地位向上機関）、CPU（カンボジア性労働者組合）、HACC（健康行動調整委員会））によってカンボジア・アスベスト禁止ネットワーク（CamBAN）が結成された（左写真）。迅速なアスベスト禁止実現を目標にして、①労働者、住民、消費者の注意喚起、②一般の人々の注意喚起、③アスベスト輸入中止のための活動、④NAP策定ワーキンググループほか関係者との協力、⑤がん登録の確立とアスベスト被害者の掘り起こし、⑥内外におけるネットワークの強化等に取り組むことにしている。

2016年11月の東南アジア地域会議にBWTUCから2人初めて（及びAPHEDAカンボジアから1人）参加してから、急速な展開である。2017年前半にプノンペンで2回目の東南アジア地域会議を開催する方向で調整を行っているところである。

こうしてみると順風満帆のように思われるかもしれないが、すでにアスベスト産業の策動ははじまっている。2017年3月には、タイに本拠を置くクリソタイル情報センター（CIC）がMOLVT代表らをタイへの「クリソタイルの安全使用スタディツアー」に招待している。Oran Vanich Roof Tilesのアスベスト工場（これはキャンセル？）やバンコク南西部のサムットサコーン州のある村でアスベスト・セメント建材の使用状況を「視察」したうえで、札付きの科学者Somchai BovornkittiやCICの話を聞かされたようだ。また、これまでカンボジア国内にアスベスト製品製造工場は存在しないと言われてきたが、すでに2つ工場があるという未確認情報もでている。



カンボジアは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第73位（130人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第74位（1.82）。

ラオスLaoBAN結成

ラオスでは、2013年7月24～25日にビエンチャンで、APHEDAが協力して商工業省（MOIC）が主催し、労働社会福祉省（MOLSW）、保健省（MOH）、天然資源環境省（MONRE）、財務省、国防省、国立がんセンター、ラオス労働組合連盟（LFTU）等の代表が一堂に会した「アスベストに関する国家戦略（確立）に向けた会議」が開催され、海外ゲストとして高橋謙教授と筆者らが招かれた。同年中にナショナル・アスベスト・プロファイル（NAP）策定のためのワーキンググループがつくられて、2016年（公式には2017年？）にはNAPを完成させているものの、まだ承認・公表はされていない。MOHはさらに、アスベスト関連疾患根絶のためのナショナル・アクションプランの策定を進めている。

しかし、アスベスト産業の策動もただちにはじまった。2015年2月にはこれまた札付きのロシア医学アカデミー労働衛生研究所のEvgeny Kovalevskiyがビエンチャンを訪れて、関係機関の担当者に「管理使用」を吹聴してまわったことがわかっている。2015年末には関係者をロシアに招待もしている。クリソタイル情報センター（CIC）も暗躍している。国内にすでに16のアスベスト製品製造工場があり、さらに工場建設が計画されている可能性もある。近年毎年8～9千トンのアスベストが輸入されていて、人口一人当たり消費量で比較するとアジアで最大



になることが懸念されている。

対抗する意味も含めて、2015年9月ハノイでのA-BAN会議にはLFTUに加えて、MOICと健康医科大学の代表を招き、2016年11月ジャカルタでの東南アジア地域会議にはLFTUとAPHEDAラオスから参加、2017年3月にもビエンチャンでAPHEDAが協力して、LFTU、MOH、MOLSWやNGO、メディア関係者らが集まって、アスベスト曝露の有害性とラオスにおけるアスベスト使用を禁止する取り組みの必要性を議論する2日間のワークショップが組織された。この後、アスベスト禁止ネットワーク設立の検討も具体化されはじめた。

ケベックからイブ教授を迎えてのプログラムでは、7月17日にMOH、MOLSW、LFTU、国会議員やオーストラリア大使館との面談。同日夜、LFTUを中心にしたアスベスト禁止ネットワーク設立準備のためのものであったようだが、伝統的セレモニー・スタイルの集まりから筆者も合流した(前頁右写真)。

7月18日には、「アスベストの有害性に対する注意喚起とアスベスト関連疾患の解決策」に関する一日ワークショップ。保健省副大臣とLFTU副議長が共同議長を務め、オーストラリア大使館第一書記も出席した。がんセンターの医師ら参加した複数の医学関係者の姿勢も非常に前向きであり、NGOやメディア関係者からの発言もあった(左写真)。

終了後の記者発表では、「(前日の)保健省及び労働社会福祉省両大臣との会合では、可能な限り速やかにアスベスト関連疾患根絶のための国家行動計画の作成に取り組む強い意欲が示された。これは、最近まとめられ、公表を待っているナショナル・アスベスト・プロフィールをもとに構築されるだろう。



LFTU副議長は、労働者と住民をアスベストの被害から守るために、アスベスト禁止に進むための迅速な行動を求めた」ことを紹介している。

2017年10月23日、LFTU、がんセンター、2つのNGO、ラオス女性同盟ユースセンター、医学・メディア関係者らは、ラオス・アスベスト禁止ネットワーク(LaoBAN)を結成した(右写真)。前の週のCamBANに続くアスベスト禁止ネットワークの設立で、同様の目的が確認された。

ラオスは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第114位(38人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第96位(1.32)。

ベトナム首相指示に至る経過

本誌が詳しく紹介してきたように、ベトナムでは、早くは2001年に2004年禁止の議論があったもののせめぎ合いは長い間続き、とりわけ2014年にアスベスト禁止実現目標時期の設定をめぐる激しい攻防があった。いったんは2030年まで使用継続を認めているように読める「ベトナム建材開発マスタープラン」が首相に承認された直後に、それまで自主的な禁止実現目標時期とされていた2020年までに屋根材生産へのクリソタイル使用をやめるための詳しいロードマップを策定し、それに応じて建材開発マスタープランを改訂することを建設省(MOC)に、また、科学技術省(MOST)等と協力してアスベスト関連疾患根絶のためのナショナル・アクションプランを策定するよう保健省(MOH)に求める等した、副首相名の指導文書が出されたのであった。

この過程のなかで、NGO情報センター(NGO-



IC)や地域社会開発調査訓練センター(RTCCD)、証拠に基づく保健政策開発アドボカシー・ネットワーク(EBHPD)等の比較的新しいNGOとベトナム労働安全衛生協会(VOSHA)、ベトナム科学技術者協会連合(VUSTA)とその傘下のベトナム化学協会(VCA)のシニア・メンバーらによって2014年11月にベトナム・アスベスト禁止ネットワーク(VN-BAN)が結成され、2015年9月にA-BAN会議がハノイで開催されるに至った。前出の首相発言にも出てきた前国会議員のアン女史は、VCAメンバーでもあり、国会内で活躍するとともに、2015年と17年にロッテルダム条約のCOP7・8に続けてA-BAN代表団の一員として参加するなど、非常に熱心な活動家である。アスベスト禁止ネットワークの国会との関わりについて、APHEDAや筆者らは彼女の実践から教訓を汲み出したいと考えている。

2016年9月ジャカルタでの東南アジア地域会議には、初めてベトナム労働総同盟(VGCL)労使関係副責任者と、VN-BAN事務局長でNGO-ICのバン、APHEDAベトナムのハンが参加した。

ケベックからイブ教授を迎えてのプログラムでは、7月19日にAPHEDA事務所、カナダ大使館、MOH健康環境管理庁(HEMA)との面談。20日に「2020年にベトナムで白アスベストの使用を禁止するための情報共有」一日ワークショップ(左写真)。21日午前中にVN-BANメンバーらとの面談、筆者はここで帰国せざるを得なかった。ワークショップはVGCLの主催(初めてのことでなかったか)で、意図的に屋根材協会の代表も招いて発言させたうえで、シニア研究者らが発言の内容を激しく批判した。

いまや鍵となる6つの省がVN-BANの「2020年

禁止」要求を支持し、VGCLも支持する立場を明確にした。しかし、VN-BANが何かを企画するたびに、アスベスト産業が対抗企画を行いメディアに報道させるという事態は続いていた。

そうしたなかでの、2018年1月19日の首相による建設省への指示のテレビ報道であった。これについては、いくつかの点を指摘できるだろう。

- ① 「2020年」でなく「全面禁止」を確約するものでもないが、初めて禁止時期を明示したもので、「遅くとも2023年」は前倒し可能な表現である。
- ② 「国会でMOCがアン女史を妨害してきた」ことへの言及は異例であり、内外のアスベスト産業による禁止反対の圧力があることを十分承知したうえでであることを示すとともに、MOCに強く念押しする意味もあったと考えられる。
- ③ MOCのロードマップは6月までに首相に届けられると思われる。
- ④ MOHは「2020年禁止」に言及したナショナル・アクションプランを完成しているが、まだ政府の承認を受けておらず、発表されるときにはMOCのロードマップとともに整合されるだろう。

APHEDAのアスベスト・プロジェクトも2010年にベトナムからはじまり、ラオス、カンボジア、そしてインドネシア等へと広げられた経緯があるが、実際、ベトナムの動向が近隣諸国に与えるであろう影響を考えると、この決定の意義はさらに大きい。ロシアがどう出てくるかにも注目していきたいーロシアへの主要輸出品は電子製品と米である。

ベトナムは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第18位(2,038人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第53位(2.63)。



タイはあきらめていない

ケベックからイブ教授を迎えてのタイ・バンコクでのプログラムは、7月24日に健康消費者保護アカデミックセンターと環境開発持続性計画によってチュラロンコン大学で開催された「カナダの2018年アスベスト禁止方針に関する国際セミナー」。筆者は残念ながら合流できなかったが、イブ教授のほか、全国保健委員会（NHC）と公衆衛生省（MOPH）疾病管理局の代表も報告、チュラロンコン大学 Pornchai教授、マヒドン大学 Wantanee教授をはじめ、タイ・アスベスト禁止ネットワーク（T-BAN）の主要メンバーらが参加した（前頁右写真）。

タイも、2010年に全国保健総会（NHA）が「2012年禁止」を求める決議を採択、2012年のT-BAN結成等を経ながら、同じく2014年に大きな攻防の山場があった。MOPHと建設省（MOC）から各々禁止が勧告されたにもかかわらず、同年末に政府は調査・検討を継続することにしてしまった。西側諸国の軍政批判のなか政権にとって重要性を増したロシアからの圧力が主な原因であると考えられた。

T-BANは決してギブアップしておらず、専門家、消費者団体、職業病被害者団体らによる様々な取り組みは継続されている。こういうかたちで他国や地域とのつながりが切れないようにしたいと考えている。遅れている民政移管の時期や内容、ベトナムの動向の影響なども注目される。

タイは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第24位（1,556人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第69位（1.99）。

インドネシア労災認定から組織化

ケベックからイブ教授を招いてのインドネシア・ジャカルタでのプログラムは「アスベスト禁止インドネシア・ロードショー」と名付けられた。7月26日午前中は法律扶助協会でも労働組合や労働NGO、同協会その他市民団体代表を対象に「健康で安全な労働条件のための運動の組織化：アスベスト関連疾患のケーススタディ」（右写真）、午後は労働組合を対象にした「よりよい安全衛生政策を促進するための教訓の共有」、7月27日午前中はインドネシア大学医学部でインドネシア労働医師協会メンバーを対象に「アスベスト関連疾患の診断」、午後は同大学の広い教室で医師・医学部生らを対象にした「アスベスト及びアスベスト関連疾患の管理」。7月28日は一日インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク（InaBAN）のワークショップという、多彩かつ盛りだくさんの内容だった。InaBANにとっても様々な関係者にネットワークをひろげる機会にもなった。

InaBANは2010年に設立されたが、それ以前－2008年の韓国－インドネシア－日本合同調査以来これまでに10名以上人の労働者がアスベスト関連疾患と診断され、InaBANはその労災申請等を支援してきた。2017年5月31日付けで初めて1人の石綿肺が労災認定され7,427IDR（約5,000\$）が支給された。ウエストジャワ州チビノンにあるTrigraha社のアスベスト紡織工場で24年間働く現役の労働者で、2014年に韓国の医師により石綿肺と診断された。2016年に同社が雇った新しい産業医のもとで様々な改革が行われ、同年末にこの事例が同社から保



健省と労災保険機関に報告されたものだった。

労災認定をめぐるのは多くの問題を指摘できる。報告できるのは企業だけ、現に労災保険に登録されている者だけが対象（前出のシティを含め退職者は補償されない）、補償水準がきわめて低い。また、労災保険はHRCTの費用を負担せず自腹になる、職業病を宣言できる勇気を持つ医師が少ない等々。なんとTrigraha社の現在の産業医はInaBANのシンパであるという。

2017年8月25日には、アスベスト・労災被害者団体が設立された（前頁左写真）。

InaBANはまた、アスベスト工場労働者を組織し、労働組合として職場でのアスベスト使用禁止をめざすとともに、アスベスト禁止ネットワークに積極的に参加するというモデルをつくり出している。これは、雇用を優先して禁止に反対する立場にまわることも多かった他の諸国での経験に照らして画期的なことである。先進的な事例がウエストジャワ州カワランにある、タイ国内ではアスベスト使用を中止しているSCG（サイアム・セメント・グループ）のインドネシア法人であるSiamindo社のアスベスト・セメント工場を組織したSERBUK（人民労働組合）の例で、他のいくつかの工場でも進展がある。

BWIAアジア太平洋事務所は、インドネシアの経験を他国にも伝えようと計画しており、それが後述するミャンマーでの企画にもつながった。

さらにInaBANは、AMRCの支援を受け2017年にナショナル・アスベスト・プロファイル（NAP）を策定、APHEDAの支援でさらに詳しい「インドネシアにおけるアスベスト産業のマッピング」もまとめている。

大国で大量消費国でもあるインドネシアで、まだ



国レベルでの禁止実現が射程に入っているとは言えないにしろ、インドネシアにおけるアスベストに対する取り組みは着実に前進していると言える。

インドネシアは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第32位（1,088人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第154位（0.69）。

ミャンマー初めてのワークショップ

2016年11月ジャカルタでの東南アジア地域会議に、初めてミャンマーから労働組合総連合/建設林業労連（CTUM/BWFM）の2名が参加し、大きな刺激を受けた。これをきっかけにして、2017年9月10～11日にヤンゴンで、CTUM/BWFMとBWIIによって、InaBANのダリスマン、SERBUKのボノと筆者を招いて、「『アスベスト禁止』エクステンジ」が企画された。

9月10日は、日本の連合の支援を受けて建設中の会館—トレーニングセンターで一日ワークショップ。筆者が「アジアにおけるアスベスト問題とアスベスト禁止キャンペーン」、ダリスマンとボノが各々インドネシアにおける経験を紹介した。建設現場と建材工場（アスベスト使用はなし）で働く組合員を中心とした参加者との間で熱心な質疑・討論が行われた。CTUMは、労働省のもとで定期的な三者会議に参加しているので、さっそくアスベスト問題も提起していきたいなどと話された。（左写真）

翌11日には、あらかじめミャンマー側が目途をつけていたいくつかの場所をまわって、建材のサンプル収集等を行った（右写真）。その範囲内では、波



形スレートはほとんどがかなり古く設置されたもの、郊外の湿地帯で建設ブームの労働者向け住宅で多用されている建材はタイから輸入されたSCG製で「Non Asbestos」と刻印されていたが、日本での分析結果でもアスベストを含有していなかった。

しかし、現政権のもとで、禁止されていたアスベスト産業への新規投資も可能にするよう外国投資法が2015年に改正され、2016年10月には、「(フマービーに新設する予定の)アスベスト・セメント工場への産業省との協力についての関心表明」が募集された。調べてみると、少なくともフマービーとチャウクセーにすでにアスベスト・セメント工場がある。さらに帰国前にたまたま寄った宝石博物館に、アスベスト原石が展示されているのを発見した。「鉱物分布地図」では、「アスベスト」として4か所が表示された。これらの情報も共有しながら、取り組みを加速・強化しようと話し合っている。アスベスト禁止ネットワーク設立の可能性についても議論されている。

ミャンマーは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第30位(1,131人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第43位(3.82)。

マレーシアとフィリピン

マレーシアとフィリピンについては、この間の進展を詳しく聞く機会を持っていない。

既報のとおり、マレーシアでは早くも2011年には労働省労働安全衛生局(DOSH)のウェブサイト「アスベスト禁止提案」が掲載され、2013年に新た

に設定された「規制の策定・実施に関する国の方針」で求められる費用対効果分析やパブリックコンサルテーション等が実施される予定とされたまま、動きがみえなくなった。輸入量は年2千トン台に減少しているものの、2015年には、アメリカの札付きの「専門家」Robert Nolanが同国政府関係者と会ったことが判明しており、アスベスト産業の圧力で作業が中断させられているのではないかと危惧される。

マレーシアは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第54位(259人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第85位(1.58)。

フィリピンも輸入量は年2千トン台に減少している。2013年にナショナル・アスベスト・プロフィール(NAP)が策定され、2015年に政労使三者産業平和協議会(TIPC)が「フィリピンにおけるアスベストの製造及び使用の全面禁止に取り組むよう労働雇用省、産業省及び天然資源省に求める」決議を採択しており、具体的なさらなる進展が期待される。

フィリピンは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第39位(643人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第99位(1.25)。

東南アジアBANネットワーク

インドネシア、タイ、ベトナムに続き、2017年10月にカンボジアとラオスで相次いでアスベスト禁止ネットワーク(BAN)が結成された。これを踏まえて、2017年11月には初めて東南アジアのBANネットワークのZoom(Skypeに似たアプリケーション)会議をもった。APHEDAからフィリピン、BWIからウラン、



A-BANとして筆者も加わって、2～3か月ごとに継続していく予定でいる。さらに前述のとおり、2018年前半にはカンボジア・ブノンペンで2回目の東南アジア地域会議を開催する予定でいる。

南アジア地域会議カトマンズ開催

南アジア地域会議は、2016年4月23日にバングラデシュ・ダッカで開催された後、2017年9月20～22日にネパール・カトマンズでのANROEV(労災・公害被災者の権利のためのアジア・ネットワーク)会議開催に合わせて、9月19日に同地で開催された(前頁写真)。前述したとおり、前日に開催した応援団の戦略調整会議に参加したAPHEDAのフィリップ、ANROAVに参加したInaBAN、韓国石綿追放運動ネットワーク(BANKO)の代表も合流。ネパール人口環境省固形廃棄物管理技術支援センター、財務省関税局の代表、WHOネパール代表も参加してくれた。筆者が体感した以上に、各国の参加者に刺激になったようで、2017年末から2018年初めには、各国で独自のイニシアティブがみられた。

以下に各国の状況を簡単に紹介する。スリランカについては12頁も参照していただきたいが、今回初めてスリランカNTUF代表がカトマンズ会議に参加して、早速取り組みを強めていきたいと話していただけに、年末のロシアの脅迫には打撃を受けた。

2018年には、スリランカでの南アジア地域会議開催を計画している。インド、バングラデシュ、パキスタンからの参加を考えると、ネパールとスリランカのほうが他の3国よりは、すべての国からの参加を確保しやすい面がある。

ネパール禁止導入後の挑戦

既報のとおり、ネパールは2015年6月20日から自動車用クラッチプレート・ブレーキシューを除きアスベスト禁止を導入した南アジアで最初の国となった。

しかし、現実にはいまま主としてインドからの違法なアスベスト含有製品の輸入があることは、政府も草の根団体も認めている。関税局の代表は南アジア地域会議で、その苦労と努力を紹介してくれた。まず国内でアスベストを適切に分析できる場所がないか政府機関や大学・研究所等を探したが、ないことがわかったため中央税関分析所で自前で対応することに。しかし、機器と言えば光学顕微鏡しなく(2018年には偏光顕微鏡を購入できるだろうとのこと)、限界を認識しつつ、可能な限り合理的な推定をできるよう努力しているという話だった。この担当者は、後述のインド・デリーでの会議に個人の立場で参加して経験を紹介し、議論にも熱心に参加してくれたが、能力向上トレーニングへの協力を求められていて、何ができるか思案中である。

2016年にCEPHED(公衆衛生環境開発センター)は、高木仁三郎市民科学基金、IBAS、WHO等からの支援を受けてがナショナル・アスベスト・プロフィール(NAP)を策定している。2017年にはネパール語でのファクトシートや労働者・家屋所有者向けのハンドブックを作成した。

2017年12月21日には、人口環境大臣も出席して、「ネパールにおけるアスベスト禁止の効果的な実施に関する関係者会合」(写真)が開催され、現状、課題と対策、アスベスト関連疾患の診断と治療



についても議論されている。

ネパールは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第39位(643人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第99位(1.25)。

バングラデシュ石綿肺被害確認

2016年4月のダッカ南アジア地域会議をきっかけに、チッタゴン海岸の船舶解撤労働者を対象としたヘルスカンパ(現地検診)が実施され、99人の受診者中33人が石綿肺と診断された。この結果は2017年2月2日に記者発表され(左写真)、チッタゴンの船舶解撤ヤードでは、死亡事故も多いが、事故以外にも静かにゆっくりと労働者を死に追いやる病気もあることがわかった、と報じられた。

2017年6月11日に、そのうちの1人で20年間船舶解撤作業に従事した55歳の男性が石綿肺のために亡くなり、このことも記者発表された。診断後、労働安全衛生環境財団(OSHEF)の労働者健康診療所を1月と3月に3回受診していた。

ヘルスカンパを担当したインドのMuralidhar医師と2人のバングラデシュ人医師による共著で「船舶解撤労働者におけるアスベスト曝露による実質性石綿肺：バングラデシュ初の事例の報告」が、2017年11月BMJ Case Report誌に掲載された。

バングラデシュでは2012年にOSHEF等を中心にバングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク(B-BAN)が結成され、①2020年までにアスベスト禁止、②船舶解撤ヤードや建設部門での注意喚起(学習、ヘルスカンパ、被害者の補償支援等)、③ナショナル・アスベスト・プロファイル(NAP)の策



定等が具体的目標として掲げられている。NAPは2017年に完成した。2017年12月10日にB-BANはアスベスト・ワークショップを開催して、NAPの内容を紹介するとともに、あらためて政府がアスベスト禁止に踏み切るよう求めた(右写真)。

バングラデシュは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第23位(1,572人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第71位(1.93)。

パキスタン取り組みはじまる

2016年4月のダッカ南アジア地域会議には、パキスタンからは全国労働組合連盟(NTUF)代表がスカイプで参加しただけだったが、2017年11月カトマンズ会議には、NTUFとラホールの労働者教育財団(LEF)の代表が参加した。

パキスタンでもアスベスト問題に対する草の根の取り組みを開始していくことが確認され、AMRCの支援でナショナル・アスベスト・プロファイル(NAP)策定のための作業も開始された。

2018年1月7日にNTUFはダッカで、「アスベスト：危険な鉱物」と題したセミナーを開催した。安全衛生専門家Mirza Shahid Baigは、アスベストはパキスタンでは主にカイバル・パクトウンクワ州の鉱山で採掘され、同州では1995～2003年に601人がアスベストのために死亡しているという非公式なデータがあることを紹介した。NTUF、在宅女性労働者連盟等の代表も発言し、アスベストが耐火製品、石膏装飾、紡織、セメント、自動車や船舶に広く使用されていることを指摘して、パキスタンでもアスベスト



禁止を求めていく必要性を訴えた。

パキстанは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第34位(873人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第123位(0.95)。

インドBANネットワークを再建

インドでは、おそらくネパールやスリランカの動向も影響して、2016年8月にTimes of Indiaのインタビューに対して環境大臣が、「アスベストの使用は徐々に最小化され、最終的にはやめるべきだ」と答えていたが、不幸なことにこの大臣は、2017年5月18日に肺炎のために亡くなった。しかし、このアスベスト使用大国もアスベスト禁止に進まざるを得ないことを伝えた遺言であったらと思う。

2016年9月23～25日に国立健康家族福祉研究所で開催された第3回国際労働環境衛生会議(ICOEH)のなかで「インドにおけるアスベスト関連疾患の根絶」セッションが設けられ、筆者、BANKOのエヨン、元AMRCのサンジが招かれた機会に、翌26日1日かけてインド各地の関係者が集まった「アスベスト禁止のためのインド・ネットワークを強化するための全国ワークショップ」が開催された。

このフォローアップが2017年12月15～16日に、インド労働環境衛生ネットワーク(OEHNI)とBWIIを中心に企画された。1日目は「アスベストを克服するインドー課題と戦略」と題した公開会議(左写真)。ゲストとして、ILOデリー事務所の川上剛氏(9月にジュネーブの本部から異動)、A-BAN代表として筆者、AMRCのオマーナ、Solidar Suisseのサンジ、APHEDAのフィリップ、ネパール関税局の担当者も

報告した。労働組合からの参加者を代表してBWIIインド加盟組織協議会のクンチャ議長、OEHI代表のジャグデシュ、また、アスベスト被害者を代表してマディヤ・プラデシュ州カイモア(Kaymore)から参加のニルマラ・グランジらも各々発言した。元中学校教師のニルマラは、2016年に石綿肺と診断されたが、エターニト(エベレスト)工場のアスベストによる多数の環境被害者のひとりだと考えられている。彼女は、2017年11月27日にジュネーブの国連ビジネスと人権フォーラムで、カイモアの実状を証言した。

2日目は、「インド・アスベスト禁止ネットワーク(I-BAN)結成」に向けた言わば内部議論。筆者とフィリップが他の国のBANネットワークの構成と運営の経験などを簡単に紹介したほかは、ほとんど参加者による討論に費やした。労働組合代表、OEHI・被災者関係、専門家関係の3つのグループに分かれての作業も何度か行った(右写真)。

結果的にI-BANの結成が正式に確認された。労働組合、OEHI、被害者、専門家から複数の代表をもつことも確認され、被害者代表はRC-COP8に参加したラジェンドラ、専門家代表としてはICOEH事務局で労働安全衛生管理コンサルタンシーサービス(OHS-MCS)のアシシが確認されている。労働組合ではBWII、IndustriALL、PSI加盟組織等多数参加があり、おつて調整のうえ正式に決定する予定。OEHIでは、バローダPTRCのジャグデシュとデリー・エンビロニクスのスリーダーも確認されているが、専断的に動ける人材の確保も検討することになっている。

いずれにせよ、ようやくインドでアスベスト禁止全国ネットワークが再建された。「再建」というのは、



2002年にアスベスト禁止ネットワーク・インド(BANI)が設立されたのだが、ネットワークとして機能していない状態だったために、ほぼ同じ団体らによって2006年にOEHNiがつくられた経緯があり、より多くの労働組合がアスベスト禁止キャンペーンに加わり、被害者や専門家も登場してくる中で、実態のある全国ネットワークが切実に求められていたからである。

なお2017年には、OEHNiによってナショナル・アスベスト・プロファイル(NAP)が策定されている。付け加えようと思えば多くの情報があるが、I-BAN関係者によって確認された中皮腫の具体例が増えつつあることだけ紹介しておきたい。ダッカ、デリーの会議では、4人の中皮腫患者の事例が顔写真付きで紹介されている。

インドは、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第8位(7,565人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第128位(0.91)。

東アジア地域交流の可能性

2017年9月のカトマンズANROEV会議では、東アジア地域ワークショップももたれた。筆者が個人的に期待していたのは、韓国サムスンと台湾RCAどちらも半導体工場職業病事件の最新情報を聞くことだったが、残念ながらどちらも参加がなかった。代わりにその後韓国サムスン代表が関西を訪問し、台湾RCAの歴史的な裁判判決には関西労働者安全センターの田島さんが立ち会ってしてくれた。

結果、ANROEV東アジア地域ワークショップは、香港と中国、韓国BANKO、日本筆者で、漢字と英

語をフル活用で様々な情報交換を行った。中国本土からの参加者がアスベスト問題への強い関心を示したこともあって、2018年前半に香港で開催が予定されているANROEV中国ネットワークの会議に香港、台湾、韓国、日本からも参加してさらに交流・連携を深める機会をもつ可能性が示唆された。

東アジア地域でのアスベスト交流の課題としては、①よってたかつて中国本土での取り組みを支援すること、②可能性が高まっている香港、台湾、韓国、日本の被害者・家族の交流の実現が考えられるが、今回実現するとしたら①が中心になるだろうと思われる。

ちなみに、中国は、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第2位(21,510人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第89位(1.56)。

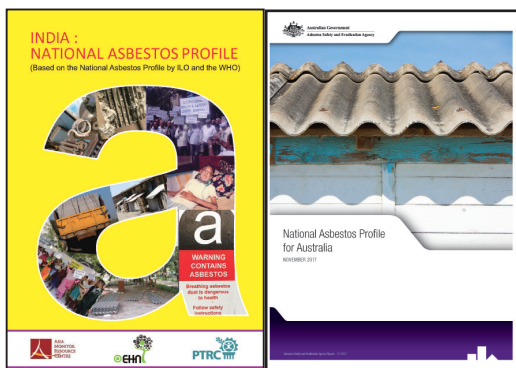
台湾は、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第35位(766人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第56位(2.40)。

韓国は、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第20位(1,780人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第54位(2.56)。

日本は、GBDによる2016年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第4位(16,648人)。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第36位(4.53)。

第21回世界労働安全衛生会議

2017年9月3～6日、ILOと国際社会保障協会(ISSA)が3年毎に共同で開催している第21回世界労働安全衛生会議がシンガポールで開催され



た。ITUCのシンポジウムではアスベスト禁止をめざす労働組合の取り組みも取りあげられたが（前頁左写真）、国際労働組合組織連合「クリソタイル」の代表らが、「反アスベスト・プロバガンダ」に異議をとねえ、ロシアではアスベスト関連疾患は1件も確認されておらず、世界の80%はいまもクリソタイル・アスベストを使用していると言い張り、アスベスト関連疾患は他の種類のアスベスト・アモサイトやクロシドライトによるものだと強弁した（前頁右写真）。会議では、国際クリソタイル協会（ICA）、国際クリソタイル労働組合連合（ロシア）、タイのクリソタイル情報センター（CIC）の代表や、ブリュッセルに本拠を置くPR企業Alonso Asociadosのパートナーでディレクターでもある弁護士（長年国際クリソタイル協会を代表してきた）の姿も確認されている。

「クリソタイル」が初めて登場したのは、2008年に韓国・ソウルで開催された第18回世界労働安全衛生会議（2008年11月号参照）、以降毎回のこの会議やRC-COPsでも暗躍している。

すでに紹介した、スリランカの禁止実施に対するロシアの恫喝を糾弾した2018年1月3日のメディア・リリース（56頁）には、ITUCのシャラン・バロウ書記長も名を連ねた。

ITUC-AP地域労働安全衛生会議

ITUCアジア太平洋地域組織（AP）は、2016年12月にカトマンズで開催された地域執行委員会で、労働安全衛生委員会ないしワーキンググループの設立を視野に入れてITUC-AP労働安全衛生地



域会議を開催する。また、「アジア太平洋地域におけるアスベスト禁止の達成に向けた戦略を打ち立てるために」同時にアスベストに関する地域会議/シンポジウムを開催する等とした決議を採択した。

ITUC-APの地域労働安全衛生会議は2018年3月にインドネシア・ジャカルタで開催される予定である。アスベスト禁止のための労働組合のより積極的な関与を期待したい。

ナショナル・アスベスト・プロファイル

いまや、各国別のアスベスト情報として、USGSによる消費・生産・輸入・輸出量データに加えて、GBDによるアスベスト関連疾患による負荷推計も利用できるようになっている。さらに、各国で策定されているナショナル・アスベスト・プロファイル（NAP）は、一層豊富な情報を提供してくれる。これまでに策定されたNAPは、以下のとおりである。

- ・2011年－ベトナム（2013年改訂、ともに未公表）
- ・2012年－モンゴル
- ・2013年－日本、ベトナム
- ・2014年－ドイツ
- ・2016年－ネパール、ラオス（未公表）
- ・2017年－インドネシア、インド（左写真左）、バングラデシュ、オーストラリア（左写真左）
- ・2018年（予定）－カンボジア、パキスタン、スリランカ

9か国にBANネットワーク

2017年には、新たに3か国でアスベスト禁止ネット

ワークが設立された。労働組合、市民団体、被害者、専門家らが協力・連携してアスベスト問題に取り組むことは、禁止の実現のためだけでなく、アスベスト関連疾患を根絶する長い道のりのためにもきわめて重要である。これまでのBANネットワーク設立の経過は以下のとおりである。

- ・1987年－日本 (BANJAN、前頁右写真は2017年7月15日の30周年記念国際集会)
- ・1990年代－香港 (禁止石綿連盟)
- ・2009年－アジア・ネットワーク (A-BAN)
- ・2010年－インドネシア (InaBAN)
- ・2012年－タイ (T-BAN)
- ・2013年－バングラデシュ (B-BAN)
- ・2014年－ベトナム (VN-BAN)
- ・2017年－カンボジア (CamBAN)、ラオス (Lao BAN)、インド (I-BAN)

対政府共同書簡に署名要請

2017年には、すでに禁止を実現している国の経験を他の国で活かせるようにと、国際環境研究公衆衛生ジャーナル誌で「アスベストを禁止する公衆衛生アクションにおける国の経験のグローバル・パノラマ」という特集が企画された。ゲスト・エディターは、ユッカ・タカラ、高橋謙、アネット・デイビッドの3氏。

タカラ氏は、ILO本部でSafeWorkプログラムの責任者を務めた後、シンガポール労働省の上級顧問に就いていたが、2017年末にフィンランドに帰国した。2015年から小木和孝氏に代わって、国際労働衛生委員会 (ICOH) 会長を務めている。

高橋氏は、産業医科大学大学教授として、2002年に最初のアジア・アスベスト・シンポジウムを組織した後、2008～14年に7回開催されたアジア・アスベスト・イニシアティブ (AAI) 国際セミナーの中心であった。2017年2月からオーストラリアのシドニー大学アスベスト疾患研究所 (ADRI) 所長に就任された後もアジアと世界で活躍している。

デイビッド氏は、グアム大学がん研究センターの教授である。

これまでに、カナダ、台湾、日本、香港、イタリア、スウェーデン、ニュージーランド、韓国とドイツ、アメリカ

(禁止未実施ではあるが) の経験について、10の論文が出版され、さらに追加される予定である。すべて以下で入手可能。これらは各国での取り組みに活用できる豊富な情報・教訓を提供することができるかと確信している (http://www.mdpi.com/journal/ijerph/special_issues/asbestos#published)。

各国政府に対する共同書簡

APHEDAの発案によりA-BANは、2017年12月15日に、世界の科学者、医師、研究者やアスベスト被害者団体等に対して、「クリソタイル・アスベストに関する健康警告」と題した共同書簡 (60頁) への賛同署名を求める呼びかけを発表した (58頁)。

記者発表文には、タカラ、高橋の両氏、上述の特集でアメリカ、台湾、香港の論文を担当した著者らに登場していただいた。シドニー大学のティム・ドリスコル教授は、アスベスト関連疾患を担当するGBDチームの中心メンバーでもある。

2018年2月15日を目途に賛同署名者を集約したうえで、アジア各国で政府に対して提出するよう促進していきたいと考えている。おつて集約状況についてもご報告したい。

カナダに続くブラジルの歴史的転換に加えて、ブラジル2017年末にロシアがなりふりかまわぬ経済的恫喝によってスリランカの禁止措置を妨害したことによって、アスベスト禁止をめぐる構図が一層明らかになるとともに、攻防は熾烈さを増していることもはっきりした。各国政府に対する共同書簡の意義も増したと考えているところである。

2018年が、1月1日の台湾の全面禁止実施と1月16日のベトナム首相の「遅くとも2023年までに少なくとも建材へのアスベスト使用禁止」指示によってはじまったことをよい兆しと考えたい。アジアと世界の日も早いアスベスト禁止実現のために、各地のより多くの人々・団体との協力を拡大・強化しながら、できることはすべてやっていきたい。



過去の本誌の主な関連記事

- 2017年3月号「アジア・世界のアスベスト禁止 2016」
- 2016年4月号「アジアのアスベスト禁止 2015」
- 2015年3月号「アジアのアスベスト禁止 2014」
- 2014年3月号「アジアにおけるアスベスト禁止 2013」
- 2013年3月号「アジアにおけるアスベスト禁止」、等々

アスベスト カナダ環境・気候変動省

[アスベストとその用途に関する説明を省略]

アスベスト繊維を吸入すると、石綿肺、中皮腫や肺がんなどの命を脅かす疾病を引き起こしうる。

アスベストは現在、多くの連邦法令によって管理されている。例えば、アスベストで作られている消費者製品及びアスベスト繊維からなる、または含有する一定のリスクの高い消費者製品の製造、輸入、宣伝または販売は、カナダ消費者製品安全法のもとで制定されたアスベスト製品規則によって禁止または厳しく規制されている。

カナダ環境保護法 (CEPA) に基づくアスベスト鉱山・精製所飛散規則は、破碎、乾燥または精製作業から生じる、アスベスト鉱山または精製所の大气中に放出されるガスのなかのアスベスト繊維濃度を制限するために制定された。クロシドライト・アスベストは、CEPA 別表3中の輸出管理リストの第2部で指定され、その輸出は、CEPA に基づく輸出管理リスト物質の輸出規則によって管理されている。

2016年12月17日、アスベストに関する規制策定の計画通知 (NOI) が、30日間の協議期間のためにカナダ官報第1部に発表された[2017年3月号]。提案される規則は、製造、使用、販売、販売の申出、輸入及び輸出を含め、アスベスト及びアスベストを含有するすべての製品に関するすべての将来の活動を禁止しようとするものである。計画通知ではふれられていないが、規則は採掘及び鉱滓の加工は扱わない。計画通知に対して寄せられた意見は、協議文書の取りまとめにおいて考慮された。

2016年12月17日、産業界に、アスベスト及びアスベストを含有する製品の製造、輸入、輸出及び使用に関する情報の提供を求める、CEPA 第71条に基づく義務的調査通知が、カナダ官報第1部に発表された。収集された情報は、提案される規則の策定に活用され、今後の方針決定が利用可能な情報に基づいたものであることを確保するだろう。関係者は遅くとも2017年1月18日までに義務的な情報を提出するよう求められた。

2017年4月20日、アスベスト及びアスベスト含有製品を禁止する規制アプローチの提案を示した協議文書が、CEPA 環境登録に公表された [32頁参照]。協議文書に対して寄せられたフィードバックは、提案される規則の策定に当たって考慮された。

2018年1月6日、提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則 [41頁参照] 及び提案される輸出管理リスト上物質輸出規則に対する関連する改正が、75日間のパブリックコンサルテーションのために、カナダ官報第1部に発表された。提案される規則及び関連する改正に関する書面による意見は、2018年3月22日まで提出することができる。意見期間中に寄せられた意見や情報は、2018年秋の公表をめざす、最終規則の策定に当たって考慮されるだろう。

提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則は、限定された数の除外付きで、アスベスト含有製品の製造、輸入、販売及び使用はもちろん、アスベストの輸入、販売及び使用を禁止する。

提案される輸出管理リスト上物質輸出規則に対する関連する改正は、提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則に沿って、また、カナダがロッテルダム条約を含め国際条約のもとでの輸出義務を遵守するために、(いくつかの例外付きで) アスベストの輸出を禁止する新たな条項を追加する。提案される貿易管理リストを改正する命令は、すべての種類のアスベストをリスト搭載して、それらを改正される規則の対象にする。

すべての種類のアスベストは、2017年春にロッテルダム条約の締約国によって包含が検討されたクリソタイル・アスベストを除いて、ロッテルダム条約のもとでリスト搭載されている。締約国によって合意

が達成されなかったことから、クリソタイル・アスベストのリスト搭載は、2019年に予定されるロッテルダム条約第9回締約国会議で再度検討される予定である。ロッテルダム条約は、リス搭載された化学物質について「事前の情報提供に基づく同意」手続を確立することによって、ヒトの健康と環境を守る国際条約である。この手続を通じて、締約国は、輸入に同意しないことを表明した他の締約国に対して物質を輸出してはならない。輸入締約国はまた、輸出締約国が順守しなければならない条件を付けて、輸入に同意を与えるかもしれない。

提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則は、現行の管理よりも厳しいことから、カナダ消費者用製品安全法のもとでつくられたアスベスト製品規則は廃止される。

※<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/management-toxic-substances/list-canadian-environmental-protection-act/asbestos.html>

アスベスト及びアスベスト含有製品を禁止する 規制アプローチの提案に関する協議

2017年4月20日 カナダ環境保護法 (CEPA) 環境登録

1 はじめに

アスベスト繊維を吸入することは、石綿肺、中皮腫及び肺がんなどの生命を脅かす疾病を引き起こす可能性がある。すべての種類のアスベストが、世界保健機関 (WHO) の国際がん研究機関によってレビューされ、人に対する発がん物質であると宣言されている。アスベストの健康影響に関するさらなる情報に関しては、以下を訪問されたい: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/air-quality/indoor-air-contaminants/health-risks-asbestos.html>

2016年12月15日にカナダ政府は、カナダにおいてアスベストを管理するための政府全体にわたる戦略を発表した。アスベストについては、数多くのリスク管理措置がすでに行われているが、アスベストに関する包括的禁止を実施するためには、さらなる管理が必要とされる。この戦略の鍵となる要素は、アスベスト及びアスベスト含有製品を禁止するために、1999年カナダ環境保護法 (CEPA) に基づく新たな規則を策定することである。

規制開発のための協議プロセスの最初のステップとして、アスベストに関する規則を策定するという意向通知 (NOI) が、2016年12月17日付けカナダ官報第1部に公表された[2017年3月号]。

カナダ環境・気候変動省 (ECCC) とカナダ保健省 (HC) によって準備された、この協議文書の目的は、アスベストを管理するための規制アプローチの提案を周知するとともに、関係者から意見を求めることである。この文書に対する意見は、公表から45日以内に、5.3項に示された宛先またはEメールに提出されなければならない。また、ECCCとHCは、5.1項に示された特別の情報を求めている。

協議文書に対して受け取った意見や情報は、規則提案の開発において考慮され、2017年12月までにカナダ官報第1部に公表される見込みである。最終規則は、2018年秋にカナダ官報第2部に公表されることが見込まれている。

2 背景

2.1 アスベスト

アスベスト (CAS RN 1332-21-14) は、不燃性で繊維状に剥離する、6つの自然に生成するケイ酸塩鉱物に与えられた商業用語である。アスベストは、CEPAの表1の有害物質リストに載っている。このリスト搭載は、6種類のアスベストすべてをカバーしている (クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソファイト、トレモライト、アクチノライト)。

アスベストは、高温、化学分解や摩耗に対して耐性があり、また、熱や電気を絶縁する。アスベストの結晶は、長く、柔軟で、絹のような繊維であり、それゆえ幅広い形態に成形することができる。この特性の組み合わせからくる実行能力が、アスベスト曝露が健康リスクを引き起こすことが知られる前に、幅広く使用されることにつながった。

2.2 アスベストの採掘

現在、カナダではアスベストの採掘は行われていない。ケベックに所在する、最後に残った2つのアスベスト鉱山は、2011年に操業をやめた。

2.3 歴史的及び現在の用途

歴史的には、アスベストは、主として建物や家屋を機構や騒音から防護するために使用された。また、耐火のためにも使用された。多くの用途が段階的になくなっていった一方で、アスベストは以下を含む様々な製品になお見出されるかもしれない。

- ・ セメント管やセメント平板などのセメント及び石膏製品
- ・ 工業用炉や暖房装置
- ・ 床及び天井タイル
- ・ 家屋の外壁羽目板
- ・ 自動車トラックのブレーキパッド、及び
- ・ クラッチなどの車両用変速装置

現在の使用の状況は、カナダ産業・科学・経済開発省が提供する貿易情報オンライン・ウェブサイト (<http://www.ic.gc.ca/eic/site/tdo-dcd.nsf/eng/Home>)、CEPA71項のもとで公表されるアスベストに関する義務的調査に対する応答、NOIIに対して提出された意見、ECCCの全国汚染物質排出登録を含めた、多くの情報源からのデータを使って確認されている。

貿易情報オンライン・ウェブサイトによれば、カナダは、アスベスト及びアスベスト含有製品を輸入し続けている。表1は、2014～2016年の間にカナダに輸入されたアスベスト及びアスベスト含有製品のカナダ・ドルでの価額を示している。

2016年12月17日付けカナダ官報第1部に公表されたCEPA第71条に基づく義務的調査通告から得られた情報も、アスベストに関する現在の活動を確認するために使用された。この通告は産業界に対して、2013、2014及び2015年に濃度0.1%以上で5kgを超えるアスベストが使われた場合に、アスベスト及びアスベスト含有製品の製造、輸入、輸出及び使用に関する情報を提供することを求めている。したがって、カナダで行われているいくつかの活動は報告を求められなかったことから、この義務的調査を通じて得られた情報は網羅的ではないかもしれない。9件の提出を受け取り、それらは、カナダにおいて、アスベスト及び/またはアスベスト含有製品が輸入及び/または使用されていることを報告した。義務的調査は、アスベスト及び/またはアスベスト含有製品の使用及び/または輸入に関して、以下の部門を確認した。

- ・ 石油及び天然ガスの抽出
- ・ セメント管及び板

表1 カナダのアスベスト及びアスベスト含有製品の輸入(カナダ・ドル価額)

HSコード	コードの説明	2014	2015	2016
252410	クロシドライト	0	4,237	164,630
252490	クロシドライト以外のアスベスト	221,647	82,197	164,630
681140	アスベストを含有する、シート、パネル、タイル、チューブ、管、管継手	503,768	1,165,557	404,246
681280	加工されたクロシドライト繊維、68.11 / 68.13以外のクロシドライト品目	65,298	58,112	30,604
681291	衣服、衣服アクセサリ、履物及びかぶりもの	88,137	118,291	94,893
681292	クロシドライト以外の、紙、ミルボード及びフェルト	7,882	34,890	16,707
681293	クロシドライト以外の、シートやロールのなかの、圧縮アスベスト繊維、接合材	23,156	31,308	35,793
681299	クロシドライト以外の、アスベスト加工製品	373,629	482,643	516,878
681320	アスベスト摩擦材及びそれに関する品物	4,733,642	6,369,034	4,373,455
合計		6,017,159	8,346,279	5,637,206

・編物、紡織及び皮革製品

ECCCの全国汚染物質排出登録及びNOIについて受け取った意見は、塩素アルカリ産業を含む、アスベストを使用しているさらなる部門を確認するために使われた。

2.4 国内のリスク管理

2.4.1 連邦のリスク管理

アスベスト及びアスベスト含有製品は現在、本節で掲げるものを中心に、様々な連邦法令のもとで管理されている。

アスベストでつくられた消費者製品及びアスベスト繊維からなるまたは含有する一定のハイリスク消費者製品の製造、輸入、宣伝または販売は、カナダ消費者製品安全法のもとで制定されたアスベスト製品規則によって、禁止または厳しく規制されている。

有害製品法(HPA)は、当該製品がラベル表示され、かつ、有害製品規則の規定による安全データシートをともなっていない限り、カナダ内の職場での使用、取り扱いまたは保管を目的とした販売または輸入を禁止している。工業用アスベスト及び工業用アスベスト含有製品は、有害製品の定義に合致し、それゆえ濃度0.1%以上である場合には、安全データシートにアスベスト含有量が確認されていなければならない。

1988年CEPA第34条にしたがって、アスベスト鉱山・精選場飛散規則が、1990年6月14日に公布された。大気汚染防止法のもとで1977年に最初に発効されたこの規則は、アスベスト鉱山または精製場における破碎、乾燥または精製作業により大気中に排出されるガス中のアスベスト繊維濃度を制限するための、予防的措置として意図された。

CEPAにもとづく輸出管理リスト搭載物質輸出規則は、事前の通知と、また、輸出管理リスト(ECL)に搭載された物質を輸出する前に許可を受けることも、求めている。クロシドライト・アスベスト(CAS 12001-28-4)は、2000年にECLに搭載されている。

2.4.2 州及び準州のリスク管理

すべての州及び準州は、カナダにおけるアスベスト曝露によるリスクを扱った、労働安全衛生(OH&S)法令をもっている。

2.5 国際的リスク管理

欧州連合 (EU) 加盟諸国を含む50を超す諸国が、すでにアスベストを禁止している。他の地域における取り組みは以下のとおりであり、また、規則の提案が開発されるにしたがって検討が行われつつある。

2.5.1 合衆国におけるリスク管理

合衆国 (US) では、禁止されているアスベスト含有製品には、波形紙、ロールボード、商業用紙、特殊紙及び床用フェルトが含まれる。許可されているアスベスト含有製品には、セメント波板、セメント平板、衣服、パイプライン被覆、屋根用フェルト、ビニル床タイル、セメント屋根材、ミルボード、セメント管、自動変速装置、クラッチ・フェーシング、摩擦材、デスクブレーキパッド、ドラムブレーキライニング、ブレーキブロック、ガasket、非屋根用コーティング及び屋根用コーティングが含まれる。1998年より前に歴史的に行われたことのない、アスベストが関係する新たな用途は、禁止されている。

2015年1月21日、US環境保護庁 (EPA)、上院環境委員会と自動車産業は、自動車用ブレーキパッドに使われるアスベスト繊維を含有した銅その他の物質の使用を削減する協定に署名した。本協定に基づき、0.1質量%の濃度限度を超えるブレーキ摩擦材へのアスベスト繊維の使用は、2015年1月1日以降段階的に禁止されている。

2010年にワシントン及びカリフォルニア州は、自動車用ブレーキパッド及びブレーキシューのアスベスト繊維の濃度限度を質量0.1%に制限する規則を採択した。これらの禁止は、カリフォルニア及びワシントンで、各々2014年及び2015年に施行された。

2016年11月29日にUS EPAは、有害物質管理法 (TSCA) 改訂のもとで人の健康と環境に対する潜在的リスクを評価される、最初の10化学物質のひとつにアスベストがなると発表した。

2.5.2 欧州連合におけるリスク管理

アスベスト繊維及びアスベスト繊維を意図的に加えた物及び混合物の製造、市場での流通及び使用は、EUにおいて禁止されている。この制限には、塩素アルカリ及び水素製造用電解装置のクリソタイル・アスベスト含有隔膜の使用に対する、2025年1月1日までの時限付き例外が含まれている。この制限は、化学物質登録・評価・認可・規制規則 (REACH) 付録XVIIに基づいて規定されている。

2.5.3 オーストラリアにおけるリスク管理

オーストラリアでは、アスベスト及びアスベスト含有物質の輸入及び輸出は、国レベルで規制されているが、製造、供給、輸送、保管、除去、使用、設置、取り扱い、処置、及び攪乱されたアスベストまたはアスベスト含有物質の廃棄は、州レベルで規制されている。

アスベストのオーストラリアへの輸入は、1956年通関 (禁止) 規則によって禁止されている。禁止のいくつかの例外には、以下が含まれる。

- ・ 自然生成アスベストを含有する原料物質の輸入
- ・ 権限ある者によってクリソタイル・アスベストまたは品物を輸入する許可を与えられた、研究、分析または展示のためのアスベストの輸入

2.5.4 ロッテルダム条約

クリソタイル・アスベストを除き、すべての種類のアスベストがロッテルダム条約のリストに搭載されており、前者については、2017年春にロッテルダム条約締約国によって検討される予定である。ロッテルダム条約は、リスト搭載された化学物質について「事前の情報提供に基づく同意」手続を確立することによって、人の健康と環境を保護するための国際条約である。この手続を通じて、締約国は、輸入に同意しないと宣言した他の締約国に対して物質を輸出してはならない。輸入する締約国は、輸出

する締約国が満たさなければならない条件を付けて、輸入に同意を与えるかもしれない。

3 提案される規制アプローチ

ECCCとHCは、アスベストの輸入、使用、販売、販売の申出、及びアスベスト含有製品の製造、使用、販売、販売の申出、輸入を禁止するために、CEPA93項に基づく新たな単独の規則の制定を検討している。提案される規則の主な内容は、3.1項で説明している。すべての種類のアスベスト及びアスベスト含有製品の輸入は、輸出管理リスト搭載物質輸出規則(ESECLR)の改正によって禁止される予定である。

新たな規則とESECLRの改正は、カナダ人の将来の曝露を低減させるためにアスベストの包括的禁止を導入する政府全体の方針の構成要素である。カナダにおいてアスベストを管理する政府全体の戦略についてのさらなる情報は、以下を参照されたい。<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=1169979&tp=1>

3.1 提案される規則

3.1.1 対象物質

提案される規則は、アクチノライト・アスベスト、アモサイト、アンソフィライト・アスベスト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト・アスベストを含む、蛇紋石または角閃石グループの造岩鉱物に属する、すべての繊維状のケイ酸塩鉱物として定義される、アスベストを対象とする。これらの鉱物に対するケミカル・アブストラクト・サービス登録番号(CAS RN)は、表2のとおりである。

表2 アスベスト鉱物に対するCAS RN

鉱物	CAS NR
アスベスト	1332-21-4
アクチノライト	77536-66-4
アモサイト	12172-73-5
アンソフィライト	77536-67-5
クリソタイル	12001-29-5
クロシドライト	12001-28-4

禁止は、CEPA表1中の有害物質リストの第6項目で規定されているように、アスベスト及びアスベスト含有製品に対して適用される。

3.1.2 適用

提案される規則は、アスベストを輸入、使用、販売または販売の申出をするあらゆるの者、またはアスベスト含有製品を製造、使用、販売、販売の申出または輸入するあらゆる者に対して適用するが、以下には適用しない。

- ・ 採掘
- ・ 一定の目的について鉱滓の加工
- ・ 害虫駆除製品法2(1)条で規定される害虫駆除製品に含有されるアスベスト、及び
- ・ 科学的研究のなかでまたは1グラムの閾値以下の量でラボラトリーの分析標準として、分析のためにラボラトリーのなかで使用されるアスベストまたはアスベスト含有物質

3.1.2.1 採掘

提案される規則は、採掘活動には適用しない。

採掘活動は、連邦、州及び準州の法、規則及び要求事項の対象である。

2.2項で指摘したように、カナダではもはやアスベストの採掘は行われていない。提案される規則がアスベストの使用、販売、販売の申出、輸出及び輸入を禁止することから、将来的にアスベストの市場は存在しないだろう。

3.1.2.2 鉱滓

提案される規則は、マグネシウムその他の有価金属などの金属を抽出するため、または、アスベストを含有しない製品または物質を生産するための、鉍滓の加工には適用しない。

アスベストを含有する製品の製造、販売、販売の申出及び輸出が禁止されることから、アスベストを含有する製品を製造するために鉍滓を使用することはできない。

建設及び造園活動のための鉍滓の使用は禁止される。

3.1.2.3 害虫駆除製品に含有されたアスベスト

提案される規則は、害虫駆除製品法(PCPA)2(1)条で定義される害虫駆除製品に含有されるアスベストには適用しない。カナダでは、アスベストを含有する殺虫剤の登録はない。カナダ保健省害虫管理規制庁(PMRA)は、PCPAの権限のもとであらゆる殺虫剤を規制している。保健省は、厳しい科学に基づいた評価が、人の健康または環境に対して容認できないリスクはがないこと、及び当該製品に価値があることを確認した後にのみ、殺虫剤を登録している。

3.1.2.4 ラボラトリーでの分析及び科学研究

ラボラトリーでの分析はもちろん、アスベストに関する研究を継続できるようにするため、提案される規則は、1グラムの閾値以下の量で、ラボラトリーでの分析、科学研究またはラボラトリーの分析標準としての使用のための、アスベスト及びアスベスト含有物質の輸入及び使用には適用しない。1グラムの閾値以上の量については、報告及び記録保存の要求事項を設ける。

3.1.3 一般的除外

以下の一般的除外を規則に含めることが提案される。

- ・ 自然生成のアスベスト
- ・ 規則が施行される前に製造または輸入されたアスベストまたはアスベスト含有製品

3.1.3.1 自然生成のアスベスト

アスベストは、土壌及び岩石層のなかに自然に存在している。提案される規則は、自然生成のアスベストを含有する製品の製造、使用、販売、販売の申出及び輸入には適用しない。

3.1.3.2 規則が施行される前に製造または輸入されたアスベストまたはアスベスト含有製品

提案される規則は、規則が施行された後に生じる活動に対してのみ適用する。したがって、提案される規則は、建物や自動車に見出されるアスベスト含有製品など、規則が施行される前に製造または輸入されたアスベストまたはアスベスト含有製品には適用しない。これらの使用は、適用可能な法律及び労働安全衛生法令や職場有害物質情報システム(WHMIS)の要求事項の対象であり続ける。

3.1.4 特別の除外

特別の除外は、社会経済的要因、適切な代替品がないことの提示、及び健康リスクに関する判断を考慮しつつ、例外的な状況でのみ検討される。特別の除外を含める場合には、期限の定めが提案されるかもしれない。特別の除外を通じて許された継続使用は、報告、記録の保存、監視、ラベル表示及び/または一般の人々にアスベストの存在を知らせるための他の要求事項をともなうことになるかもしれない。

アスベストに加えて、現在、以下のアスベスト含有製品がカナダに輸入及び/または使用されている。

- ・ 摩擦材(例えばブレーキパッド)
- ・ 建材(例えばセメント管及び板)
- ・ 編物、紡織及び皮革製品
- ・ 紙、ミルボード及びフェルト、及び

- ・石油及び天然ガス抽出用のブレーキブロック
以下の特別の除外についてのみ検討中であり、報告及び記録保存要求事項の対象になるだろう。
- ・教育のために展示されるアスベストまたはアスベスト含有製品（例えば博物館）
- ・1グラムの閾値以下の量で、分析のためにラボラトリーのなかで、科学研究のなかでまたはラボラトリーの分析標準として、使用されるアスベストまたはアスベスト含有物質

3.1.4.1 教育目的のために展示されるアスベストまたはアスベスト含有製品

カナダのアスベスト採掘の歴史を踏まえて、博物館での展示のためなど、厳格に教育目的のためのアスベスト及びアスベスト含有製品の輸入及び使用を除外することが提案されている。しかし、規則の施行後にアスベストまたはアスベスト含有製品を輸入しようとする施設は、3.1.6項及び3.1.7項に示されるような、提案する報告及び記録保存の要求事項を満たすことを求められる。

3.1.4.2 1グラムの閾値以下の量で、分析のためにラボラトリーのなかで、科学研究のなかでまたはラボラトリーの分析標準として、使用されるアスベストまたはアスベスト含有物質

3.1.2.4で説明したように、ラボラトリーでの分析はもちろん、アスベストに関する研究を継続できるようにするために、提案される規則は、1グラムの閾値以下の量で、分析のためにラボラトリーのなかで、科学研究のなかでまたはラボラトリーの分析標準として、使用されるアスベストまたはアスベスト含有物質の輸入及び使用には適用しない。しかし、量が1グラムの閾値以上の場合には、3.1.6項及び3.1.7項に示されるような、提案される報告及び記録保存の要求事項がある。

3.1.5 検査

提案される規則の要求事項を満たすための予定される検査はない。

3.1.6 報告

3.1.6.1 ラボラトリー及び科学研究

提案される規則は、分析のためにラボラトリーのなかで、科学研究のなかでまたはラボラトリーでの分析標準としてアスベストまたはアスベスト含有製品を使用する者に、1グラムの年間使用量を超えると見込まれる場合には、毎暦年の初めにその意図する使用を報告することを求める。また、翌年3月31日までに、各暦年における実際の使用量を報告することも求められる。以下の情報が必要とされる。

- ・ラボラトリー及び企業を代表する権限を与えられた者に関する情報
- ・アスベストの種類
- ・該当する場合には製品の種類及び名称
- ・見込まれる使用期間
- ・暦年中に使用されるアスベストの推定量及び測定単位
- ・各使用提案及び実際の使用の確認
- ・アスベスト含有製品の場合
 - ・暦年中に使用される製品の推定量及び測定単位
 - ・製品中のアスベストの推定濃度及び測定単位
- ・アスベスト及びアスベスト含有製品使用に対する安全対策の記述

3.1.6.2 教育目的の展示のためのアスベストまたはアスベスト含有製品

提案される規則は、教育目的の展示（例えば博物館）のためにアスベストまたはアスベスト含有製品を使用する者に、毎暦年の初めにその意図する使用を報告することを求める。また、翌年3月31日ま

でに、各歴年における実際の使用量を報告することも求められる。以下の情報が必要とされる。

- ・ アスベストの種類
- ・ 該当する場合には製品の種類及び名称
- ・ 見込まれる展示期間
- ・ 暦年中に展示するために使用されるアスベストの推定量及び測定単位
- ・ 展示されるアスベストまたはアスベスト含有製品の製品説明
- ・ アスベスト及びアスベスト含有製品使用に対する安全対策の記述

3.1.7 記録の保存

規則の何らかの報告要求事項の対象となる者は、提出したものの記録を、カナダ内の主たる事務所です5年間保存することを求められる。

3.2 アスベスト及びアスベスト含有製品の輸出

提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品の輸出を禁止するための規制アプローチは、CEPAのもとでつくられた現行の輸出管理リスト搭載物質輸出規則 (ESECLR) の改訂によって実現される。この規則は輸出者によって、有害物質を輸出する前に参考にする文書と理解されている。また、この規則には、カナダがロッテルダム条約を含む国際条約のもとでのその輸出義務を順守しているようにするための規定や要求事項も含んでいる。

3.3 その他の規則の変更

提案される新たな規則は、カナダにおけるアスベスト及びアスベスト含有製品を禁止する包括的体制を設定することから、カナダ消費者製品安全法のもとでつくられたアスベスト製品規則は廃止される。

4 アスベストの代替物質

アスベストに対する代替物質の入手可能性及び適切性に関する情報について、参考文献がレビューされた。これには、繊維の発がん性のメカニズム及びクリソタイル・アスベストの評価に関するWHOワークショップ報告書及び「Le point des connaissances sur la Substitution de l'amiante」が含まれる。表3は、使用の種類別の代替物質の要約を示している。

5 次のステップ

提案される規則の費用対効果分析を行うために、データギャップを埋めて必要な情報を得るため、CEPA第71条に基づき、カナダで商業利用されているアスベスト及びアスベスト含有製品の量、製品タイプ、及び提案する規則によって影響を受ける企業の数と規模を含め、現在の情報を収集するた

表3 アスベストの用途に対する代替物質

アスベスト用途	代替物質
クラッチ、ブレーキパッド、電気絶縁、シール	人口鉱物繊維、アラミッド、炭素繊維、ポリテトラフルオロエチレン繊維、鉄、銅、非繊維状鉱物 (INRAS, 2003年)
アスベストセメント	セルローズ繊維、ポリプロピレン繊維、ポリビニルアルコール繊維、アラミッド、ファイバーガラス (INRAS, 2003年)
塩化アルカリ産業におけるアスベスト隔膜	アスベストフリー隔膜及びアスベスト隔膜電解槽プラントのメンブレインセル・プラントへの転換 (欧州委員会, 2014年)

めの義務的調査通知が発行された。

本調査によって受け取ったデータは分析され、残されたデータギャップに対処するために一定の活動に対する追加情報が必要とされた。その活動に関連した以下の質問に応える情報を提供するよう、関係者に求める。

1. 貴社は、代替品の存在していないアスベスト含有製品を輸入または使用しているか? していれば、製品及びその目的について記述
2. 貴社は、代替物質(単一または複数)の存在しているアスベスト含有製品を製造するためにアスベストを使用しているか? していれば
 - ・アスベスト含有製品について記述
 - ・代替物質(単一または複数)について記述
 - ・変更のための費用を提供
 - ・同等の製品を製造するために代替物質(単一または複数)を使用する場合の原料費の増加割合を提供
 - ・製品の質に対する潜在的影響について記述
3. 貴社は、アスベスト含有製品の目録をもっているか? もっていたら、製品のタイプ及び目録をなくすためにかかる期間の推定を記述
4. 貴社は、自然生成のアスベストを含有する物質を使用しているか? していれば
 - ・物質について記述
 - ・製造している製品のタイプを記述
 - ・原料中及び最終製品中のアスベストのレベルを提供
5. 貴社は、科学研究のなかでまたはラボラトリーでの分析標準として、ラボラトリーでの分析でアスベストまたはアスベスト含有製品を輸入または使用しているか? していれば、曆年中に貴社が輸入または使用したアスベスト含有製品中のアスベストの量及びアスベストの濃度を示すことができるか?
6. 貴社は、本文書3.16項に示された報告要求事項の対象になると予測しているか? していれば、その職務を実行するのに必要な労働者の種類(給料)及び要求事項を満たすために必要な予想時間を提供
7. 貴社は、本文書3.17項に示された記録保存要求事項の対象になると予測しているか? していれば、その職務を実行するのに必要な労働者の種類(給料)及び要求事項を満たすために必要な予想時間を提供
8. 最終規則は2018年秋にカナダ官報第2部に公表される予定である。貴社は、2018年秋より前または秋までに、以下の活動の段階的中止を完了すると予測しているか?
 - ・アスベストまたは明日弁スト含有製品の輸入
 - ・アスベスト含有製品の製造及び/または
 - ・アスベストまたはアスベスト含有製品の輸出

2018年秋までに段階的中止を完了するうえでの重要な問題を説明するとともに、貴社が上述の活動の段階的禁止を完了するための達成可能なタイムラインを提供していただきたい。また、段階的禁止の完成にともなう費用の推計を提供していただきたい。

この情報は、規制提案の開発を裏付けるとともに、提案される規則の費用増大影響を評価するため

に用いられる。本書の末尾に示した連絡先に、上述の情報を提供していただきたい。NOIに関して提出した意見またはCEPA第71条に基づき発行された義務的調査を通じて、これらの質問のいくつかにすでに回答を提供していたとしたら、以前に提出していない新たな情報のみを提供していただきたい。

5.2 以前の協議

2016年12月17日のNOI発行を受けて、22の意見が寄せられた。意見は、3産業協会、8労働組織と非政府組織、6地域関係者、5個人からのものであった。

関係者は概して、アスベストによる健康リスクを低減及び制限することに対する支持を表明した。多くの関係者は、禁止を支持した。包括的禁止を支持する関係者は、製品中にアスベストを認めるいかなる除外も閾値も設けないよう求めた。他の関係者は、鉍滓に対する禁止の適用について関心を表明した。アスベストフリーの代替品に移行するうえでの社会経済的課題にふれて、一定の工業用途について除外を検討する必要性を示唆した関係者もいた。さらに、いかなる制限もリスクに基づくべきであるとした関係者もいた。

NOIで説明した規制アプローチに関して受け取った意見は、本協議文書策定するなかで考慮した。

規制アプローチに関して提出された意見に加えて、関係者はまた、アスベスト管理のための政府全体の戦略のその他の要素に関しても多くの意見を提供した。それらは、検討のために適切な部局にまわした。政府全体の戦略に関するさらなる情報については、以下を参照されたい：<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=1169979&tp=1>。政府全体の戦略に関する他の部局の役割に関する情報については、以下を参照されたい：<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=1169989>。

5.3 意見提出期限

本協議文書に対する意見は、2017年7月4日までに以下に提出されなければならない。受け取った意見は、規則提案の起草に当たって考慮される。

CEPA第313条にしたがって、CEPAに基づき環境大臣に情報を提供する者は、秘密として取り扱われるべきことを求める書面をつけて情報を提出することができる。

[連絡先情報省略]

5.4 今後の予定

本協議文書に対する意見は、75日間の協議期間のために、2017年12月にカナダ官報第1部で公表することが見込まれる、規則提案の開発に当たって考慮される。規則提案に対する意見は、2018年中の発行を目標にしている、最終規則の開発に当たって考慮される。

※<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/publications/consultation-regulatory-approach-prohibit-asbestos.html>

アスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則

2018年1月6日 カナダ官報第152巻第1号

担当部署－環境局、保健局

規制影響分析報告

(この報告は命令の一部ではない)

要旨

問題:アスベスト繊維を吸入すると、石綿肺、中皮腫や肺がんなどの命を脅かす疾病を引き起こしうる。アスベストは、2011年にカナダで約1,900件の肺がん事例及び430件の中皮腫事例の原因になったと推計されている。これらの事例は、1970年代から1990年代にかけての歴史的曝露に大きく影響を受けている。アスベスト使用は過去30年間に着実に減少し、それはカナダにおけるアスベスト関連疾患数の減少にすでにつながってきたし、つながり続けるだろう。また、労働現場におけるカナダ人のアスベストへの曝露を制限するための諸措置も実施されているが、アスベストが代替物質で置き換えられるのを確保することによってのみ、この職業リスクを根絶することができる。そうするためにカナダは、アスベストの輸入及び国内使用を禁止する必要がある。カナダはまた、国際的義務を順守するために、アスベストの輸入に関する管理も実施する必要がある。

説明:提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則(提案規則)は、限定的除外付きで、カナダにおけるアスベスト及びアスベスト含有製品の輸入及び使用を禁止する。加えて、提案される貿易管理リスト上物質輸出規則の改正(提案ECECLR改正)は、すべての種類のアスベストの輸出を制限する。提案規則は、カナダ消費者用製品安全法のもとでつくられた現行のアスベスト製品規則(APR)よりも包括的であることから、APRを廃止することが提案される。

費用対効果分析報告:政府の管理費用は約400万ドルと推計され、建設及び自動車部門の管理・順守費用は約3,000万ドルと推計されている。また、1件の肺がんまたは中皮腫を予防することは、現在価値で100万ドル以上と評価される、社会福祉利益をもたらすと推計されている。アスベスト曝露の潜伏効果を考えれば、2019年の提案規則の施行から10～40年後までは、利益は生じないであろうと予測される。したがって、将来の1件当たり利益の現在価値は、現在の事例の価値よりも低いだろう。例えば、2050年の事例1件当たり100万ドルは、現在価値で事例1件当たり約38万ドルに相当するだろう(年3%で割引)。したがって、提案規則が、少なくとも17年の間、年に少なくとも5件(平均5.3件)の肺がんまたは中皮腫を予防することができれば、それら部門の健康利益(3,400万ドル)は、関連する管理・順守費用(3,400万ドル)を正当化すると見込まれる。

提案規則は、労働者が安全協定の対象になっていて、現在の曝露リスクが低いことを考えれば、塩素アルカリ部門における有害なアスベスト関連健康影響を大きく低減するとは見込まれない。費用対効果分析は、現在アスベストを使用しているカナダの塩素アルカリ生産がカナダ国外にシフトし、年800万ドルと推計されるカナダの生産喪失につながるという、高費用シナリオを示している。しかしながら、アスベストフリー技術を採用するために投資がなされるという、代わりの低費用シナリオの分析も示されている。このシナリオは、1億1,900万ドルの資本コストを必要とし、転換後の年平均2,900万ドルのエネルギー節約を伴うと推計されている。このシナリオでは、時の経過とともにネットで節約がある。

「1対1」ルール及びスモールビジネスレンズ:提案されるAPR廃止はカナダ政府の「1対1」ルールの適用「外」となるものの、提案規則は適用「内」であると考えられる。規制の変更は、影響を受けるビジネス当たり約2万ドルまたは72ドルの年平均管理費用負担のネットでの増加につながるものと見込まれる。

提案規則及び提案ESECLR改正は、191のスモールビジネスを含む、292のビジネスに影響を与えるものと見込まれている。これらのビジネスは一般的に提案規則に対する支持を表明した。

国内及び国際的調整及び協力:提案規則は、アスベストとその使用を禁止するためにすでに行動を取っている50を超す諸国と同じ列にカナダを並ばせる。提案規則及び提案ESECLR改正を策定

する中で、カナダはまた、(クリソタイルを含めた)すべての種類のアスベスト及びアスベスト含有製品の輸出入を管理することによって、ロッテルダム条約のもとでのその責任以上のこともする。

背景

2016年12月15日にカナダ政府は、アスベストを管理するための政府全体の戦略を発表した。この戦略の要素のひとつは、2018年までにアスベスト及びアスベスト含有製品の製造、使用、輸入及び輸出を禁止するために、1999年カナダ環境保護法(CEPA)のもとで新たな規則を策定することである。その他の要素には、アスベスト・リスクに関する注意を喚起するためのアウトリーチ努力、カナダ全体で新たな建設及び改築プロジェクトであらゆるアスベストの使用を禁止する国の建築基準の更新、及び人々が仕事においてアスベストに接触するようになることに伴うリスクを制限する新たな連邦労働安全衛生法の策定が含まれる。

アスベストは、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトを含む、不燃性及び繊維剥離性の自然に生成する繊維状鉱物のグループに与えられた商業用語である。アスベストは、世界保健機関(WHO)の国際がん研究機関によってレビューされ、(すべての種類のアスベストについて)人に対する発がん物質であると宣言されている。アスベストによる健康リスクは十分に確立されている。アスベスト繊維を吸入すると、石綿肺、中皮腫や肺がんなどの命を脅かす疾病を引き起こしうる。

アスベストは、カナダにおいて2011年まで採掘され、歴史的には主として耐火のためはもちろん、ビルや家屋を寒気や騒音から断絶するために使用された。クロシドライト・アスベストは、歴史的にはセメント、断熱材、紡織及びフィルターに使用されたが、これらの用途は世界的に段階的に禁止されてきた。多くの用途は段階的になくなったものの、アスベストはいまなお(セメント管やセメント平板などの)セメントやプラスター製品、産業用炉や暖房装置、ビルの保温材、床や天井のタイル、家屋のサイディング材、紡織品、自動車用ブレーキパッド、クラッチなどの車両用伝送部品を含め、様々な製品に見いだされるかもしれない。アスベストはまた、塩素アルカリ産業で、塩素や苛性ソーダの製造においてフィルターとして働く細胞隔膜の部品としても使われている。これらの最終製品は、アスベストを含有していない。

現行の連邦の規制諸措置

アスベスト及びアスベスト含有製品は現在、様々な連邦法令のもとで管理されている。1977年にアスベスト鉱山及び精製所飛散規則が、アスベスト鉱山及び精製所において碎石、乾燥または精製作業により大気中に飛散するガス中のアスベスト繊維濃度を制限するための予防的措置として策定された。2000年にクロシドライト・アスベストが貿易管理リスト(ECL、CEPA表3)にリスト搭載され、施行されているECL上にリスト搭載された物質について事前の届出及び、当時は輸出する前の許可を要求していた、貿易管理リスト上物質輸出規則(EXECLR)のもとでの輸出管理の対象とした。

2007年までは、消費者用及び労働現場用製品に使用されるアスベストは、有害製品法(HPA)のもとでつくられた有害物質規則を通じて対処された。HPAは、製品がラベル表示され、かつ、有害物質規則を満たした安全データシートを伴わない限り、カナダの労働現場における使用、取り扱いまたは保管を意図した、有害物質の販売及び輸入を禁止した。2007年以降、アスベストで作られた消費者用製品、及び、アスベスト繊維からなる、または含有する一定のハイリスク消費者用製品(例えば保温材)の製造、輸入、宣伝及び販売は、カナダ消費者用製品安全法のもとでつくられたアスベスト製品

規則によって、禁止または厳しく規制されている。さらに2017年に、カナダ労働法典のもとでつくられた一定の規則を改正する規則が、航空・放送部門及び一定の石油・ガス部門などの連邦の労働現場の大気中において許される、すべての種類のアスベスト繊維の許容可能な濃度限界を引き下げた。

アスベストを含有する廃棄物は、州及び連邦双方の法令によって管理されている。一般的には、廃棄物管理における連邦の役割は、連邦の土地及び有害廃棄物の境界を超えた動きに関する廃棄物管理に限定されている。

州の規制諸措置

アスベスト及びアスベスト含有製品は、様々な州及び地域的仕組みのもとでも管理されている。すべての州及び地域は、労働現場における大気中アスベスト繊維の許容可能な限界値のセットはもちろん、労働現場に適用される労働安全衛生 (OHS) 法令をもっている。OHS法令はまた、アスベストを含め、化学物質に関わる作業を行う場合に順守しなければならない要求事項も設定している。例としては、労働安全衛生を尊重したケベックの規則やオンタリオの規則833: 生物学的または化学的因子への曝露の管理がある。

廃棄物管理については、有害廃棄物の州間移動、及び、連邦の活動の一部として、または連邦またはアボリジニの土地の廃棄物を例外として、州の立法機関が(アスベスト含有廃棄物を含めた)有害廃棄物の処分を規制する権限をもっている。こうした規則の例には、ブリティッシュコロンビアの有害廃棄物規則やオンタリオのR.R.O.1990 規則347-環境保護法のもとでの廃棄物管理がある。

ロッテルダム条約

国際貿易における一定の有害化学物質及び農薬の事前の情報提供に基づく同意手続に関するロッテルダム条約 (ロッテルダム条約) は、締約諸国間における情報提供を促進している。ロッテルダム条約のもとでリストに搭載された物質については、その輸入に同意しないことを言明した締約国にそれら物質の輸出が送られないよう定められている。ロッテルダム条約のもとでリスト搭載されていない、国内の禁止や厳しい制限の対象となる物質の輸出については、輸出する締約国は輸入する締約国に対して情報及び届出を送るよう義務付けられている。

問題

アスベスト繊維を吸入すると、石綿肺、中皮腫や肺がんなどの命を脅かす疾病を引き起こしうる。アスベストは、2011年にカナダで約1,900件の肺がん事例及び430件の中皮腫事例の原因になったと推計されている。これらの事例は、1970年代から1990年代にかけての歴史的曝露に大きく影響を受けている。アスベスト使用は過去30年間に着実に減少し、それはカナダにおけるアスベスト関連疾患数の減少にすでにつながってきたし、つながり続けるだろう。また、労働現場におけるカナダ人のアスベストへの曝露を制限するための諸措置も実施されているが、アスベストが代替物質で置き換えられるのを確保することによってのみ、この職業リスクを根絶することができる。そうするためにカナダは、アスベストの輸入及び国内使用を禁止する必要がある。カナダはまた、国際的義務を順守するためにアスベストの輸入に関する管理も実施する必要がある。

目的

提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則 (提案規則) 及び提案される貿易管理リスト上物質輸出規則の改正 (提案ESECLR) の目的は、カナダ人のアスベストへの曝露を低減すること

によって、人の健康を保護するとともに、国際的責任を果たすことである。

説明

提案規則は、限定された数の除外付きで、アスベストの輸入、販売及び使用、及びアスベスト含有製品の製造、輸入、販売及び使用を禁止する。また提案規則は、(建物、土木工事、車両、船舶や航空機に設置されたアスベスト及びアスベスト含有製品など) 提案規則が施行される前に設置されたアスベスト及びアスベスト含有製品の使用及び販売は禁止しない。

害虫防除製品は害虫防除製品法(PCPA)のもとで規制されていることから、提案規則は、(PCPA2(1)条に定義される) 害虫防除製品には適用されない。

また提案規則は、禁止される以下の活動を除いて、鉱滓には適用されない。

- ・ 州によって認められた場合を除いて、建設及び造園作業のためのアスベスト鉱滓の販売及び使用
 - ・ アスベストを含有する製品を製造するためのアスベスト鉱滓の使用
- 提案規則は、以下の除外を含んでいる。
- ・ 2025年12月31日までの、塩素アルカリ産業におけるアスベストの輸入、販売及び使用の期限付き除外
 - ・ 博物館での展示を目的とした、アスベスト及びアスベスト含有製品の輸入、販売及び使用についての、現在行われている除外
 - ・ 科学的研究、試料評価のため、または研究室における分析標本としての、アスベスト及びアスベスト含有製品の輸入、販売及び使用についての、現在行われている除外

これら除外される活動は、届出、報告及び記録保存の要求事項の対象になる。また提案規則は、段階的廃止期間における塩素アルカリ施設における隔膜に使用するために輸入されるアスベストに対するラベル表示の要求事項を含んでいる。

提案規則は、環境または人の健康を守るためにアスベストまたはアスベスト含有製品が必要とされ、技術的に実用可能な代替物質がないという、予測不能な状況に対する許可条項を含んでいる。発行される許可は1年間有効で、許可保持者は報告の要求事項の対象となる。

さらに、許可保持者及び、塩素アルカリの生産、博物館における展示及び研究室におけるアスベストの輸入及び使用など、何らかの除外活動を行う者によって、アスベスト管理計画が策定及び実施される必要がある。

提案ECECLR改正は、以下の除外付きで、すべての種類のアスベストの輸出を禁止する。

- ・ 有害廃棄物または有害リサイクル可能物質輸出入規則(EIHWHRMR)によって規制される有害廃棄物または有害リサイクル可能物質である、またはそれに含まれるアスベスト
- ・ 博物館で展示されるアスベストまたはアスベスト含有製品
- ・ 微量のアスベストを伴う、または質量0.1%未満の濃度の製品
- ・ 年間10kg未満で(分析、科学研究のため、または研究所の分析標本として)研究室で 사용되는アスベスト

ロッテルダム条約のもとでの国際的責任を満たすために、上記の除外によって認められる輸出は許可を必要とするとともに、ラベル表示、記録保存及び輸出への安全データシートの封入に関する要求事項の対象になる。同時に、ECLに対する別の改正が省令として提案される予定であり、すべての

種類のアスベストをECLにリスト掲載する。

提案規則及び提案ESECLR改正は、執行のための規制条項指定規則（1999年カナダ環境保護法）〔指定規則〕に対して関連する改正を行う。指定規則は、環境に対する危害または危害のリスクに関わる違反、または権限の妨害による訴追の成功を踏まえた罰則体系と関連した、1999年カナダ環境保護法（CEPA）のもとでつくられた規制の様々な条項を指定している。提案規則及び提案ESECLR改正の指定箇所は、指定される特別の条項を反映するよう、指定規則の表に追加される。

また提案規則は、現行のアスベスト製品規則よりも厳しいものであることから、もはや必要としないものとして、この規則の廃止が提案される。

検討された規制的及び非規制的選択肢

現状維持アプローチ

アスベスト曝露からカナダ人を守るのを助けるために、様々な連邦、州及び地域の諸措置が実施されている。これらの諸措置は曝露の制限と影響の低減を目的としたものではあるが、カナダ人、とりわけ労働者は、現在許されている使用からアスベストに曝露し続けるとともに、アスベスト関連疾患のいくらかのリスクにさらされ続けるかもしれない。これは、アスベストがカナダ人の健康と安全に及ぼすリスクを低減するというカナダ政府の目的に合わない。したがって、この選択肢は却下された。

遺産及び将来の使用を含めたすべてのアスベストを禁止する規則

政府の目的を満たすために、アスベストを完全に禁止するアプローチも検討された。歴史的にアスベストは莫大な用途、主としてビル・家屋の保温や耐火のために使用された。アスベストはまた歴史的に、セメント、保温材、紡織品やフィルターにも使用された。何十年にも及ぶ使用の結果、ビルや家屋を含め、多くの製品や設備がいまなおアスベストを含有している。大部分については、保温材などのアスベスト含有製品がそのままの状態であれば健康リスクは低い。ビルや家屋などの源からすべてのアスベストを除去するよう求めることは、きわめて費用がかかり、実際には人の健康に対するより多くの危害につながるかもしれない。したがって、この選択肢は却下された。

限定された数の除外付きでアスベストの今後の使用を禁止する規則

政府の目的を満たす別のアプローチ、選択されたアプローチは、アスベストの輸入、販売及び使用、及びアスベスト含有製品の製造、輸入、使用及び販売を禁止することである。これは、新たなアスベスト及びアスベスト含有製品がカナダの市場に入ってくるのを防ぐ。同時に、時の経過とともにリスクを低減させる、耐用年数の終了に至るまで既存の建物に設置された建材など、既存製品を許す。したがって、この選択肢が選ばれた。すでに実施されている州の安全衛生要求事項は、リスクを管理するために活用され続けるだろう。結果的に、以下に示す一定の免除及び除外が考慮された。

塩素アルカリ

アスベストは、塩素アルカリ産業において隔膜電解槽技術の一部として使用されており、それは塩素と苛性ソーダの製造におけるフィルターとして機能している。最終製品はアスベストを含んでいない。カナダの塩素アルカリ部門におけるアスベストの使用は非常に限られたものである。アスベストを取り扱う工場労働者の曝露リスクも、実施されている安全衛生慣行に関する提供された情報を踏まえれば、限られたものと予測される。塩素アルカリ施設におけるアスベスト曝露のリスクは低いとはいえ、完全な除外は、アスベスト使用禁止の政府の全体的目標にそぐわない。したがって、アスベストを使用している塩素アルカリ施設について、2025年までの、期限付き除外が提案される。アスベストに基

づくプロセスに対する代替手段は存在しており、2025年までの除外は、提案規則を遵守するために7年間の猶予期間を提供するものである。この期限付き除外はまたカナダに、アスベストの貿易の段階的に廃止における国際パートナーとしてのポジションを提供するだろう。

アスベスト鉱滓

アスベスト鉱滓は、何十年にも及ぶアスベスト採掘により残された遺産である。ケベック州には8億トンの鉱滓があると推計されている。これらの鉱滓は、マグネシウムなどの一定の有用な金属を含んでいる可能性がある。また、アスベスト鉱滓蓄積地域の管理を含めた、元鉱山現場の再開発及びリハビリテーションが進行中である。それらのリハビリテーションを可能にするために、建設及び造園のための鉱滓の使用は、提案規則によって許される必要がある。鉱山現場及び鉱滓集積地域のリハビリテーション計画は、州政府による認可を受ける。

アスベスト鉱滓による曝露のリスクは、州及び地域の労働衛生法令を通じて対処される。曝露の潜在的リスクは残るが、こうした活動は、時の経過とともにアスベスト鉱滓を減少させると見込まれる。したがって、提案規則は、一般的に鉱滓を除外し、こうした活動の継続を許す。

費用対効果[省略]

「1対1」ルール[“One-for-One” Rule]

提案されるアスベスト製品規則廃止はカナダ政府の「1対1」ルールの適用「外」となるものの、提案規則は適用「内」とあると考えられる。規制の変更は、影響を受けるビジネス当たり約2万ドルまたは72ドルの年平均管理費用負担のネットでの増加につながるものと見込まれる。

提案規則は管理負担を増加させるだろう。75人の関係者が提案規則の要求事項を理解するために3時間必要とすると予想される。これらの関係者には研究所や塩素アルカリ施設が含まれる。これらの関係者がアスベスト含有製品を輸入及び/または使用したいと望めば、環境大臣にその意向を知らせるために届出を提出することを求められる。彼らはまた、次に来る暦年の3月31日までに大臣に対して、実際のアスベストまたはアスベスト含有製品の輸入または使用について報告しなければならない。塩素アルカリ部門については、この特定用途に対する期限付き除外が経過する2025年まで届出が続き、報告は翌年まで続くとして予想される。届出及び報告には毎年3.5時間必要とすると推計される。

環境または人の健康を守るためにアスベストまたはアスベスト含有製品が必要であり、かつ、技術的に利用可能な代替物質が存在しない、予期しない状況のための、アスベストまたはアスベスト含有製品の使用について1件の許可申請があるものと推定される。この関係者は同じ報告要求事項の対象となり、許可申請の作成に3.5時間かかるものと推計される。

提案ESECLR改正は、60の潜在的アスベスト輸出者に管理要求事項を理解する（1時間）とともに、各輸出について輸出の事前届出を提供すること（30分）を求める。また、これらの潜在的輸出者のうち10が、輸出を認める許可を申請する（1時間）と推定される。

スモールビジネスレンズ[Small business lens]

提案規則及び提案ESECLR改正は、292のビジネスに影響を与え、そのうち191のスモールビジネスであると推定される。したがって、提案規則はスモールビジネスレンズを発動させる。

提案規則及び提案ESECLR改正は、スモールビジネスに対する特別の弾力化措置を提供していない。スモールビジネスは一般的に提案規則に対する支持を表明した。大部分のスモールビジネスは、研究所または自動車産業である。研究所におけるアスベストの使用は、提案規則のもとで認められている。同様に、自動車産業は、自動車修理工及び従業員が、ブレーキパッドにアスベストが含有されている可能性があることに気づいていないかもしれないと指摘した。したがって、自動車産業は提案規則に対して支持的である。

やはり多数のスモールビジネスがあるセメント産業は、提案規則の施行日に関心を示した。同産業の何人かの代表は、アスベストフリー製品に移行するための適切な猶予期間がないこと、及び、新たな製品の市場への投入のための証明の入手に必要な時間に関心を提起した。こうした関心を考慮して、提案規則は、アスベストフリー製品への移行に十分な時間を与えるため、セメント産業についての施行日を1年遅らせることができる(弾力化オプション)。提案規則(当初オプション)と弾力化オプションの比較を、以下の規制弾力化分析報告に示す[省略]。

全体的に、弾力化オプションは、2019年から2035年の間のスモールビジネスの合計費用を、検討中の当初オプションと比較して、推計約41,000トンまたは1スモールビジネス当たり約16ドルの減少につながる。また、弾力化オプションは、セメント産業のスモールビジネスに、在庫を売りさばき、代替品を確認するための追加の時間を提供する。

しかし、これはまた、提案規則の目的を満たさない建設部門の労働者のリスクの低減を遅らせる。さらに、アスベストフリーの認証製品はすでに市場に存在しており、また、提案規則は混合の組成変更や製品の再設計を求めるものではない。これらの理由から、弾力化オプションは却下された。

協議

2016年12月の発表を受けて、局は、提案された規制アプローチに関するパブリックコンサルテーションを行った。2016年12月から2017年6月までの間に合計70の意見提出があった。意見は、自治体及び地域(ケベック)の代表、産業及び産業団体(塩素アルカリ、自動車、セメント、建設/職工、その他)、非政府及び労働者団体、州の省、国有企業、及び個人々々から寄せられた。主な意見は、以下に示すとおりである。

産業

塩素アルカリ産業

塩素アルカリ産業は、その産業プロセスでアスベストを輸入及び使用し続けるために、提案規則のもとで完全な除外を求めた。

局は、労働者の安全衛生を守るために実施されている諸措置はもちろん、これらの関心も認める。いくつかのアメリカ合衆国の施設がいまもアスベスト隔膜を使用しているとはいえ、カナダと世界の大多数の塩素アルカリ産業はすでにアスベストフリー技術に転換している。提案規則は、2025年末までの期限付き除外を含め、同部門が完全に順守するのに7年間の猶予期間を与える。関係者は協議期間中に、期限付き除外に対する意見を提供するよう求められている。提案規則に関する意見及び情報は、段階的廃止期日を最終決定する際に考慮される。厳格なものと現実的なもの双方の段階的廃止期日を順守するのに必要なリソースについても考慮されるだろう。

自動車産業

自動車産業の関係者は、規制アプローチを支持している。自動車修理工は、アスベスト曝露及び関連する有害健康影響のリスクにさらされている。関係者は、自動車修理工及び彼らの従業員は、アスベストがブレーキパッドに含有されている可能性があることに気づいていないかもしれないと指摘した。最後に関係者は、自動車部品の輸入者も、企業が製品ラベル上のアスベスト含有量を確認することを求められていないことから、彼らがアスベストを含有するブレーキパッドを輸入及び販売していることに気づいていないかもしれないとも指摘した。結果的に、労働者及び/またはその使用者は、アスベスト含有製品を取り扱う作業をするときに必要な措置を取っていないかもしれないと、それはそうした労働者をアスベスト曝露に伴う健康リスクに対して無防備にしている。

建設/貿易産業

セメント産業のある関係者は、規制のタイムフレームがアスベストフリー製品に移行するのに十分な時間を提供していないという関心を表明した。この関係者はまた、市場に投入される新たな製品は認証を得るのに時間を必要とすると主張した。

局は、これらの関心を認める。しかし、セメント管は同産業によって輸入されており、アスベストフリーの同等の製品が市場に存在することを踏まえて、期限付き除外は考慮されなかった。

アスベスト鉱滓産業

産業団体及び地域の代表は、アスベスト鉱滓への非適用を支持している。産業団体は、この除外は、アスベスト鉱滓からのマグネシウムの抽出などのプロジェクトに長期的な規制的確実性を提供すると表明した。

州政府

ケベック政府は、アスベスト鉱滓をアスベストに関する禁止から除外する規制アプローチを支持している。とりわけ、政府代表は、提案規則が、鉱山地帯のアスベスト鉱滓からの金属その他の価値ある物質の抽出を禁止しないよう求めた。しかし、彼らは、塩素アルカリ・プロセスにおけるアスベストのいかなる禁止にも反対し、その操業にアスベストを使用している施設についての完全な除外への支持を表明した。

自治体政府及び地域グループ

ケベックの自治体政府及び地域グループは、規制アプローチを少しは支持しているが、建設及び造園作業へのアスベスト鉱滓の使用を提案規則から除外するよう求めた。彼らはまた、アスベスト鉱滓は道路建設に使用されてきたと述べた。したがって、彼らは、提案規則が必要とされる何らかの道路復旧作業を妨げることに関心がある。ケベック・ベカンクール市は、提案規則を支持せず、その地域に所在する施設について、塩素アルカリ製品の生産へのアスベストの継続輸入及び使用についての無制限の除外を求めた。

それに応じて局は、(州による許可がない限り) 建設及び造園での使用のためのアスベスト鉱山地帯のアスベスト鉱滓の販売を例外として、アスベスト鉱滓を除外する提案規則を設計した。これは、アスベスト鉱滓に関連した将来の経済再開発のために、規制的確実性を提供することを意図したものである。また、既存の道路、インフラ、及び造園区画にすでにみられるアスベスト鉱滓は、提案規則の対象にはならない。提案規則はまた、2025年末までの期限付き除外を含め、塩素アルカリ産業が完全に順守するための7年の猶予期間を提供している。

アスベストはカナダのいくつかの地域では自然に存在しており、建設及び造園作業に対する禁止は住宅部門に影響を与えると述べた意見も受け取った(例えば、アスベストが土壤中に存在する場合、

民間家庭が家屋の修理や建設を行うのを許可されないかもしれない)。上述したとおり、既存の用途にすでにみられる鉱滓は、提案規則の対象にはならない。

労働及び非政府団体

労働組合、健康、安全、研究、女性及び環境団体は一般的に規制アプローチを支持している。多くの安全団体は、アスベストの使用が安全なやり方で維持されるよう望む一方で、研究団体は、禁止が彼らの分析を侵害しない保証を求めた。他の団体は、使用が維持される場合には、アスベストが適切な安全措置のもとで取り扱われるのを確保するよう求めた。

労働団体は、アスベストに関していかなる例外も許さない立場を取っていることから、除外に関して保留するものの、一般的に規制アプローチを支持している。いくつかの労働団体は、提案規則が施行された後に、備蓄品がカナダ市場で無制限に販売されるのを許すことに反対した。

局は、備蓄品に関する関心を認める。義務的調査を通じて収集された情報は、アスベスト含有製品の備蓄品は最小限であることを示している。提案規則は、まだ設置されていない（すなわち目録にみられる）、アスベストまたはアスベスト含有製品の使用または販売を禁止する。したがって、残っている備蓄品は、すべて廃棄または破壊される必要がある。

労働団体から提出されたいくつかの意見はまた、カナダは、塩素アルカリについて期限付き除外を与えている欧州連合によって行われているように、アスベストに対してハザード・ベースとリスク・ベース双方の規制アプローチを用いるべきだと述べた。

提案規則は、カナダの塩素アルカリ産業に対する2025年までの期限付き除外を含んでおり、同部門が遵守し、アスベストをすでに禁止している欧州連合その他諸国における産業と同列に並ぶために十分な時間を提供する。

ケベックの安全衛生研究所は、アスベスト鉱滓、採掘作業、自然生成アスベスト、及び害虫防除製品についての除外をなくすことを提唱した。同研究所は、アスベスト鉱滓を除外することは、大気中のアスベスト繊維への曝露の有効な管理を妨げると強く主張した。彼らは、採掘作業が除外されれば、鉱物市場の需要と価格によって、将来輸出市場の開発が浮上する可能性があることを懸念した。彼らはまた、アスベストの代替品がすでに利用可能なものであるから、アスベストを含有する害虫防除製品の除外は容認できないと述べた。

局はこれらの関心を認めるものの、アスベスト鉱滓の産業利用は、州による許可の対象になる。また提案規則は、アスベストの輸入、使用、販売及び輸出を禁止する。したがって、採掘作業が提案規則によって禁止されなくても、将来のアスベストのために予測される市場はない。害虫防除製品に関しては、カナダでは現在、登録されたアスベストを含有する農薬はない。提案される非適用は、農薬がPCPAの管轄のもとで規制されるという事実を反映するものである。カナダ保健省は、厳格な科学に基づいた評価の後に登録し、また、製品が現在の健康・環境基準を満たすように、市場に存在している農薬を定期的に再評価している。

規制協力

国際協力

2016年12月15日にカナダ政府は、2018年までにアスベストの包括的禁止を実施する一連の措置を発表した。これらの措置には、提案規則、(カナダ全体で新たな建設及び改修プロジェクトへのアスベストの使用を禁止する) 全国建築基準の改正、(職業においてアスベストと接触する人々のリスクを制

限するための)新たな連邦労働安全衛生規則が含まれる。

提案規則はカナダを、(欧州連合加盟諸国、オーストラリア及びニュージーランドを含め) アスベスト及びその使用を禁止するための措置をすでにとっている50を超す諸国と同じ列にそろえる。提案規則及び提案ESECLR改正を確立するなかで、カナダはまた、(クリソタイルを含めた)すべての種類のアスベスト及びアスベスト含有製品の輸出入を管理することによって、ロッテルダム条約のもとでのその責任以上のこともする。

欧州連合は現在、意図的にアスベスト繊維を加えた物品や混合物はもちろん、アスベストの製造、市場への投入及び使用を禁止している。しかし、加盟諸国は、(そのような使用が許可条件にしたがって実施されることを条件に)(2016年7月13日現在の)既存の電解装置用のクリソタイル繊維含有アスベスト隔膜の市場への投入及び使用を除外することができる。この除外は期限付きのもので、2025年7月1日に終了する予定である。同様に、提案規則は、カナダの塩素アルカリ産業について、2025年までの期限付き除外を含んでいる。この期限付き除外はまた、塩素アルカリ施設に対する欧州連合のアプローチにそろえたものである。

合衆国とカナダは現在、アスベストに関して同様の規制諸措置を、またしたがって(例えば、アスベスト含有ブレーキパッドの輸入、塩素アルカリ生産へのアスベスト隔膜の使用など)同様の継続中のアスベスト使用をもっている。2016年11月29日に合衆国環境保護庁(U.S. EPA)は、有害物質管理法(TSCA)改訂のもとで人の健康及び環境に対する潜在的リスクが評価される、最初の10の化学物質のひとつにアスベストがなると発表した。カナダと合衆国の間の規制の整列及びカナダと合衆国の同じレベルの競技場を確保することの重要性が認められている。合衆国は、2017年12月にアスベストについてのリスク評価の範囲を整理した文書を発表し、パブリックコンサルテーションが行われることが見込まれている。リスク評価は2019年までに完了すると予測されている。アスベストが不合理なリスクを生じさせていると判定されれば、U.S. EPAは、リスク評価から2年以内に、リスクを軽減しなければならない。

国内協力

それが既存の[別の]諸制度の対象となっていることから、提案規則は採掘活動には適用されない。カナダにおけるアスベストの採掘は2011年に終了している。採掘活動は現在、連邦、州及び地域の法律、規則及び要求事項の対象となっている。提案規則がアスベストの輸入、販売及び輸出を禁止することから、将来にアスベストのための市場も、アスベストを採掘するインセンティブも存在しない。

廃棄物管理に関しては、責任は連邦及び州政府によって共有されている。州の立法機関は、廃棄物処理を含む、州の公共の土地における活動を含めた一定の領域を規制する権限をもっている。結果として、廃棄物管理は一義的に州の関心事である。アスベストを含有する廃棄物はすでに、州及び連邦の法令を通じて管理されている。一般的に、廃棄物管理における連邦の役割は、連邦の土地における廃棄物管理及び有害廃棄物の境界を超えた移動に制限されている。したがって、提案規則は、廃棄物管理活動には適用されない。

害虫防除製品に関しては、PCPAの権限のもとで保健省がカナダにおける害虫防除管理に責任を負っている。農業は、厳格かつ科学に基づいた評価の後のみに登録され、製品が現在の科学的基準を満たしている(すなわち、ヒトの健康や環境に対する容認できないリスクがなく、製品には価値がある)ことを確保するために、保健省は定期的に市場にある製品を再評価している。現在、カナダには、アスベストを含有する農業製品は存在していない。

根拠

アスベスト繊維を吸入すると、石綿肺、中皮腫及び肺がんなどの命を脅かす疾病を引き起こしうる。アスベストは、2011年にカナダで約1,900件の肺がん及び430件の中皮腫事例に責任があると推計されている。これらの事例は、1970年代から1990年代の歴史的曝露に大きく影響を受けている。アスベストの使用は過去30年以上にわたって着実に減少し、それはカナダにおけるアスベスト関連疾患の減少にすでにつながっているし、つながり続けるだろう。また、労働現場におけるカナダ人のアスベストへの曝露を制限する諸措置も実施されているが、この職業リスクはアスベストが代替品によって代替されることを確保することによってのみ完全に根絶することができる。そうするためにカナダは、アスベストの輸入及び使用を禁止する必要がある。カナダがこれを行うための規則を実施するとすれば、国際的責任を満たすために、アスベストの輸出に対する管理も実施しなければならない。

2016年12月15日にカナダ政府は、2018年までにアスベスト及びアスベスト含有製品を禁止する新たな規則の策定を含めた、アスベストを管理するための政府全体の戦略を発表した。提案される規則は、限られた数の除外付きで、アスベストの輸入、販売及び使用、及びアスベスト含有製品の将来の製造、輸入、販売及び使用を禁止する。また、提案されるESECLRの改正は、提案されるECL命令とともに、アスベスト及びアスベスト含有製品の輸出を制限する。それらはまた、カナダがロッテルダム条約を遵守し続けるようにする。

2016年12月の発表を受けて、2016年12月から2017年6月の間に合計70件の意見提出を受け取った。関係者は一般的に支持的であったが、一定の関係者はアスベストの特定の使用について除外を求めた。局は提案規則を策定するに当たって、これらの意見を考慮した。例えば、元鉱山地域の再開発及びリハビリテーションを可能にするために、提案規則は鉱滓を除外している。提案規則はまた、塩素アルカリ施設について2025年までアスベストの輸入及び使用の期限付き除外を含んでいる。

政府の管理費用は約400万ドルと推計され、建設及び自動車部門の管理及び遵守費用は約3,000万ドルと推計される。また、肺がんまたは中皮腫の1事例を予防することは、現在価値で100万ドルに相当する社会保障利益を提供するものと推計される。アスベスト曝露の潜伏影響を踏まえれば、給付は、2019年に提案規則が施行されてから10～40年後までは生じないと予測され、したがって、1事例当たりの将来の利益の現在価値は、現在の事例についての価値よりも低いだろう。例えば、2050年における1事例当たり100万ドルは、現在の1事例当たり約38万ドルに相当するだろう（年3%の割引き）。したがって、提案規則が、少なくとも17年間に、少なくとも毎年5件（平均5.3件）の肺がんまたは中皮腫を予防することができれば、これらの部門の健康利益（3,400万ドル）は関連する管理及び遵守費用（3,400万ドル）を正当化するものと見込まれる。

アスベストを取り扱っている労働者がわずかであり、現在の安全慣行を踏まえれば現在の曝露リスクは低いと予測されることから、提案規則が塩素アルカリ労働者について有害なアスベスト関連健康影響を著しく低減することは見込まれない。費用対効果分析は、現在アスベストを使用しているカナダの塩素アルカリ生産がカナダ外部に移転する高費用シナリオでは、年800万ドルと推計されるカナダの生産喪失につながることを示している。しかし、アスベストフリー技術を採用するために投資がなされる、代わりの低費用シナリオも示されている。このシナリオでは、1億1,900万ドルの資本費用を必要とし、転換後の年間平均エネルギー節約2,900万ドルと推計されている。このシナリオでは、時がたつとともにネットでの節約がある。

戦略的環境評価[省略]

実施、施行及びサービス基準[省略]

パフォーマンスの測定及び評価[省略]

提案される規制文書[省略]

※<http://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2018/2018-01-06/html/reg3-eng.html>

太平洋諸島諸国がアスベスト禁止を決定

2017年9月22日 SPREP(太平洋地域環境計画事務局)

アピア・サモアー先週アピアで歴史がつくられた。太平洋諸島諸国におけるアスベストを含有する製品及び廃棄物の輸入、再利用及び再販売を禁止または制限するイニシアティブが承認されたのである。

クック諸島によって支持された、アスベスト禁止に関する取り組みを進める提案は、太平洋地域環境計画事務局(SPREP)第28回担当者会議において、その21太平洋諸島諸国及び5メトロポリタン・メンバーの代表らによって同意された。

クック諸島を代表して発言したクック諸島全国環境サービスのジョセフ・ブライダー局長は、前向きな結果に喜びを表明した。

「クック諸島は、SPREP会議の決定を大変うれしく思う。われわれは、それが太平洋諸国が地域の共同管理と持続可能な未来に向けた検診に真に団結していることを再確認するものだと考える」。

提案は、トンガ及びオーストラリアと共同でなされ、SPREP加盟諸国・領域の大多数から強い支持を受けた。

トンガ気象・エネルギー・情報・災害管理・環境・気候変動・コミュニケーション省CEOのポーラ・マウは、ロッテルダム条約がクリソタイル・アスベストの同条約付録Ⅲへのリスト搭載について合意に達するのに繰り返し失敗していることを考えれば、太平洋におけるアスベストを禁止するこの動きはとりわけ重要である」と述べた。

「トンガは、太平洋地域レベルのアスベスト禁止の進展を助ける、クック諸島によるこの提案の共同提案国になったことをうれしく思う。いくつかの太平洋諸島は過去のアスベスト蓄積を安全に除去する能力が限られているため、アスベスト廃棄物の廃棄のための輸入を認める必要があることから、禁止の詳細を計画することが重要だろう」。

2014年に欧州連合の資金援助を受けたPacWasteプロジェクトが地域アスベスト・ベースライン調査を実施するまで、太平洋地域におけるアスベストの広がりに関する情報はきわめて限られていた。

PacWasteは欧州連合の資金援助による785万ユーロのプロジェクトで、太平洋全体にわたる地域有害廃棄物管理を改善するためにSPREPによって実施された。

この調査は、11太平洋諸島諸国で187,000m²以上の確かめられた非居住用アスベストを確認し、そのうちの78%が高度または中等度のリスクありと分類された。この調査はまた、地域にアスベスト含有建材が新たに輸入されている証拠も見出した。

ニウエにおける昨年のSPREP担当者会議において、SPREPとPacWasteは、同様のアスベスト禁

止に対する支持を追求した。提案は強い支持を受けたものの、そのような禁止の実施の調達方法に関してメンバーから懸念が示された。

SPREP事務局長コシ・ラトゥは、太平洋規模の禁止についての調達、能力及び監視をめぐるこうした関心はその後やわらげられたと説明し、その一部として、PacWaste Plusと呼ばれるフォローアップ・プロジェクトに対する欧州連合の新たな資金援助の発表に感謝している。

「アスベストを含有する製品及び廃棄物の輸入、再利用及び再販売の禁止または制限について彼らと協力していくというメンバーから示された方向は、未来の世代のアスベストの有害な影響からの安全を確保に大きな貢献をするだろう」。

欧州連合太平洋代表部の協力責任者クリストフ・ワグナーは、アスベスト規制イニシアティブを進展させるために太平洋諸島諸国が示したリーダーシップを指摘した。

「アスベストを禁止する、欧州連合全加盟国を含めた他の59か国に加わるよう取り組むという太平洋諸島諸国の決定を歓迎する。太平洋地域全体の地域社会の健康と福利にとって素晴らしい成果であり、PacWaste及び計画されているPacWaste Plusを通じて行われている作業に対する効果的な理解である」。

※<https://sprep.org/waste-management-pollution-control/pacific-island-countries-vote-to-ban-asbestos>

議題13.1: 太平洋規模でのアスベスト禁止の必要性

2017年9月19-21日アピア・サモア 第28回SPREP担当者会議

目的

1. アスベストを含有する製品の輸入、再利用及び再販売に関する太平洋規模の禁止を開発及び実施するメンバーの承認及び関与を求めること。

背景

2. アスベストは、人に対して有害な、自然に生成する岩石繊維の一グループである。アスベスト含有製品が損傷し、または時とともに摩滅した場合には、小さな繊維が解放され、大気中に飛散する可能性がある。アスベスト繊維を吸入すると、がんを含めた様々な疾病を引き起こす可能性がある。世界保健機関(WTO)は、世界で毎年10万人以上がアスベスト曝露に関連した病気によって亡くなっていると推計している。
3. 2011年の第22回SPREP担当者会議(サモア)において、アスベストのない太平洋-地域戦略・行動計画が採択された。この戦略は、SPREPとWHOによって共同提案された。この戦略は、適切に管理されなかった場合に、アスベスト物質及び廃棄物が太平洋で引き起こす深刻な潜在的健康リスクについて概述した。
4. この戦略は、欧州連合が資金援助する785万ユーロと、SPREPが実施する太平洋有害廃棄物管理プロジェクト(PacWaste)を通じて、既存のアスベスト物質及び廃棄物(主として建材)に対して取り組む道を開いた。
5. 2013/14年にPacWasteプロジェクトは、13の太平洋諸島諸国の26の島にまたがって、太平洋で最初の地域アスベスト・ベースライン調査を実施した。この調査は以下を確認した。
 - ・7の太平洋諸島諸国の公共用、商業用及び居住用建築物に、アスベストが広く使用されている

こと

- ・ いくつかの場所でアスベスト物質が再利用及び再販売されていること(ナウル、サモア、FSM[ミクロネシア連邦]、RMI[マーシャル諸島共和国]、ニエウ)
 - ・ ソロモン諸島(ギゾ)とバヌアツ(ルガンビル)の工具店で「新品のアスベスト」屋根材が販売されていること
6. 地域アスベスト・ベースライン調査の結果は、調査された場所で確認されたすべてのアスベストを除去/交換するのに1億5千万USD以上が必要であり、また、主としてアジアから太平洋地域に新たなアスベストがいまも輸入されていると結論づけた。オーストラリアとニュージーランドにおける研究はまた、それら諸国にきている建材、プレーキシュー、ガasketや断熱材のなかで、アスベスト含有製品の輸入が広がっていることを確認した。
 7. WHO及び国際労働機関(ILO)は、アスベスト関連疾患を根絶する唯一の方法は製品へのすべての種類のアスベストの使用をやめることであるという立場を維持するとともに、最近のニュージーランドの諸研究で確認されたように、アスベストがかつて使用され、または使用され続けているほとんどすべての製品に、より安全な代替品が入手可能であることを確認してきた。
 8. 現在、太平洋諸島諸国及び領域において、アスベスト物質は合法的に輸入及び使用することができる。これは、「アスベストのない太平洋」を実現するという地域アスベスト戦略のもととの目標、及び、PacWasteや第11次欧州開発基金を通じて資金援助されたPacWaste Plusなどのアスベスト除去プロジェクトの努力双方の妨げとなっている。
 9. 過去のアスベスト蓄積を減少させ、それを適切に廃棄する努力が行われているものの、地域に入ってくる新たなアスベストを止め、既存アスベストが再利用されるのを防ぐために、さらなる取り組みが必要である。
 10. ニエウでの第27回SPREP会議(2016年)において、SPREPは、太平洋規模のアスベスト禁止を承認することへのメンバーの支持を求めた。原則的に、この提案はメンバーから強い支持を受けたが、同時に、クック諸島を含むメンバーから、そのような禁止の実施を調達する方法について懸念が示された。最後の会議以来の間に、多くの重要な進展があった。
 11. 2016年10月にニュージーランドが、国レベルのアスベスト禁止を制定する58番目の国となった。2016年10月から2017年7月の間にさらに4か国がアスベスト禁止を実施して、国レベルのアスベスト禁止は合計62か国になった。
 12. 2017年5月にジュネーブで、ロッテルダム条約の太平洋諸島締約国(クック諸島、トンガ、サモア及びマーシャル諸島共和国)は、クリソタイル・アスベストのロッテルダム条約付録Ⅲへのリスト搭載を強く支持する発言をした。この介入は、締約国で会議に参加したキリバスからも支持された。この提案は、アスベスト及びアスベスト含有物質の貿易と関係のある少数の締約国の反対によって、6回続けて採択に失敗した。発言の全文は付録2に示してある。
 13. 2016年7月から2017年6月の間に、ナウル、トンガ、欧州連合、ソロモン諸島及びSPREPの代表は、アスベスト含有製品の製造継続は禁止制定国の数の増加と合わさって、小さな島国をアスベスト含有建材の量の増大の影響を受けやすくしていると指摘して、太平洋規模のアスベスト禁止への指示を公けにした。こうした公けの発言は付録3に示してある。
 14. 前回のSPREP会議以来、5つの太平洋諸島諸国で、アスベストが関係した深刻な出来事が報告された。

15. 太平洋規模のアスベスト禁止のための調達、能力及び監視をめぐる以前メンバーからあげられた懸念は、事務局による、WTOのメンバーシップはアスベスト禁止によって影響を受けないことを明らかにした文書（付録4として添付）の提供を通じて対処された。
17. 以上を踏まえ、クック諸島、トンガ及びオーストラリアは、太平洋における新たなアスベストの問題に適切に対処するために行動を起こすべきときであると確信した。この文書を準備するなかで、クック諸島は、トンガ政府及びオーストラリア政府の代表から支持の書簡を受け取った。それらは付録5として添付した。

勧告

18. 会議に以下を求める。

- ・ この文書のなかで提供された情報に留意し、
- ・ トンガ及びオーストラリア政府代表から提供された太平洋規模のアスベスト禁止に賛成を支持した書簡に留意し、
- ・ 13の太平洋諸島諸国にまたがったアスベストの改善、監視及び注意喚起に重要な資源を貢献したEUの資金援助によるPacWasteプロジェクトによって行われた作業に留意し、
- ・ 太平洋諸島の地域社会への新たなアスベストによってもたらされる脅威に留意し、
- ・ アスベストを含有する製品及び廃棄物の輸入、再利用及び再販売に関する太平洋規模の禁止の開発及び実施を承認するとともに、
- ・ 事務局に対して、Pacific 2025及びPacWaste Plusを通じて調達されるよう、SPREPメンバーと協力して、かかる禁止の開発及び実施に関する作業を進めるよう指示する。

[以下付録省略]

付録1：ニュージランド・インベントリー報告2014

付録2：ロッテルダム条約に対する太平洋諸島締約国の発言

付録3：太平洋規模のアスベスト禁止を支持する公けの発言の要約

付録4：アスベスト禁止のWTOメンバーシップに対する意味合いに関する情報文書

付録5：トンガ及びオーストラリア政府からの支持の書簡

※<https://sprep.org/sprep-meeting/28th-sprep-meeting-of-officials>

スリランカのアスベスト禁止決定に対するロシアの経済的脅迫を 世界の労働組合や健康ネットワークが非難

2018年1月3日 メディア・リリース

国際労働組合総連合（ITUC）と国際建設林業労働組合連盟（BWI）は、世界中のアスベスト関連疾患被害者とその家族を代表する被害者団体を含めた健康ネットワークとともに、ロシア政府によるスリランカに対する経済的脅迫に断固抗議する。

2017年12月18日、ロシアは突然スリランカからの紅茶の輸入を禁止して、スリランカ経済に大きな脅威を与えた。わずか2日後にスリランカ政府は、ロシアからのアスベスト輸入禁止を延期するという決定を発表した。

スリランカはすでに、2018年1月1日からのアスベストの段階的禁止と2024年全面禁止の計画を発表していた。

国際労働組合総連合(ITUC)のシャラン・パロウ書記長は、「望まない国にクリソタイル・アスベストを押し付けるのはフェアトレード[公正な貿易]ではなく、非難されるべき殺人行為である。世界の労働組合はこのひねくれた経済的脅迫に絶対反対である。ロシアはフェアトレード・ルールに穴をあけてはならないし、許されるべきではない」。

「ロシアの致命的なアスベスト貿易の市場を持続させようとするこの絶望的な試みは非難され、反撃されなければならない」と、国際建設林業労働組合連盟(BWI)の建設・安全衛生担当国際ディレクターのフィオーナ・ムーリーは述べた。「われわれは、この発がん物質に曝露しているスリランカの労働者・住民のことを心配しており、スリランカ政府がクリソタイル・アスベストを可能な限り早く禁止するというその決定を推し進めるよう求める」と彼女は言う。

スリランカ全国労働組合連盟(NTUF)は政府に対して、すでに公表している禁止のタイムテーブルに戻り、ロシアからの圧力に屈しないよう強く求めている。「大国としてのロシアは、弱い立場にあるその貿易パートナーに圧力をかけるという手段を用いてきた。スリランカ政府がこの圧力戦術に屈し、ロシアからの有害物質を受け入れなければならないのは不幸なことである。NTUFはスリランカ政府に対して、ロシアに率いられたアスベスト輸出諸国政府によるプロパガンダであるクリソタイル・アスベストの安全使用に屈することのないよう求める…政府は2024年までに全面禁止というその決定を堅持しなければならない」と、NTUF書記長Radmasiri Ranawakaarachchiは述べている。

日本の全国労働安全衛生センター連絡会議(JOSHRC)事務局長でアジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)コーディネーターでもある古谷杉郎は、アスベスト産業と駐スリランカ・ロシア大使が主張する、クリソタイル・アスベストはがんを引き起こさないという主張をはねつけた。

「クリソタイル・アスベストは今日、世界のアスベスト関連疾患の主要な原因である。クリソタイル・アスベストは、他の種類のアスベストと同様に、疑いの余地なく、肺がん、中皮腫、石綿肺、喉頭がん及び卵巣がんを引き起こす。はばひろいがんとクリソタイルとの直接の関係に関する国際的証拠は明らかであり、かつ、国際がん研究機関(IARC)によって詳しく記述されている」と彼は言う。「われわれはスリランカ政府がロシアによるこの行動を世界貿易機関(WTO)に対して訴えるよう勧める。WHOにはすでに、1994年GATTのXX(b)条の意義において、各国は『人々の…命と健康を守る』ためにアスベストを禁止する権利をもつことを言明した、フランスのアスベスト禁止に関するカナダ対欧州共同体事件という2001年の先例がある」と彼は付け加えた。

「このような経済的脅迫がすべて、将来のスリランカにおける、計画されていたように1月に段階的禁止が実行されていたら生じなかったであろうさらなるアスベスト関連死亡を意味するだろうということに、われわれはがくぜんとする」とオーストラリアの労働組合国際協力機関APHEDA事務局長のケート・リーは語る。「世界の科学者らによる推計によってすでに、2016年だけでもスリランカにおけるクリソタイル・アスベストへの曝露による死亡は数百人にのぼることが示されている。最近のアスベスト消費の高さと曝露する人々の増加を考えれば、これが今後数十年間のうちに増大することは確実である」と彼女は付け加えた。

WHOとILOはともに、クリソタイル・アスベストの致命的な性質に対する確固たる立場をもっている。WHOは、アスベスト関連疾患を根絶するもっとも効果的な方法はすべての種類のアスベストの使用をやめることであることを確認する多くのステートメントを発している。

「われわれは、アスベスト禁止の遅れに抗議し、スリランカ政府が禁止を堅持するよう要請している、スリランカの労働組合や政治家たちを称賛する。それには、Ven. Athuraliye Rathana Thera国会

議員やスリランカの労働組合NTUFが含まれる」と、アスベスト禁止国際書記局 (IBAS) コーディネーターのローリー・カザンアレンは話す。「この致命的繊維の残った最大の輸出国である、ロシアによるこの行動は調べられなければならない。われわれはWHOやILOに対して、これを詳しく調べ、その結果を公表するよう求める。多くの命が危険にさらされているのである」と彼女は言った。

※http://ibasecretariat.org/media_release_blackmail_of_sri_lanka_re_asb_ban_jan_3_2018.pdf

アスベストに関するスリランカ政府の決定の即時逆転を求める

2017年12月29日 スリランカ全国労働組合連盟 (NTUF)

2015年1月にスリランカで新しい国民政府が樹立された後、マイトリーパーラ・シリセーナ大統領は2018年1月からのアスベスト禁止を発表した。スリランカの科学者たちは政府に対してアスベスト使用の禁止を勧告し、その報告に基づき、その健康及び環境に対する有害な影響に留意して禁止が課されたのである。

2017年12月19日のロシアへのスリランカ紅茶輸入を禁止するという突然の発表に対して、スリランカ政府は、アスベスト輸入の禁止を緩和することを決定した。その結果、労働組合、市民団体その他NGOは、この禁止緩和とスリランカをアスベスト・フリーにするための様々な関係者による努力を台無しにすることにに対して抗議している。

大国としてのロシアは、弱い立場にあるその貿易パートナーに圧力をかけるという手段を用いてきた。スリランカ政府がこの圧力戦術に屈し、ロシアからの有害物質を受け入れなければならないのは不幸なことである。全国労働組合連盟 (NTUF) はスリランカ政府に対して、ロシアに率いられたアスベスト輸出諸国政府によるプロパガンダである、クリソタイル・アスベストの安全使用に屈することのないよう求める。

われわれはスリランカ政府に対して、世界中ですべての種類のアスベストの使用の全面禁止を呼びかけている、WHOやILOその他世界の指導的科学団体などの国際団体に従うよう、心から提案する。スリランカ政府は、ひろく利用されているクリソタイルを含めたすべての種類のアスベストを禁止するという素晴らしい決定を行ったのであり、政府は2024年までに全面禁止というその決定を堅持しなければならない。

NTUFは国際社会に対して、圧力に屈せず、スリランカにおけるアスベスト禁止という当初の決定を回復するよう、スリランカ政府に働きかけるよう求める。

Radmasiri Ranawakaarachci NTUF書記長

科学者、医師、研究者及びアスベスト被害者団体に 対する国際的呼びかけ

2017年12月15日 メディア・リリース

影響力のある科学者・研究者のグループが今日、とりわけアジアにおける、アスベスト産業によるアスベストに関する虚偽情報に対抗するための国際的キャンペーンを開始した。

保健指標・評価研究所 (IHME) によって実施されている尊敬される疫学調査である世界疾病負荷

(GBD)による最新の推計は、2016年に世界で肺がん、中皮腫、喉頭・卵巣がんや石綿肺などのアスベスト関連疾患によって222,000をこえる人々が死亡していることを示唆している。GBD調査はこれまでに実施されたもっとも包括的な地球規模の観察的疫学調査である。

本日の国際的キャンペーンの開始は、インドネシア、ベトナム及びインドで同時に開催されている取り組みによって支持されている。これら3か国はすべて、クリソタイル・アスベストの主要な消費国であるとともに、GBDが2016年に1万をこえる合計死亡数を推計を推計している国でもある。

アジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)は、オーストラリア労働組合国際協力機関APHEDAと協力して、科学者、研究者、医師及びアスベスト関連疾患被害者を代表する団体らに対して、アジアにおける回避可能ながんの将来の流行の除去に署名及び援助するとともに、アスベスト産業による嘘とデマに対抗するよう求める国際的公開書簡を開始した。

「心あるすべての科学者、研究者及び医師が、アジア諸国政府に対してこのさきわめて重要なメッセージを届けるのに、署名して加わるよう求めたい」と、オーストラリア・シドニーのアスベスト疾患研究所(ADRI)所長の高橋謙教授は語る。

「クリソタイル(白)アスベストは60か国以上ですでに禁止され、さらに多くの国がもはや使用していないというものの、毎年150万トン以上が今もなお世界、とりわけアジアで使用されている。これは、『アスベスト関連疾患を根絶するもっとも有効な方法はすべての種類のアスベストの使用をやめることである』という世界保健機関の明確な勧告があるにもかかわらずである。」

「アジアの多くの国の政府が、最後の重要な市場—アジアを守るのに必死なアスベスト産業による虚偽情報の集中砲火を浴びている。この書簡の内容に同意する科学者、医師、研究者に署名し、アジア各国政府が証拠について障害を取り除くのを支援してもらいたい」と、オーストラリア労働組合国際協力機関APHEDA事務局長のケート・リーは語る。

国際的な証拠は何十年間にもわたって圧倒的であり、すべての種類のアスベストが、暴露した労働者、住民や消費者にがんを引き起こすということである。

「より多くの国が禁止を導入しつつあり、2016年カナダ、2017年ブラジルなど、アスベスト生産・輸出大国による最近の禁止は、いまなおこの致死性の物質を使用し続けているすべての諸国にとって、今がきわめて重要な時期であることを意味している。公開書簡は、そうしたすべての努力に対して堅固な科学的裏付けを与える」と、日本の全国労働安全衛生センター連絡会議(JOSHRC)事務局長でA-BANコーディネーターでもある古谷杉郎は言う。

アメリカ、オーストラリア、日本、韓国、欧州連合諸国など、前世紀にクリソタイル・アスベストの主要な消費者であった国・地域は現在、恐るべき健康、環境及び経済影響に苦しめられている。

はばひろい国際的科学者・研究者が、この公開書簡の内容を保証するとともに、同僚たちにも署名するよう呼びかけている。それには、以下の人々が含まれている。

シドニー大学コンコルド臨床学校アスベスト疾患研究所(ADRI)所長、高橋謙教授

アメリカ合衆国元公衆衛生副総監・少将、リチャード・リーメン教授

国立台湾大学公衆衛生学部保健政策・管理研究所、チェン・ヤウエン教授

香港労働環境衛生学会議長・名誉会長、香港労働者健康センター名誉・医学顧問、JCクラブ公衆衛生・一次医療学校名誉臨床教授、イグナティウス・ユー教授

国際労働衛生委員会(ICOH)会長、ユッカ・タカラ博士(非常勤教授)

シドニー大学シドニー公衆衛生学校公衆衛生マスター所長、疫学労働医学教授、ティム・ドリスコル

教授

公開書簡への署名は2018年2月15日まで受け付ける。その後、公開書簡は、多くの代替物質が利用可能ななかでクリソタイル・アスベストの使用を続けることの、自国民、環境及び経済に対する有害な影響に関する圧倒的な証拠を提示するのに役立てるよう、アジア各国の政府に提出される予定である。

※<http://apheda.org.au/asbestos-open-letter/>

標題:クリソタイル・アスベストに関する健康警告

共同署名呼びかけ中

私たちは、世界各地の研究者、科学者、医師、労働衛生及びアスベスト関連疾患(ARDs)の専門家として、アスベスト被害者グループや労働組合とともに、アジアの多くの国でクリソタイル・アスベストが使用され続けていることに対して心からの深い懸念を表明する、貴方がたに宛てたこの公開書簡を支持します。これは、その継続使用と関連するがんその他の疾病のリスクについての明白な証拠があるにもかかわらずです。

私たちは、貴方がたが貴国におけるこの製品の将来の使用を検討するにあたって、以下の点に留意していただきたいと考えています。

- ・クリソタイル・アスベストは今日、世界のアスベスト関連疾患の主要な原因になっています。クリソタイル・アスベストは、他の種類のアスベストと同様に、肺がん、中皮腫、石綿肺、喉頭がん及び卵巣がんを引き起こすことが疑いの余地なく知られています。クリソタイルと一連のがんと関連性に関する国際的証拠は明らかであり、国際がん研究機関(IARC)によってよく記録されています¹。
- ・クリソタイル繊維は体内で14日以内に消失し、それゆえアスベスト関連疾患を引き起こさないという、クリソタイル・アスベストの使用継続の擁護者らによる主張はまったく間違っています²。
- ・世界の80%はいまなおクリソタイル・アスベストを使用し続けているという、クリソタイル・アスベストの使用継続の擁護者らによる主張はまったく間違っています。世界の大多数の国は、クリソタイルを公式に禁止しているか、または、もはや製造において使用していません。2015年に原料アスベストの消費を報告しているのは87か国だけであるうえに、それらの大多数は非常に少量を消費しているだけです。国際連合に加盟する195か国のうちのわずか15%未満の国が、2015年に1,000トン以上クリソタイル・アスベストを使用しています。同じ年に、世界でたった7か国が5万トン以上使用しています(すなわち、中国、インド、インドネシア、ベトナム、ウズベキスタン、ロシア及びブラジル)。アジアはいまや、世界の年間消費量の75%を占める、クリソタイル・アスベストを消費している最後の地域になっているのです³。
- ・全加盟国による2006年の国際労働会議は、アスベストの将来の使用をやめることが、アスベスト曝露から労働者を守り、今後のアスベスト関連疾患を予防するためのもっとも有効な手段であると宣言しました⁴。
- ・世界保健機関(WHO)は、「アスベスト関連疾患を根絶するもっとも有効な道は、すべての種類のアスベストの使用をやめることである」と繰り返し表明しています⁵。
- ・サプライ・チェーンのすべてを通じて確保できる「安全な使用」はありません。証拠は、アスベスト関連疾患による国の負荷が国のアスベスト使用と直接に比例していることを一貫して示しています。

このことは、工業化諸国におけるアスベスト関連疾患の深刻な負荷が、アスベストの「安全使用」を確保するあらゆる試みにもかかわらず、それら諸国の過去数十年間におけるアスベスト使用によるものであることから明らかです⁶。

- ・ 2017年に公表された世界疾病負荷調査の2016年についての最新の推計によれば、アスベストに起因する死亡の世界負荷は年間222,000人と推計されています⁷。この重大かつ憂慮すべき数字でさえ過少推計であるという証拠もあります。
- ・ アスベストの使用継続のための主張のなかで、とりわけ貧しい人々に安い住宅建材を提供するうえで、アスベスト含有製品の「低価格」が引き合いに出されます。「低価格」と称するのであれば公正な比較が必要ですが、将来建物その他からアスベスト含有建材を除去及び安全に廃棄するための費用はもちろん、将来のアスベスト関連疾患被害者の補償や治療、劣化した有害屋根材をもつ家屋に暮らす人々の曝露リスクは考慮されていません。
- ・ アジア、そしてアスベストを禁止した諸国ですでに使用されている、アスベスト含有製品に対する安全で経済的に可能な代替品が存在しています⁸。
- ・ アジアで開発されたアスベストフリー技術は、地域における新たな雇用と環境にやさしい産業を創り出す機会になっています。
- ・ いくつかの工業化諸国は、適切な時期に適切なやり方でアスベストの危険性に対処するのを怠ったことによる政府の認識できた怠慢のゆえに、政府に対する人々の非難や訴訟を経験しています。
- ・ すでにアスベストを禁止している諸国についてのWHOの最近の調査⁸は、アスベストを禁止してGDPに悪影響のあった国はないことを明らかにしました。

アジアにおいて、生命を救い、アスベスト関連疾患の将来の負荷を低減し、持続可能な経済成長を支援し、不必要な社会的不安定を回避するために、私たちは、建材へのアスベストの使用を急速にフェーズアウトするとともに、すべての製品におけるすべての種類のアスベストを禁止するための、政府による速やかな取り組みを強く求めます。

1 <http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/>

2 Video clip www.chrysotile-asia.com/ + Richard L. Kradin MD, George Eng MD, + David C. Christiani MD 2017 'Diffuse peritoneal mesothelioma: A case series of 62 patients including paraoccupational exposures to chrysotile asbestos' + Leslie T Stayner, PhD, David A. Dankovic, PhD, and Richard A. Lemen, PhD 1996

Occupational Exposure to Chrysotile Asbestos and Cancer Risk: A Review of the Amphibole Hypothesis + Suzuki Y1, Kohyama N. Am J Ind Med. 1991;19(6):701-4. Translocation of inhaled asbestos fibers from the lung to other tissues. + Xiaorong Wang,1 Eiji Yano,2 Hong Qiu,1 Ignatius Yu,1 Midori N Courtice,1 L A Tse,1 Sihao Lin,1 Mianzhen Wang 2011 A 37-year observation of mortality in Chinese chrysotile asbestos workers

3 USGS - Estimates Of Global Asbestos Production, Trade, & Consumption In 2015

4 ILO Resolution on Asbestos 2006

5 Chrysotile Asbestos 2014 WHO http://www.who.int/ipcs/assessment/public_health/chemicals_phc

6 <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/17350453>

7 193,374: <http://vizhub.healthdata.org/gbd-compare/>

8 Asbestos Economic Assessment of Bans and Declining Production and Consumption; Lucy P. Allen, Jorge Baez, Mary Elizabeth C. Stern and Frank George 2017

いじめパワハラほっとライン

兵庫●問題の深刻さ浮き彫りに

一人でも加入できる労働組合ひょうごユニオンとひょうご労働安全衛生センターは、世界自殺予防デー（9月10日）にあわせて2017年9月9～10日の2日間、前年に引き続き「職場のいじめパワハラほっとライン」を開設した。

両団体には職場のいじめ・パワハラに関する相談が日常的に寄せられているが、最近はとくに50代や60代以上といった団塊世代の相談が増加している。

厚生労働省が公表した「平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によると、全国の労働行政に寄せられる労働相談は9年連続で100万件を超え、うち民事上の個別労働紛争相談件数は25万5460件にのぼり、民事上の個別労働紛争の相談件数は7万917件（前年度比6.5%増）、助言・指導の申出は2,206件（同7.7%増）、あっせん申請1643件（同13.2%増）で、これら3つの個別労働紛争解決制度における相談内容で「いじめ・嫌がらせ」が全てトップとなっている。

また、警察庁の発表によると、自殺者のうち「被雇用者・勤め人」の人数は減少傾向にあるものの年間約6,700人以上が自ら命を絶ち、被雇用者・勤め人の自殺の原因・動機では、「勤務問

題」が1,800人台で推移している。つまり、働く人が自死を選択する動機のうち、約26%は働くことが原因で生じるトラブルによるものと考えられる。

「いじめ・嫌がらせ」「パワーハラスメント」が強く社会問題化している背景には、人手不足によるヒューマンエラーの発生、職場内のコミュニケーションの希薄化、管理職によるハラスメントや違法性のある指揮命令の横行等が問題としてあげられる。

今回のほっとラインからも、いじめやパワハラに起因して深刻に悪化する職場環境や人間関係が浮き彫りとなっており、あらためて働く職場における個人の尊厳が脅かされる状況が浮き彫りになった。

今回の相談件数は全体で15件と昨年の2割にとどまり、相談としては団塊世代の就労にかかるパワハラ、いじめ問題の深刻さが浮き彫りとなった。

相談者は、労働者本人のほか、母親からの相談があった。相談対象者の年齢は40代が23%、50代が12%、60代が12%、不詳が53%で、昨年と比較すると働き盛りからの相談から団塊世代への相談へとシフトしている状況となった。また、相談対象者

の雇用形態については、正社員が30%、契約社員、派遣社員がそれぞれ25%、請負が10%で、正社員からの相談が最も多くあった。雇用が安定している正社員とと呼ばれる人たちであっても非正規と変わらず労働環境の悪化が深刻な状況がうかがえる結果となった。

今回の相談内容を厚生労働省が定義している「職場のパワーハラスメント」の類型に当てはめたところ、精神的な攻撃 8件、人間関係からの切り離し 1件、過大な要求 2件、個の侵害 2件、過小な要求 1件、その他 4件、となった（相談内容がパワハラの行為類型の項固に複数該当する場合は複数カウント。その他は主訴がパワハラの類型に該当しないもの）。

相談のきっかけは、神戸新聞69%、サンテレビ15%、ネット8%、不明8%であった。

以下は、類型別の典型的な相談内容である。

① 精神的な攻撃・個の侵害

同僚の女性社員が暴言をはき、きつく当たってくる。自宅マンションのポストに怪文書を入れられた。マンションの防犯カメラを確認してもらったところ問題のある同僚女性とわかった。会社にも相談したが同僚の女性は正社員なので簡単に辞めさせられないと言われた。

② 過少な要求・精神的な攻撃

5人の班だったが自分1人仕事を与えられなかった。他の班の応援に出され、休憩を取るため元の班へ戻ると「なにサボってい

るねん」と言われ、体調不良となり、悩んだ末退職した。

③ 過大な要求

訪問介護のヘルパーとして働いており、上司が変わってから「他のヘルパーは45分でやっているから、あなたも45分で終われ」と言われる。労働契約時間は1時間だが45分で終わらせろと指示される。15分時間を削られて、1時間分の賃金が支払われていない。

④ 人間関係からの切り離し

シノレバー人材センターから掃除や洗濯などの業務で派遣され、男1人女4人で仕事をしていましたが、そのうちの1人の女性から無視されるようになった。私に悪いところがあるなら言って下さい」と話したが無視されたままで、原因がわからず孤立し、1か月で退

職することになった。

昨年と比べて入電数は減少したものの、今回のホットラインは団塊世代の就労にかかるパワハラが目立ち、いじめ問題の深刻さが浮き彫りとなった。解決に向けてユニオンへ紹介する案件や、自殺を思いとどまったことを吐露する内容もあり、深刻さは昨年と比べて依然変わりはない。自ら命を絶つことを防ぐセーフティーネットとして、ホットラインが果たす役割は、入電数の増減に関わらず非常に大きいと今回あらためて感じた。

引き続き、他地域のセンターや労働組合と連携し、ネットワークを最大限に活用した解決方法を提供し、いじめ・パワハラ問題への相談対応を行っていききたい。

(ひょうご労働安全衛生センター)

例はない。認定は難しい」と説明を受けた。そのため、家族の会に相談が入ったのであった。

河野さんに職歴を聞くと、学校を卒業後、佐賀県の醤油会社と酒造会社に合わせて4年間勤務したが、仕事内容は醤油と酒の配達であった。その後、2種の運転免許証を取得し、1964年3月末に西鉄バスに正規社員として採用され、到津営業所（北九州市）に配属された。そして、1969年12月に佐賀営業所へと異動となり、1997年9月まで一貫してバスの運転手として勤務した。退職後も再雇用されてバスのハンドルを握り、最後は高校のスクールバスを担当していた。女子高生から「おじちゃんの運転が一番安心」と言われたことと、運転手として勤務した約40年間に無事故無違反であったことが自慢であった。

石綿との接触がわからないと言われていたので、「バスのブレーキやクラッチにアスベストが使われていたことを知っていますか?」と尋ねた。すると、「毎朝の運行前点検の際は、円管服（作業用ツナギ）に着替え、点検ハンマー持ち車両の下に潜り、点検を行っていた」と話してくれた。そして、「到津営業所の時も佐賀営業所に来てからも、車両の下に潜り点検をしていた」「数週間に一度は、工場の修理担当者が見学に来て、点検のやり方や時間についてチェックをしていた」「タイヤハウスの周りやマフラー周りを点検ハンマーで叩くとほこりがよく出ていた」「車両の下回

バス運転手の中皮腫認定

佐賀●バス底での点検作業で曝露

2015年秋、東京のアスベスト疾患患者と家族の会に電話が入った。「父が中皮腫を発症し治療中。仕事はバスの運転手が長く、どこでアスベストと接触したのか分からない」という内容で、被災者の長男からの相談であった。被災者は佐賀市で療養されており、私（西山）が担当することとなった。

被災者・河野志喜男さん（昭和7年12月生れ）は、2015年8月

頃から胸水が溜まりはじめ、大病院で精密検査を受けたところ悪性胸膜中皮腫と診断された。医師からは「この病気はアスベストが原因で起こる病気です」と言われたが、アスベストとの接触は思い当たらなかった。また、「この病気は国から補償されます」とも言われたので、佐賀労働基準監督署に相談に行ったが、窓口の担当者からは「バスの運転手でアスベストの労災を受けた前

りの点検時間は、毎日約10分程度だった」と、昔の記憶が溢れ出した。バスの運転手が作業着に着替え、バスの下に潜り点検を行っていたとは知らなかった。

また、昔は道路事情も悪く、タイヤがパンクすることもよくあり、年に何回かは運転手がパンクしたタイヤの交換を行っていたそうである。その際に、「タイヤの内側等に触れると付着したほこりが飛散していた」と記憶されていた。

そこで、西鉄バスに労災申請の協力を依頼したが、河野さんは「バスの運転業務に従事しており、証明は出来ません」との回答であった。厚生労働省の発表によるとこれまで西鉄バスでは2名の方が石綿を起因とする疾病を発症したとして労災認定されているが、ともにバスの整備作業に従事していたため、会社として証明したと説明があった。

事業主証明がないままでの労災申請となるため、協力してもらえない同僚をさがした。すると、佐賀営業所でバス運転手として一緒に勤務した3名が、作業内容について話してくれることになった。佐賀営業所においても、バスに乗る際は、運転手がツナギに着替え、バスの底に潜り、点検ハンマー用いて始業点検を行っていたと、3人が話してくれた。

河野さんは、「バスの運転手として働いた他の人にも被害が出るかもしれない。自分が労災認定を受けることで救済の道筋を付けたい」と語っていたが、2016年4月末に「誤嚥性肺炎」で亡くなられた。83歳であった。佐賀労働

基準監督署に労災申請を行ったのは、2016年6月1日であった。

労災申請後の佐賀署の調査と判断は早かった。8月16日付けの調査結果復命書において、「西鉄よりブレーキライニング、クラッチディスク、エアコンダクトの断熱材に石綿を含む部品が使用されていたと確認した」「同僚等を確認したところ、毎朝運転前点検として点検ハンマーを使って、バスの下回りの点検を行っていたことを確認した」として、「認定要件を満たす」と判断

している。

ただ、死亡原因が誤嚥性肺炎であったため、本省協議事案とされ、労災と認定されたのは2017年5月12日であった。

石綿労災認定事業場の情報を確認しても、バス運転手の認定は初めてと思われる。河野さんと同じ様に働いていた他の運転手もアスベストを吸い込んでいる可能性があり、企業側は労働者の健康管理を徹底する必要がある。



(ひょうご労働安全衛生センター)

21番目に新潟支部を設立

新潟●アスベスト疾患患者と家族の会

2017年11月11日にクロスパル新潟で中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会新潟支部の結成の集いを行った。集いには、事務局スタッフ2名、新聞記者3名を含む22名が参加された。

集いに先立って新潟県庁で支部世話人の岡田伸吾さんや小林会長らで記者会見を行い、NHK新潟ニュースや新潟日報、全国紙でも報道されたことから、集いには支部会員の皆さんのほか、実家がバイク店を営んでいたという胸膜中皮腫の患者さんや石綿健康管理手帳をもつ男性、父親が建設業に携わっていたという女性や昔ゼネコンで働いていたという男性らも参加した。

冒頭、小菅副会長より「新潟

支部は21番目になります。私も新潟の方々とお会いしたくて参加しました」と挨拶をいただいた後、新潟支部世話人の岡田さんより「中皮腫になって13年になります。病気の進行がどうなるのか、ストレスへの対処で悩んだこともあります。精神的に追い込まれたときに話を聞いてくれる人がいるだけで全然違います。家族には言えることと言えないことがあります。患者の輪の中で自分の悩みを出せる場があった方がよいと思うし、新潟支部はそういった場にしていきたい」と話があった。

また、中皮腫サポートキャラバン隊の栗田英司さんに「腹膜中皮腫患者・17年間の闘病記」と題して講演を行っていただいた。

栗田さんの講演後、参加者全員で交流会を行い、翌12日にはアスベスト被害相談会・ホットライン

を行い、16人の方々から相談を受けた。
(名古屋労災職業病研究会)

石綿肺・肺がんともに公務外 神奈川●横浜市水道局職員の公務災害

2010年4月7日、Mさんの訃報が届いた。進行肺がんを患い大変苦しそうにしていたので、その苦しみからは解放されたのかと思う一方、「横浜市や水道事業発展のため一生懸命働き、石綿に曝露してこの病気に罹患したことが認められないことが悔しい」と、よく話していた姿が浮かんた。

2005年のクボタショックはアスベスト被害の大きさを世に知らしめた出来事であった。Mさんは、その2年前の定期健康診断の胸部X線撮影で「所見あり」とされ、人間ドックの肺機能検査で肺活量減少という結果が出ていた。また、呼吸が浅くなったり、胸の痛み、急な登り坂や階段で息苦しいなどの自覚症状も出ていた。石綿セメント管を取り扱う業務を行っていたこともあり、2005年12月8日に横浜労災病院を受診した結果、「石綿肺、管理区分2程度」と診断された。

同僚や労組役員に相談し、2006年2月14日、Mさんは、石綿セメント管作業により石綿肺に罹患したとして、地方公務員災害補償基金横浜市支部長に公務災害認定請求手続を行った。そ

れから1年3か月後の2007年5月14日付で、基金支部から、Mさんにとって思いもよらない結果が届けられた。「公務外」である。Mさんは「なんで? 仕事で石綿曝露したのに」と思い、2007年7月18日に基金横浜市支部審査会に審査請求書を提出。

地方公務員災害補償法に基づく手続は煩雑であり、労組は相談を受け支援することになった。支部審査会から2009年2月16日付で「公務外」という結果が届いた。その主な理由として、「石綿セメント管の本管破裂修理時などの機会に随時従事したのみであり、職務による高濃度の石綿曝露があったとは認められない。医学的には請求人の肺内から職業性の石綿曝露があったと推定できるほどの石綿小体が検出される等、職務による石綿暴露を明確に裏付けるような医学的知見は得られていない」としている。その後、基金本部に2009年3月20日に再審査請求を提出した。

次第にMさんの病状は悪化し、2009年4月2日、息苦しのため救急車で神奈川県立循環器

呼吸器病センターに運ばれ入院。その際の診断は「進行肺がん、肺腺症Ⅳ期」。Mさんや家族にとって辛い現実が突き付けられた。私もお見舞いのたびに辛そうにしている姿を目の当たりにしたが、それでもMさんは持ち前の心遣いで「忙しいのにすみません」と話す姿は忘れられない。

私は、Mさんと相談の上、基金本部へ「石綿肺の申請をして再審査をしているが、請求人が進行肺がん罹患したので、石綿肺の請求を取り下げ、進行肺がんを出し直したい」と相談した。基金本部からは「一旦受理して審査中の案件なのでそのまま進めてください」と助言をもらった。私は、「石綿肺の判断が進行肺がんの判断に悪影響を与えると困る」として話し合いを持ったが、「新たな病名でも申請できますから」と言われた。いま思うと、「公務外」の判断がされていたのではないかと勘繰りたくもなる。2010年3月29日、基金本部から再審査請求の結果が届いた。「処分庁が請求人に対して行った公務外認定処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない」であった。

Mさんは、1967年10月に横浜市水道局施設部第一配水課工事係に配属され、1976年5月まで機構改革で名称変更はあったものの同一の所属で勤務。本管破裂修理時に直営にて石綿セメント管をノコギリによる直接切断及び配管作業を行う。また、業者修理時は監督業務に従事、これらの作業は常時石綿粉じんを

直接浴びていた。その後、エンジンカッターが導入されると、使用時に多量に粉じんが舞い、石綿粉じんが周辺が真っ白になった。

その後、営業部中営業所工事係に配属され、1976年6月から1993年6月まで勤務した。業務内容は、給水工事、修繕工事、撤去工事など。直営穿孔工事で数回石綿セメント管の穿孔作業や切断作業に伴って、直接ないし間接的に石綿に曝露した。

その後、1993年7月から1998年9月までは営業部船舶給水営業所で勤務。1998年10月から2009年3月までは営業部中営業所工事係で以前同様の業務に当たった。2009年4月からは給水部保全課に異動し、2010年3月末日で定年退職を迎えた。

2010年7月12日に、Mさんのご遺族は、進行肺がんとして新たな公務災害の請求を行った。しかし、またしても基金支部は2017年5月23日付で「公務外の災害」と通知した。その理由は、「石綿曝露作業への従事期間が10年に満たないことに加え、胸膜ブランクが明らかには認められず、石綿小体の検査が行われておらず、石綿肺と確定診断できない、また、びまん性胸膜肥厚の所見もないことから、公務災害の認定基準のいずれにも該当しない」ということである。遺族は、基金の判断に納得できずにいる。石綿肺の認定請求時に石綿曝露作業の従事期間が営業部中営業所工事係においてもあったこと等が無視され、医学的知見についても、基金の医師による判

断を持って主治医などの判断を退けている。

現在、遺族と労組は、支部審査会へ審査請求を行っている。当時の作業環境や作業状況の聞き取りを再度行い、営業部中営業所工事係の当時の同僚からの現認書2通を取得した。また、基金の判断内容を知るため開示請求も行った。医学的判断についても新たな診断書を取得し、他の医師による意見書も準

備している。

神奈川労災職業病センターには、当初の公務災害認定請求時よりお力添えをいただいている。適切な助言や法律の変化など事細かく指導をいただき、感謝している。なにより石綿被害による遺族の悲しみが少しでも減らせるよう、労組としてしっかり取り組みを進めていきたい。

芹沢錦一



(全水道横浜水道労働組合)

前向いていくで！

●中皮腫サポートキャラバン隊

皆様、新年明けましておめでとうございます。大阪府の最南端の岬町に住んでいます、中皮腫2年生患者です。

私はこの(2017年)9月から、関東支部の腹膜中皮腫闘病18年の患者であります栗田英司さんと「中皮腫サポートキャラバン隊」を立ち上げ、第1回として北海道に行き、そこで胸膜中皮腫を18歳で発症し、闘病9年目の田中奏実さんをスカウトして、以降はほぼ三人で活動しております。

活動内容は、それぞれの場所や地域に応じた講演会や交流サロンなどを開催しています。

最初に訪れたのは、田中さんをスカウトした北海道でした。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の全国事務局の協力があ

り、事前に地元新聞で大々的に宣伝してもらえたこともあって、約30人の患者やご家族、病院のソーシャルワーカーの方に来ていただきました。来られた患者の方は胸膜中皮腫、腹膜中皮腫、肺がんなど数人いました。その中には肺がんと言われて2年間肺がん用の抗がん剤治療を行っていましたが、まったく効果がないので治験をすることになり、再度精密検査をしたところ、中皮腫と診断されたという方もいました。現在は中皮腫の標準治療をはじめたらしいのですが、地方に行く中皮腫を誤診してしまう医師や治療法を知らない医師は少なくありません。そんな中で治療をしている患者の不憫さは計り知れません。手術と抗がん剤治療のために北海道から山口県まで行かれた方もいました。

次に訪れたのは、10月1日の患者と家族の会ひょうご支部での講演会でした。約40名の方に来ていただきました。ここでは栗田さんが約1時間使って「腹膜中皮腫17年の闘病」と題して講演を行ない、その後私も20分ほどスピーチさせていただきました。生まれも育ちも大阪の私は、いかに前向きに生きているかを表すために笑い話に徹しました。これが評価されたのか参加されたある方から「こんなに笑った患者と家族の会は初めてでした。また来ます」といったお言葉をいただき、感激したことを覚えています。ここが私になるべく面白おかしくお話をさせていただいている原点だと思います。参加者の中にいた某病院のソーシャルワーカーの方は、入院患者に私たち「中皮腫サポートキャラバン隊」のことをよく話されておられたと最近うかがいました。また、ここでそれぞれの役割が決まったように思います。長年の闘病から学んだ経験や知識を話す栗田さん、若くして発症した後も頑張って社会復帰していることを話すマスコットの田中さん、そして笑い担当として前を向いて生きていることを伝える私というふうに。

10月15日には、私が会長でもあります「中皮腫・同志の会」の第2回を東京で開催した際、「中皮腫サポートキャラバン隊」として栗田さんに講演をしていただきました。ここでは14人の中皮腫患者が集まりました。交流会では地上46階からの夜景を見ながら士気を高めました。

10月28日は、私が単独で埼玉県に呼ばれ、患者と家族の会関東支部の患者会の交流会でスピーチさせていただきました。ここでは、講演会で中皮腫・じん肺・アスベストセンターの永倉冬史さんより建物解体時の曝露がこれからどんどん増えるということを学び、警鐘を鳴らしていかなければならないと自覚しました。

11月25、26日には福岡支部、鹿児島支部で講演会を開催しました。福岡では、私のブログの事前周知を見て二組のご家族に来ていただき感激しました。私のブログをいつも見てくれたお母さんと三女の娘さんの親子で、長女が重度の障害でかつ中皮腫患者だそうで、私のブログに励まされていたと私にとっては凄く印象に残りました。本当にありがたいことでした。そしてもうひと組の方は、ご主人様が中皮腫で今後の治療法を兵庫県某病院へセカンドオピニオンにご夫婦で行った帰りに、たまたま「中皮腫」というワードをネット検索して私のブログを知り、久留米市へ帰る途中で博多に寄ったということなんです。これって凄くないですか。偶然とはいえ私のブログを見て来てくれるなんて、なんて光栄なことだと感激しました。博多には約30人の方が来られていたので、私もつい熱く語ったのを覚えています。

そして、26日の鹿児島では現地入りした時に食べた「しろくま」が忘れられません、…。いえいえ、鹿児島も盛り上がりました。20人以上の方が来られましたが、ここは中皮腫よりも胸膜肥厚や胸膜

プラークの方も来ていて、質問タイムは大いに盛り上がりました。肺がん患者の八木さんは私同様にとってもポジティブな方でした。

他にも全国あちこちでたくさんの方に会って、たくさんの勇気とパワーをお分けするつもりが、こちらが凄いパワーをいただきました。

そして、11月13日には「中皮腫サポートキャラバン隊」のことが毎日新聞で紹介され、12月19日には関西テレビで、私の独占取材が放映されましたし、その後のアスベスト被害ホットラインでもNHKや関西テレビから取材を受け放映されました。でここまでマスコミに出たのは私の人生53年にして初めての体験です。私の人生がこの病気になってから180度変わったのは間違いありません。これからも全国のアスベスト疾患、中皮腫患者に元気な姿をお見せしにいきたいと思います。

今後の日程は1月21日、石川県金沢市で患者と家族の会北陸支部講演会を、2月3日広島支部で講演会、4日山口県宇部医療センターで患者さんとの交流会、3月16日には東北支部で講演会が控えております。今後も「中皮腫サポートキャラバン隊」から目を離さないで下さい。

そして、今年の当面の目標は「中皮腫患者100人集会～省庁交渉だよ全員集合！」です。皆さんの力をお借りして是非とも省庁交渉に100人の中皮腫患者を集めたいと思ってます。今年もよろしく願いいたします。

右田 孝雄(患者と家族の会/
中皮腫同志の会)

3月2日(金) 院内集会

職場のハラスメント 防止の法制化を!!

～誰もがハラスメントを受けずに安心して働ける職場へ～

2018.3.2(金) 17:30～19:00
参議院議員会館 地下B104号室

現在、厚生労働省では、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」が開かれています。政府の「働き方改革実行計画」(2017年3月決定)で、「実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について検討する」とされ、始まった検討会です。しかし、現状と同様の労使の自主的な取組みのままでよいとする意見が出るなど、真に実効性のある防止対策が打ち出されないおそれがあります。

国のパワーハラスメント対策については、2012年3月15日発表の厚生労働省「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(以下、提言)があります。しかし、「提言」は残念ながら、有効な防止策には至っていません。パワハラ相談者は年を追って増え、被害者は減らず、被害によって精神疾患を負い労災認定される労働者は増加しています。パワハラによる自殺者も増えています。厚生労働省の実態調査によれば、企業のパワハラ取組み実施の割合は、中小企業などにおいてほとんど伸びていません。来月取りまとめられる検討会の報告には、実効性ある対策として、「職場のハラスメント防止法」制定など、ハラスメントの防止・解決に関する立法化が盛り込まれることが必須です。

そのほか、現在の日本の職場におけるハラスメントについては、法制化以外に、主に以下のような問題もあります。今回の院内集会では、職場で様々なハラスメントを受けている労働者の声を中心に、被害者支援に取り組んでいる諸団体が一致して、ハラスメントに関する真に実効性ある方策を求めます。

- ・顧客や取引先などの第三者からのハラスメントを含む方策
- ・職場におけるあらゆるハラスメントに対する実効性ある法政策(セクシュアルハラスメント、SOGIハラスメント、障害者や外国人に対するハラスメント、など)

上記の社会的要請にこたえた職場のハラスメント防止の法制化を目指し、集会を開催します。多くの皆様の参加をお願いいたします。

集会参加には入館票が必要です。当日 17 時 15 分より、参議院議員会館 1 階で配布します。

主 催：「職場のハラスメント防止の法制化を!!」実行委員会

連絡先：03-6380-4453 メール：imc_44_53@tbz.t-com.ne.jp

賛同団体：いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター、職場のモラル・ハラスメントをなくす会(大阪)
全国労働安全衛生センター連絡会議、パープルユニオン、ほか

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- | | |
|--|--|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4階 | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL(011)272-8855/FAX(011)272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | E-mail center@toshc.org
TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL(042)324-1024/FAX(042)324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL(042)324-1922/FAX(042)325-2663 |
| 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 | E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL(027)322-4545/FAX(027)322-4540 |
| 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階 | E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL(0263)39-0021/FAX(0263)33-6000 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | E-mail KFR00474@nifty.com
TEL(025)265-5446/FAX(025)230-6680 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | E-mail roushokuken@be.to
TEL(052)837-7420/FAX(052)837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL(059)228-7977/FAX(059)225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | E-mail kyotama@mbbox.kyoto-inet.or.jp
TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL(06)6943-1527/FAX(06)6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL(06)4950-6653/FAX(06)4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL(06)6488-9952/FAX(06)6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階 | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL(078)382-2118/FAX(078)382-2124 |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 | E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL(086)232-3741/FAX(086)232-3714 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL(0857)22-6110/FAX(0857)37-0090 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり | /FAX(0858)23-0155
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | TEL(088)623-6362/FAX(088)655-4113 |
| 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5 | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL(0897)64-9395 |
| 大分 ● NPO法人 大分県労働者安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL(088)845-3953/FAX(088)845-3953 |
| 自治体 ● 自治労安全衛生対策室
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階) | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL(097)567-5177/FAX(097)568-2317 |
| | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL(03)3239-9470/FAX(03)3264-1432 |



安全センター情報 2018年3月号(通巻第457号) 2018年2月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>